

# 2019 履修ガイド

REGISTRATION GUIDE



RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY

酪農学園大学



## 大学・学群・学類 英文表記名

### 酪農学園大学

### Rakuno Gakuen University

#### 農食環境学群

College of Agriculture, Food and Environment Sciences

#### 循環農学類

Department of Sustainable Agriculture

#### 食と健康学類

Department of Food Science and Human Wellness

#### 環境共生学類

Department of Environmental Sciences

#### 獣医学群

School of Veterinary Medicine

#### 獣医学類

Department of Veterinary Medicine

#### 獣医保健看護学類

Department of Veterinary Science

この履修ガイドは、卒業するために必要な事項が記載されているので、熟読のうえ、大切に保管すること。

## はじめに

「履修ガイド」は、入学から卒業までの学修を進めていくうえで指針となる事項を集約したものです。履修方法や諸手続きの詳細については、ガイダンスのときに説明しますが、みなさんは、この「履修ガイド」を卒業まで機会があるごとに参照し、十分に活用してください。

大学では、履修登録・単位計算はすべて自分の責任で行わなければなりません。また、「学事暦」に定めるスケジュールに沿って学修を進めることになりますので、常に日程を把握しておく必要があり、自己管理が求められます。

履修登録や授業、成績に関することで不明な点がある場合には、自己流の解釈や周りの会話に流されて失敗することのないよう、アドバイザーの先生や教務課の窓口にご相談し、疑問の解明に努めてください。

なお、「履修ガイド」は入学時にだけ配布します。卒業するまで紛失しないようにしてください。紛失者に対する再配布は一切いたしません。ただし、内容の一部が変更される場合は、ガイダンスの説明や別刷りの配布、Web 情報学生支援システム（通称：UNIPA）でお知らせします。

# 目 次

## はじめに

---

1. 教育基本方針～3つのポリシー～（2018年12月現在）	1			
2. 履修と単位制度	6			
(1) 履修とは	(2) 単位制度	(3) 単位の計算	(4) 単位の修得	
3. 履修登録	7			
(1) 履修科目の決定から履修登録までの手順	(2) 登録に必要な資料・情報			
(3) 登録上の留意事項	(4) 履修できる科目・できない科目			
(5) 履修登録の変更	(6) 既修得単位の認定			
(7) 大学以外の教育施設等における単位認定	(8) 編入学生の単位認定及び履修			
(9) 他学群他学類科目の履修				
(10) 札幌圏大学・短期大学間単位互換協定（Green Campus）	(11) 資格取得に関する履修			
4. 授 業	14			
(1) 授業期間	(2) 授業時間	(3) 授業科目	(4) 出席数	(5) 欠席届
(6) 公認欠席	(7) 休講	(8) 補講	(9) 集中授業	
5. 試験および成績	18			
(1) 試験の種類	(2) 試験方法	(3) 試験の時間割		
(4) 受験資格	(5) 試験に関する注意	(6) レポート・論文等の提出		
(7) 成績評価とGPA制度	(8) 成績発表	(9) 成績に対する質問		
6. 進 級	22			
(1) 農食環境学群の各学類進級要件	(2) 獣医学群の各学類進級要件			
7. 学群・学類・コース制	24			
(1) 学群・学類・コースの構成	(2) 各学年の流れについて			
(3) コース選択について	(4) 転学群・転学類について			
8. 卒業及び学位	25			
9. 修業年限	25			
(1) 修業年限と在学年限	(2) 休学期間	(3) 休学・退学時期と単位認定		
10. 教務確認事項	26			
(1) 教務課の取扱業務	(2) 証明書交付申込み	(3) 学生への連絡と掲示		
(4) 学生または保証人の住所等変更の届出	(5) 学生個人情報	(6) オフィスアワー		

11. 教職課程	28
(1) 教職課程とは	(2) 教職コースとは
(3) 本学で取得できる教育職員免許状	(4) 教育職員免許状取得までの4年間の流れ
(5) 教職課程登録申込みについて	(6) 教育職員免許状取得に必要な科目
12. 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格の取得	42
(1) 資格の概要	(2) 取得方法
13. フードスペシャリスト資格の取得	45
(1) 資格の概要	(2) 取得方法
14. 家畜(牛)人工授精師資格の取得	47
(1) 資格の概要	(2) 取得方法
15. 家畜体内・体外受精卵移植資格の取得	49
(1) 資格の概要	(2) 取得方法
16. 飼料製造管理者任用資格の取得	51
(1) 資格の概要	(2) 取得方法
17. シカ捕獲認証資格の取得	52
(1) 資格の概要	(2) 取得方法
18. 鳥獣管理士資格の取得	53
(1) 資格の概要	(2) 取得方法

## 酪農学園大学関連規程

酪農学園大学農食環境学群履修規程	55
酪農学園大学獣医学群履修規程	78
酪農学園大学教育職員免許状の取得に関する規程	91
酪農学園大学研究生規程	92
酪農学園大学科目等履修生規程	94
酪農学園大学特別科目等履修生規程	97
酪農学園大学編入学に関する規程	99
酪農学園大学再入学規程	101
酪農学園大学転学群転学類に関する規程	102
酪農学園大学他学群他学類の授業科目の履修に関する規程	104
酪農学園大学の他大学等の授業科目の履修に関する規程	105
酪農学園大学学生の留学に関する規程	106
酪農学園大学大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関する規程	108

# 1. 教育基本方針（3つのポリシー）

酪農学園大学では、教育活動の充実を目的として、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を策定しています。

## (1) 大学の教育基本方針

建学の精神である「三愛主義」は、キリスト教の教えのもとに「神を愛し、人を愛し、土を愛する」ことに徹した人間教育主義であり、多様な隣人への寛容な精神と、人類存続の礎である大地を尊ぶ精神の涵養を説く。その目的は建学の精神を受け継ぎ、「健土健民」の教えを実践し、「生命を紡ぐ大学」として大地が生み出す命を未来へと繋ぎ、全人類の福祉向上に貢献する担い手の養成である。

建学の精神にもとづく教育は85年の歴史を有し、農業振興に大きく貢献してきた。これを受け継ぐ新しい教育は、「農・食・環境・生命」を基軸に自然との調和の取れた循環農業の維持・発展を図り、人と動物の生命の存続と福祉に貢献し、かつ世界的活動に参加する人材を育てることである。主体的に世界の変化に対応し、課題を見極め、課題解決に対し幅広く、柔軟かつ総合的な判断力を持った担い手を育てる。すなわち農業にかかわる複合的問題を解決する能力を持ち、多角度から物事を観察する能力や総合的思考力、的確な判断力、かつ豊かな人間性を持った人材を輩出することである。

### ■アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

建学の精神「三愛主義」を理解し、「健土健民」の教えを実践するために積極的に行動する強い開拓者精神を持った人物を求め。農業は食を保証し、環境との調和を必然とし、健康な生命を育むまさに母なる大地と同義である。農業は総合科学であり、理論と実践を融合し、「命を紡ぐ健土健民」社会の実現を志す意志の強い人物を求め。どの専門分野においても、「農・食・環境・生命」の有機的結びつきを理解できる担い手は、自己教育能力を持ち高度の専門性を持った質の高い教養人として社会貢献をなしえる。

### ■カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

学士課程教育は2学群・5学類の教育組織からなる。この学群・学類制は教育を受ける学生のための組織であり、農業を総合科学として学ぶための横断的教育を含む教育体制である。初年次の酪農学園教育は、新入生全員がキリストの教えと建学の精神を学ぶと共に、農場実習を通して「家畜に触れ、作物を知り、土の役割を理解する」共通認識を修得する。いわば酪農学園大学独自の教養教育である。学生は、この酪農学園教養教育を修得するところから始まり、専門基礎教育を経て専門教育課程へと進む。専門教育においては各学群の教育方針に基づき、卒業と同時に広い視野を持ち、優れた実践力を持つ専門家を養成するカリキュラムがそれぞれに設定されている。

### ■ディプロマポリシー（学位授与の方針）

酪農学園大学の学士課程教育は質の高い教養を持った専門家を養成する。初年次の酪農学園教育において、「農・食・環境・生命」の有機的結びつきを理解した学生は分野を超えて問題探求の基本的姿勢が身につく。学群・学類の専門教育では体系的にかつ学際的に学び、知識の活用能力、批判的・論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力を統合する力を身につけた学生が生まれる。学位記は、その能力と実践力を有することを証明する。さらに、学生は各学群・学類において多様な資格あるいはその受験資格を取得でき、これらの資格と併せて、視野の広い専門家として多様な課題を発見、分析、解決する能力を身につけた人材となる。

## (2) 農食環境学群の教育基本方針

農食環境学群の教育理念は、建学の精神である「三愛精神に基づく健土健民」の実現のための教育・研究を行うことである。「健土健民」は、文字通り「健やかな土に健やかな民が育まれる」ことを大学の使命の根底に置くことを高らかに宣言した本学の基本理念である。この基本理念の上に、農食環境学群では、人は環境－植物－動物－食に支えられた存在であることを教育・研究展開の基軸に置き、健康な「土－草－牛－乳－人」のつながりを、また、健康な「自然－植物（作物）－動物（家畜）－食－人」のつながりを、さらに、健康な「環境－植物－動物－物質・エネルギー－人」のつながりを保つことをその基本理念の具現化として位置付けている。農食環境学群の3学類は、それぞれこのつながりの一部を担っており、3学類が協力し、また、各学類における自然科学と人文社会科学が融合することにより、さらには、それぞれのフィールドと連携を強めることにより、「三愛精神に基づく健土健民」の世界を実現しようとするものである。

### ■アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

農食環境学群が求める学生は、本学の教育理念・教育目標に共鳴し、農・食・環境学への主体的な学習意欲・問題意識があり、現場で身体を動かして学ぶことを厭わない人物である。

#### 循環農学類

循環農学類は農業を取り巻く現実社会に対応するため、文理融合した学類であり、循環型社会の実現に向け、実践的活動ができる人材の養成を目的とする。自然科学のみならず人文社会科学も含めた総合的な学習を行うので、農業・畜産業に関する知識や技術を活かして人類社会に貢献したいという意欲を持つ人物を求める。

#### 食と健康学類

食と健康学類は、本学の基本理念である実学教育をとおして、食の生産、加工・製造、流通ならびに健康に関する幅広い知識と技術を習得するとともに、食と健康に関する総合的な判断力を培い、社会に貢献できる人材を養成することを教育の目的とする。自然科学のみならず、社会科学をも含めた総合的な学習を行うので、高等学校でのこれらの科目の基礎的知識を習得し、何事にも興味をもって取り組む意欲にあふれた人物を求める。

#### 環境共生学類

地球環境の中で長い歳月をかけて形成されてきた様々な循環システム（大気、物質、エネルギー）と、その循環システムが育んできた人間と野生動物をはじめとする生命圏の調和ある共生を目的とする。人類がその文明生活の中でもたらしたその調和のほころびを修復し、人間が野生動物、そして生命環境と共生していく英知を学び、国際社会、地域社会の中で環境問題を解決する意欲のある人材を求める。

### ■カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

1・2年次においては、全学共通の基盤教育プログラムにより、本学の歴史や使命を学ぶとともに、農業・酪農・畜産の実体験を積み、さらに専門教育科目を学ぶための基礎的素養ならびに真理を追究する大学人としての教養を身につける。専門教育科目では、3学類のそれぞれにおいて、専門知識の習得とともに実践技術を体得できるカリキュラムを編成する。

## 循環農学類

専門基礎科目から、循環を基本とした農学・畜産学の体系的学習のために提示した履修モデルを参考に、専門コースごとの基礎となる科目を選択する。また、学外農場実習を通して現実社会に向き合う能力を養うことを奨励する。専門教育科目には、農に関する専門的な方法論や知識・技術を体系的に学び、習得するために専門共通科目、コース専攻教育科目および学類教育科目を設置している。

## 食と健康学類

専門教育科目では、フードシステムの各領域での専門的な科目を配置し、食と健康に係る専門的知識の習得を目指す。また、座学のみならず実験や学内外での実習の履修によって、より実際的な技術の習得や実体験を積み重ね、実社会で活躍できる素養をもった人材を育成できるカリキュラムを編成している。

## 環境共生学類

専門基礎科目の中で、地球の生命圏と環境の調和の本質を理解し、その調和が人類の文明活動によってどのように損なわれつつあるかを科学的に理解する思考力を養成する。専門教育科目では、人間が野生動物、生命環境と共生していくための知恵と術を追求していく実践的な努力についてコミュニケーション能力を高めつつ学ぶために、様々な社会、フィールドでの現場教育を実験・実習科目の中で展開する。

## ■ディプロマポリシー（学位授与の方針）

所定の単位を取得し、以下に掲げる能力を身につけた学生に、農学分野・食品学分野、環境学分野の学位を授与する。

- 全学共通の基盤教育プログラムにより、本学の建学の精神を理解するとともに、基礎的な学問を習得する能力
- フィールドにおける実践的な教育により現場感覚を体得し、物事の本質を見極めるとともに今後の課題を解決する能力
- 基盤教育を基礎としながら、各学類の専門的知識と技術を、専門ゼミナールでの討論や卒業論文とおして習得し、さらに、自然科学と人文社会科学が融合した総合的思考力・判断力を習得することにより、社会に貢献できる能力

### (3) 獣医学群の教育基本方針

獣医学群は建学の精神（三愛精神・健土健民・実学教育）に基づき、獣医学と獣医保健看護学とその関連科学の教育を通して生命を尊ぶ豊かな人間性を育み、人類と動物の福祉及び自然環境との調和とその共存に貢献する人材を育てる。すなわち専門知識・技術及び総合的な判断力を習得し、国際的視野に立って人と動物の健康保持、環境保全ならびに食料の安定供給に寄与する人材を養成することである。また、高等教育機関として地域社会における知識・文化の中核として、さらに将来に向けた地域活性化の拠点としての役割を担う人材の教育を目的とする。

獣医学群教育はライフサイエンスに根ざした実践を目指した応用科学であり、医学、農学、生物学など広範囲な学問分野を含む。獣医学群の教育は獣医学類と獣医保健看護学類が協力して、様々な分野で求められている広範囲な専門知識と技術を取得し、チーム獣医療を実践できる人材の育成を教育の基本方針とする。

## ■アドミッションポリシー（入学者受入れの方針）

獣医学群が求める人材は建学の理念を理解し、獣医学群の教育目的を遂行できる人物である。



## 獣医学類

獣医学類は、国際通用性を基本とした獣医学及びその関連分野における高度な知識と技術を修得し、迫り来る諸問題を解決できる能力を具備する獣医師の育成を目的とする。社会に対する幅広い視野を有し、地域や地球レベルでの人と動物との調和に深い関心を持ち、日々進歩する最新知識を吸収できる基礎学力を持ち、生涯にわたって自己学習意欲を持つ人材を求める。

## 獣医保健看護学類

獣医保健看護学類は、高いレベルで動物看護師の知識・技術を教授し、広く基礎生命科学分野、公衆衛生分野および動物医療分野で活躍できる人材の養成を目的とする。それ故、大学設立の基本理念・教育目標を理解し獣医保健看護学とその関連分野で能動的に学習を行うことができ、動物・人間とふれあうことの実践を通じて生命を尊ぶ豊かな感性を育み、動物の良き理解者として人類と動物の福祉に貢献しようとする目的意識をもつ人材を求める。

### ■カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

1年次では、建学の精神を礎に豊かな知性と人間性を獲得するために、全学共通カリキュラムの基盤教育を実施する。また、獣医師、動物看護師として必要な倫理観や健全な生命観、使命感を養う。2年次では2学類で共通の専門基礎教育を展開することで、獣医療の基礎となる知識を共有すると共に多角的に物事を捉え学際的な視点を養う。

専門教育科目、専修教育科目ではそれぞれの学類での専門知識・技術及び総合的な判断力を涵養すると共に自ら課題を探求し、その課題解決に対して幅広く、柔軟かつ総合的な判断力を涵養する。

## 獣医学類

新たな知の創造につながる獣医学専門教育を積み上げ、問題を解決する能力を養い、指導的な役割を果たしうる人材を育成する。研究や討論を実践的に積み上げる学生参加型の授業および実習を充実し、教養と豊かな人間性、国際的感覚、強固な責任感と高い倫理性を取得する専修教育を実施する。

## 獣医保健看護学類

専門基礎科目では、動物の形態機能および感染症を理解するために生体機能学、病原体に関わる基礎知識を習得する。専門科目では、臨床を含む獣医療の関連科目ならびに公衆衛生学を学ぶとともに動物看護に関する専門的な知識・技術を体系的に習得し、学内外での実習で実践することでそれらを深化させる。最終年次には、専修教育として行動学、栄養学、理学療法について深く学習し、専門性のある人材を育成できるカリキュラムを展開する。

### ■ディプロマポリシー（学位授与の方針）

獣医学群は大学設立の理念に基づき社会的ニーズの高い分野で活躍できる人材、獣医師ならびに動物看護師としてチーム獣医療を担う質の高い実践能力を備えた「高度職業人」としての人材ならびにそれぞれの分野や地域においてリーダーとして活躍できる獣医療従事者を卒業させる。

## 獣医学類

以下の能力を身につけ、豊かな知性と人間性を持ち、「人と動物を取り巻く環境の相互的な関連の重要性」を獣医師として社会に発信できる人材に対し学位を授与する。

- 獣医師の社会的責務を果たすための使命感、倫理観、責任感、コミュニケーション力を修得する能力

- 学際的な視点を持ち、物事の本質を見通す洞察力、先見力、創造力、応用力を習得する能力
- 科学的な根拠を基礎とし、世界的な視野で人間社会の健全な発展に寄与でき、さまざまな情報を統合して、的確な判断を行い、必要な行動ができる能力

#### 獣医保健看護学類

---

豊かな人間性と動物に対する愛情を持ち、高度な知識とチーム獣医療を担う高い実践能力を備えた動物看護師および動物関連分野、教育分野において動物と人間が共存できる社会の創出に貢献できる人材に対し学位を授与する。

(2018年12月現在)

## 2. 履修と単位制度

### (1) 履修とは

履修とは、学類に定めている授業科目を一定のルールに従い学び修めることです。

皆さんは、所属する学類の授業科目を自ら選択し、授業を受講し、試験の合格によって単位を修得することで、卒業に必要な要件（単位数）を満たしていくことになります。

高校と違い「学生自らが卒業までの目標を定め、自主的に学ぶ」ことが基本になります。各自が科目を選択し、時間割を組み立て、自分の責任のもとに学修することになりますので、卒業まで自主的・自発的な意思を持ち続けることがとても大切です。

### (2) 単位制度

本学では、学群・学類等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程（カリキュラム）が編成されます。教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを基盤教育、専門基礎教育、専門教育、教職課程教育、自由科目に分類のうえ、各年次に配当されます。授業は講義、演習、実験、実習及び実技等のいずれかの方法で行われ、これら授業科目の履修は文部科学大臣が定める「大学設置基準」に定められた単位制に基づいて行われます。

### (3) 単位の計算

単位とは、学修時間を表すもので、すべての授業科目に単位数が設定されます。「1単位」の授業科目は、45時間の学修を必要とする教育内容をもって構成するものと定められており、当該授業の方法に応じ、授業による教育効果、授業時間外での自学自修による学修等を考慮し、学則で次の基準を設定しています。

①講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

②実験、実習及び体育実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

本学ではその授業方法や授業効果を基準に、原則として次のように各科目の単位数を定めています。

**\*毎週2時間15週の授業をもって、2単位とするもの。**

講義及び演習科目の一部が該当します。週2時間の授業に対して4時間の自学自修が必要となります。

**\*毎週2時間15週の授業をもって、1単位とするもの。**

体育実技、演習、実習科目の一部が該当します。週2時間の授業に対して1時間の自学自修が必要となります。

**\*毎週3時間15週の授業をもって、1単位とするもの。**

実験および実習科目がこれに該当します。

**\*卒業論文等については、別に定める基準によって単位数を定めています。**

### (4) 単位の修得

皆さんが卒業または進級するためには、各学類で定められた単位を修得しなければなりません。単位は一部の事後認定科目を除き、履修登録をしなければその修得は認められません。履修登録した科目の単位の修得は、規定の授業出席日数を満たし、各学期末に行われる試験に合格することにより、はじめて認められます。出席日数が不足したり、途中で受講を放棄したりするような場合は、その科目の単位修得は認められません。

### 3. 履修登録

単位を修得するために、年度の初めにその年度に履修しようとする授業科目を、決められた期間にあらかじめ申請・登録する手続きを履修登録といいます。履修登録を行わないと、授業を受けることは勿論、その科目の試験等を受けることもできなくなり、単位も認定されません。履修登録方法は、Web 情報学生支援システム（以下「UNIPA」という。）を利用しての「Web 履修登録」です。毎年度始めに履修登録等についてのガイダンスが行われますので、必ず出席し、説明をよく聞き、指定する期間内に確実に履修登録を行ってください。



[Web での履修登録画面]

#### (1) 履修科目の決定から履修登録までの手順

- 年度始めのガイダンスで履修登録に必要な説明・時間割・マニュアル等資料の配布を受ける。

ガイダンスには必ず出席し、単位修得や履修登録についてよく理解しましょう。



- 授業時間割表から履修する科目（授業）を選択し、自分の前学期・後学期の時間割を試作する。

履修登録は、年度始めにその年度に履修する全ての授業を登録します。

履修する授業または履修可能な授業のシラバス（講義概要）を UNIPA で確認してください。教職課程や各種資格取得を考えている人は、本ガイドで関連のページを熟読し、履修計画を立ててください。



- 指定の履修登録期間内に UNIPA から「Web 履修登録」を行う。

履修登録期間内であれば、何度でも変更が可能です。

履修登録した内容は必ずプリントアウトし、登録内容に漏れや誤りがないか必ず確認し、大切に保管しましょう。



#### 履修登録の確定

- 前学期終了後、後学期科目の追加や取消がある場合は、後学期履修登録変更期間に変更登録を行ってください。

UNIPA で前学期の成績・単位修得状況を確認し、進級や卒業に支障ないか十分確認のうえ行ってください。

## (2) 登録に必要な資料・情報

年度始めのガイダンスで配布される書類や資料、または UNIPA の情報をよく読み、履修計画や履修登録に誤りのないようにしてください。わからないことがある場合は教務課窓口で直接相談してください。なかでも履修登録時に特に必要となる資料・情報は以下のとおりです。

履修ガイド	履修登録の流れ、各学群の履修規程、授業科目履修年次配当表、各種資格取得などの情報を記載しています。1年次にのみ配布されます、紛失しても再配布しません。
年次配当表 (履修ガイド内)	卒業するために必要な科目及び単位数が記載されています。必ず見方を理解した上で履修計画を立ててください。
シラバス	本年度に開講される科目の授業内容や年間授業計画などを説明しています。履修計画を立てる際には、必ず UNIPA の「シラバス照会」を参照し熟読してください。
授業時間割表	各学類の授業科目の開講を曜日・時限ごとに示すスケジュール表です。
Web情報学生支援システム (UNIPA) マニュアル	利用方法（履修登録方法など）について詳しく記載されています。時間割を試作した後、UNIPA で履修登録を行う際には必ず参照してください。

## (3) 登録上の留意事項

- \* 履修登録は、その年度に履修する全ての科目を年度始めに登録してください。
- \* 他学群他学類の科目等、Web 履修登録で登録不可能な科目は、教務課窓口で履修登録票を受け取り、該当欄に必要事項を記入し提出してください。また、他学群他学類の科目を履修する時は一定の条件があります。希望科目が決まり次第、まず、教務課窓口で相談してください。
- \* 指定された期間までに登録を完了しなかったり、間違った登録をするとその年度の履修はもとより、授業を受けることも、その科目の試験を受ける資格もなくなり、単位は認定されません。登録手続きには十分注意をしてください。

### \*\* Web 情報学生支援システム（通称：UNIPA）について \*\*

Web 情報学生支援システム（通称：UNIPA）は、皆さんの学籍情報や履修に関する情報の確認・登録を行うポータルサイトです。

ポータルトップ画面には学生呼出し・重要な連絡、授業情報（休講、補講、授業内容に関する情報）、お知らせ&トピックス、就職情報、Q & A 回答、システム情報などの項目があります。ここでは、皆さんにとって大切な連絡を配信していますので、必ず確認するように心掛けてください。また、UNIPA は「ポータル」「クラスプロフィール」の2つのタブから構成され、それぞれの画面より以下の機能を使用することができます。

ポータルメニュー		
個人情報	学籍情報照会	学生本人の学籍情報を照会する
	学籍情報変更申請	学生本人の現住所・電話番号等の変更を申請する
時間割	授業時間割表	入学年度やカリキュラム学類ごとの時間割を照会する
	学生時間割表	学生本人の時間割を照会する
	オフィスアワー	教員の在室時間を照会する
授業・履修	シラバス照会	授業のシラバス（講義内容）を参照する
	履修登録	履修する授業を登録する
	出欠状況確認	授業の出席・欠席状況を確認する
	課題提出	課題を確認、提出する
	eラーニング	授業資料のダウンロードや予習・復習を行う
成績・判定	成績照会	学生本人の成績を照会する
	進級見込判定	学生本人の進級見込判定結果を確認する
	卒業見込判定	学生本人の卒業見込判定結果を確認する
	資格取得見込判定	学生本人の資格取得見込判定結果を確認する
Q & A / アンケート	Q & A (学生)	学生担当教員（アドバイザー・ゼミ教員）や教務課等に質問をする
	アンケート回答	各種のアンケートに回答する
就職	企業求人検索	企業情報や求人情報の検索を行う
	説明会・セミナー	大学で開催する就職に関する説明会・セミナーの検索を行う。

クラスプロファイル（授業に関する各種情報確認・登録）	
シラバス照会	授業のシラバス（講義内容）を照会する
授業資料	履修授業教員から配信された授業資料を確認する
課題提出	履修授業で出された課題に対して、内容を確認し、提出する。
Q & A	履修授業教員あてに、質問を作成し、またその回答を確認する
WEBノート	授業内容等メモを履修授業単位に登録する

UNIPAのトップ画面の「メール設定」から、皆さんのパソコン、携帯のメールアドレスを登録すると、大学側から配信される「休講情報」や「学生連絡呼出」「補講情報」「授業・試験」などを受信することができます。必ずメールアドレスの設定をしてください。また、スマートフォン用サイトでは掲示・時間割・出欠状況などの確認はできますが、利用できる機能は通常のUNIPAの一部です。履修登録や課題提出はできません。

#### (4) 履修できる科目・できない科目

##### 1. 年次配当

授業科目は、年次配当で定められた年次に履修しなければなりません。ただし、科目によって施設・設備の関係で受講者数を制限することがありますので、履修登録時には必ず履修規程やその科目の担当教員、あるいは教務課の指示に従ってください。

- ・同一時限に2科目以上を履修することはできません。
  - ・同一年度に同一名称科目を重複し履修することはできません。
- ただし卒業年次の後学期に限り当該年度の前学期に未修得となった授業科目が後学期にも開講される場合は、後学期履修登録変更時において、再度履修登録することができます。
- ・やむを得ずその年次に履修することができなかった場合は、下級年次（自分の年次より下の年次）で開講されている科目に限り履修することができます。
  - ・すでに単位を修得した授業科目は履修することはできません。
  - ・上級年次に配当された授業科目を履修することはできません。

ただし、2～4各年次への進級認定の結果、留年になった場合は、次年次配当の選択科目（実験・実習を除く）のみが履修できます。食と健康学類管理栄養士コースは、留年になった者は次年次配当の選択科目及び必修科目（実験・実習を除く）を履修することができます。この場合、半期の履修科目の上限は、前年度までの未修得科目数を含む5科目までとします。獣医学類では、2～6各年次への進級認定の結果、留年になった場合、次年次配当の選択科目（実験・実習を除く）および特に履修を許可された科目があれば、その科目を履修することができます。

- ・ 礼拝の時間に他で開講されている授業科目を履修することはできません。
- ・ 履修登録をしていない授業科目を聴講することはできません。

## 2. 再履修

不合格となった科目については、その科目が卒業に必要な科目の場合は次年度以降に再び履修（再履修）して単位を修得しなければなりません。特に、**不合格となった必修科目は次年度に他の科目に優先させて履修しなければなりません。**再履修する場合は、再履修者のためのクラスが設けられているときは、そのクラスで受講しなければなりません。

獣医学群では、出席日数が足りながら、未修得となった必修科目（対象外科目あり）は、次年度受講免除として履修登録し、担当教員から特別指導を受け、試験を受けることを認められる場合があります。

## 3. 履修制限

各年次において、履修できる単位数は、**1年間の履修上限単位数は48単位、1学期あたりの履修上限単位数は26単位**となっています。ただし、キャリア実習Ⅱ、学外農場実習、海外農業実習、学外実習および教職課程教育科目については、履修制限から除外します。

- ・ 履修者数が10名未満の選択科目は、当該年度の開講を取り止め、隔年開講とする場合があります。
- ・ 他にも学類ごとに様々な履修制限や履修条件がありますので、詳細は後述にある「授業科目履修年次配当表」の備考を参照してください。
- ・ また、その他の科目でも、講義計画等により履修者を制限する場合がありますので、ガイダンスの際に確認してください。

◎卒業年次の学生は、年度始めの履修登録時に以下の点を必ず確認してください。

- ①卒業に必要な単位数が十分ありますか。
  - ②単位未修得の必修科目はありませんか。
  - ③各資格の取得を希望する者は、必要要件科目が揃っていますか。
- ※成績・履修に関して不明な点、質問等があれば教務課に問い合わせてください。

## (5) 履修登録の変更

履修登録変更期間は後学期（9月下旬）に設定しています。**登録科目の追加・取り消しはこの期間に必ず行ってください。**この期間以外は認めません。

また、前学期の成績結果を確認のうえ、卒業及び進級要件に単位が満たなかった場合、必ずこの期間に履修登録の追加をしてください。ただし、単位数は履修制限単位を超えての追加登録はできません。

## (6) 既修得単位の認定

本学への入学以前に、他の大学・短期大学等で修得した単位等を認定することがあります。認定希望者は定められた期日までに、成績証明書と授業内容がわかる書類（シラバス等）を教務課まで提出してくだ

さい。

単位認定の対象となる学生は、次の条件を満たす者とします。

- ・ 大学、短期大学、専修学校の専門課程の卒業生または中途退学者  
(注意：単位認定を認める専修学校の専門課程には一定の基準がありますので、教務課に確認してください。)
- ・ 本学および他の大学・短期大学に科目等履修生として在学したことがある者
- ・ 教職課程履修希望者は、認定科目を教職課程の単位として使用できない場合があるので、教務課に確認してください。

## (7) 大学以外の教育施設等における単位認定

入学前に取得した英語の学修（TOEIC や TOEFL 等）については、規程で定めるところにより本学における授業科目の履修とみなし、単位を修得することができます。

学修単位の認定を希望する学生は、指定された期日までに以下の書類を教務課に提出してください。

- (1) 学修単位認定申請（別紙様式）
- (2) 学修の成果を証明する書類（スコアまたは級位を含む）

詳細は「酪農学園大学大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関する規程」（110頁参照）を確認してください。

詳しくは教務課に問い合わせください。

## (8) 編入学生の単位認定及び履修

各学類の2年次または3年次に編入学を許可された者の単位認定については、編入学前の大学等で修得した単位を認定することがあります。単位認定を受けた科目の成績は、「認」として成績証明書・成績通知表に表示されます。

単位の認定方法には一括認定と個別認定があり、認定単位数等は編入学する学群・学類、年次により異なりますので下表を参照してください。編入学後の履修については、必ず教務課で確認・相談してください。

学群学類・年次	一括認定	個別認定	編入学後履修が必要な 基盤教育必修科目
農食環境学群 全学類（食と健康学類管理 栄養士コースを除く） 2年次編入	33単位を上限に一括認定 （基盤教育に充当し、授業 科目の特定は行わない）		建学原論、健土健民入門実 習、基礎演習Ⅱ、キャリア ベーシック、キャリアデザ インⅠ
農食環境学群 全学類（食と健康学類管理 栄養士コースを除く） 3年次編入	62単位（基盤教育37単位、 専門基礎教育24単位、区分 にまたがって修得すべき単 位1単位に充当し、授業科 目の特定は行わない）		建学原論、健土健民入門実 習、キャリアデザインⅠ
農食環境学群 食と健康学類管理栄養士 コース 3年次編入	34単位（基盤教育30単位、 区分にまたがって修得すべ き単位4単位に充当し、授 業科目の特定は行わない）	編入学前の大学等での修得 単位数から一括認定する34 単位を引いた単位数を上限 に個別認定	建学原論 健土健民入門実習



学群学類・年次	一括認定	個別認定	編入学後履修が必要な 基盤教育必修科目
獣医学群 獣医保健看護学類 2年次編入	34単位を上限に一括認定 (基盤教育30単位、区分に またがって修得すべき単位 4単位に充当し、授業科目 の特定は行わない)	/	建学原論 健土健民入門実習
獣医学群 獣医保健看護学類 3年次編入	38単位(基盤教育30単位、 区分にまたがって修得すべ き単位8単位に充当し、授 業科目の特定は行わない)	編入学前の大学等での修得 単位数から一括認定する38 単位を引いた単位数を上限 に個別認定	建学原論 健土健民入門実習

## (9) 他学群他学類科目の履修

本学では、他学類の授業科目を履修し、単位を修得することができます。修得した単位は、卒業必要単位数に算入することができます。

他学群他学類の科目を履修できる学年は卒業年次のみです。(学外農場実習は2年次より履修可能)

### 1. 対象となる授業科目

対象科目は、各学類の専門教育の演習、実験、実習科目を除いた講義科目としますが、学外農場実習は対象とします。ただし、食と健康学類の管理栄養士コースの科目は他学類科目として受講することができません。また、互いの学類で同一名称とみなされる科目は履修できません。

### 2. 履修できる単位数

他学群他学類授業科目の、在学中に履修できる単位数は30単位までとなっています。他学群他学類の授業科目を履修しようとする学生は、履修制限、進級要件および卒業要件単位数等を十分勘案のうえ、無理のない履修計画を立てるようにしてください。

### 3. 履修登録期間

他学群他学類授業科目の履修登録期間は、通常の授業科目の履修登録期間と同一です。UNIPAで登録するのではなく、履修登録票を教務課で配布します。なお、履修登録後に変更はできませんので慎重に行ってください。

### 4. 履修人数の制限

それぞれの授業科目の他学群他学類からの受講に対する人数制限の内容は、別途掲示で通知します。あらかじめ人数制限の明示がない授業科目であっても、教室収容数等の条件でやむを得ず人数制限を実施する場合がありますので、その場合は担当教員、あるいは教務課の指示に従ってください。

## 5. 履修科目の卒業必要単位に算入できる単位数

他学群他学類の専門科目における履修科目の卒業必要単位への算入単位数は次のとおりです。

学類・コース	算入単位数	備 考
循環農学類、食と健康学類、環境共生学類 (※教職コース、管理栄養士コース除く)	24単位まで	自由科目として認定。ただし、区分にまたがって修得すべき単位数として充当する。
循環農学類・食と健康学類 教職コース	17単位まで	
食と健康学類管理栄養士コース	4 単位まで	
獣医学類	4 単位まで	
獣医保健看護学類	8 単位まで	

### (10) 札幌圏大学・短期大学間単位互換協定 (Green Campus)

札幌圏の大学・短期大学間の交流と協力を促進し、幅広い学修機会の提供と一層の教育内容の充実を図るために、道内私立大学・短期大学間の協定としては最大規模となる単位互換協定が2002年4月より実施されています。発足時は本学を含めた4大学・2短期大学でスタートしましたが、現在は10大学・3短期大学（酪農学園大学、札幌学院大学、北星学園大学、北星学園大学短期大学部、北翔大学、北翔大学短期大学部、札幌大学、札幌国際大学、札幌国際大学短期大学部、東海大学、藤女子大学、北海道科学大学、北海道情報大学）間で実施され、本学では農食環境学群が対象となっています。実際の手続等詳細については、掲示・UNIPAによって連絡されます。(4月・9月)

対 象：「特別科目等履修生」として、各大学・短大とも2年次以上の学生が選択履修。

科 目 内 容：主として専門科目を予定（科目数約700科目）。

履修単位数：履修できる単位数は年間10単位まで、所属大学の履修単位として認定できる。

施 設 利 用：各大学・短大とも図書館の利用が可能。

学 費：相互に徴収しない。ただし、実験・実習・演習費は徴収する場合がある。

派遣の制限：①申込時点で進級判定が「進級見込」であること。

②礼拝の時間（火曜日10：40～12：10）と同時間にある他大学の講義は履修できません。

### (11) 資格取得に関する履修

①教育職員免許状の取得を希望する学生は、卒業必要単位数のほかに教職課程の単位を修得しなければなりませんので、「教職課程」(28頁参照)による履修手続きが必要となります。

②その他資格取得に関わるものとして、食品衛生管理者及び食品衛生監視員、フードスペシャリスト、飼料製造管理者、鳥獣管理士、シカ捕獲認証資格等がありますが、それぞれの資格に関する履修条件や手続等が必要となります。

## 4. 授 業

### (1) 授業期間

1年間の授業を行う期間は、定期試験その他学校行事を含め35週にわたることを原則としています。学期は、前学期と後学期の2学期に分かれており、授業科目は前学期あるいは後学期で終了する半期科目と1年間にわたる通年科目に分けられ、おおむね半期科目が15週、通年科目が30週あります。

### (2) 授業時間

授業時間は1時限45分で、原則として1日10時限で構成され、11～12時限は主に補講に用いられます。1回の講義は通常2時限（90分）、実験・実習は3時限で実施されます。

時 限	時 間	時 限	時 間	時 限	時 間
第 1 時 限	9：00～ 9：45	第 5 時 限	13：00～13：45	第 9 時 限	16：20～17：05
第 2 時 限	9：45～10：30	第 6 時 限	13：45～14：30	第 10 時 限	17：05～17：50
第 3 時 限	10：40～11：25	第 7 時 限	14：40～15：25	第 11 時 限	18：00～18：45
第 4 時 限	11：25～12：10	第 8 時 限	15：25～16：10	第 12 時 限	18：45～19：30

### (3) 授業科目

授業科目、単位数並びに開講年次は、各学群履修規程別表Ⅰ「授業科目履修年次配当表」のとおりです。また、年度始めごとに授業時間割表が配布されますので、授業科目が開講されている曜日・時限・教室・担当教員を確認し、各自の履修計画にそって自分の時間割表の作成や履修登録をするようにしてください。

### (4) 出席数

授業への出席は、単位修得のための基本であり、出席数が足りないと試験を受験しても単位を修得できない場合があります。講義については授業時間総数の3分の2未満の出席の授業科目、実験・実習・演習及び体育実技については授業時間総数の5分の4未満の出席の授業科目は、受験資格を失い、単位が認定されません。授業の出席状況は、日頃から各自で管理し、十分把握しておきましょう。

教務課では、春と秋に履修している科目の出席状況を調査し、単位修得や進級・卒業が心配される学生には注意を喚起するとともに、状況によっては保証人に出席状況等をお知らせする場合があります。

### (5) 欠席届

病気・怪我、交通機関の遅延・事故等やむを得ない事由で授業を欠席するときは、教務課窓口にて備え付けの欠席届に必要な事項を記入・捺印の上、学生担当教員（アドバイザー、研究室指導教員）の認印を受けた後、科目担当教員に提出してください。欠席届は、欠席する授業科目1科目につき1枚必要です。（なお、「欠席届」はUNIPAからもダウンロードすることができます。《ポータルトップ画面》掲示情報の【各種様式】“欠席届”をクリックして、希望の様式をダウンロードしてご利用ください。）

会社訪問や採用試験等の就職活動のために授業を欠席する場合は、キャリアセンター事務課で「就職活動による欠席届」の交付を受けて提出してください。また、入院して欠席届の提出ができない場合は、事情を手紙に書いて診断書を添えて教務課に郵送してください。教務課より欠席の理由を各科目担当教員に

連絡します。

これらの欠席は、あくまで欠席としてカウントされますが、社会通念上やむを得ない事情については、無断欠席とまったく意味が異なります。

#### ■欠席届の提出手順

①教務課から欠席届の交付を受ける（1科目につき1枚）



②学生担当教員（アドバイザー、研究室指導教員）に説明し、欠席届に認印を受ける



③欠席した授業の科目担当教員に欠席届を提出する

#### ■就職活動による欠席届

①キャリアセンター事務課に就職活動報告書（公務員や教員採用試験の場合は受験報告書）を提出する



②欠席日と欠席科目数をキャリアセンター事務課で確認後、欠席届を交付

※就職活動後1週間以内に届出を行うこととし、遠隔地の場合、活動に係る移動は前後1日分のみとし、滞在日分は交付しない。



③欠席した授業の科目担当教員に欠席届を提出する

### (6) 公認欠席

学外で行われる教育課程（ゼミ調査、各種実習等）および課外活動（運動部、文化部等大学を代表して出場する場合）、その他（忌引き）で授業を欠席するときには、公認欠席として認められる場合があります。公認欠席として認められた場合は、欠席した授業時間は授業時間総数に含めません。しかしながら、授業は行われていますので各自の責任において補習してください。

①教育課程の公認欠席は、原則として次の場合に限り認められ、手続きは教務課窓口で行います。

- ・ゼミ調査（卒論調査含む）で授業を欠席するときは、年間7授業日以内の公認欠席を認める。
- ・学外農場実習で授業を欠席するときは、年間14日以内の公認欠席を認める。
- ・各学類で実施される学外実習で授業を欠席するときは、年間7授業日以内の公認欠席を認める。
- ・教職に関する実習のときは、実習期間の公認欠席を認める。なお、遠隔地の場合は前後1日の移動日等についても公認欠席を認める場合がある。

※原則として1科目につき2回まで、公認欠席を適用することができます。

また、インフルエンザ等に感染した学生の授業欠席については、学校保健安全法第19条（出席停止）に基づき、公認欠席に準じた扱いをしています。

②課外活動で授業を欠席する場合は、次の場合に限り公認欠席（前・後学期各1回同一の大会に限り、6授業日以内、同一曜日の重複は認めない。）が認められます。手続きは、学生支援課窓口で行います。ただし、正課の授業が優先されますので、申請内容が変更される場合や、理由によっては許可されない場合があります。

- ・運動部で対外試合等、大学を代表して出場するとき、公認欠席を認める場合がある。
- ・文化部等で大学（学生）を代表して出場するとき、公認欠席を認める場合がある。
- ・学生会役員で会合に出席するとき、公認欠席を認める場合がある。
- ・準備、後片付け、研修旅行、見学会、調査等は、公認欠席を認めない。
- ・大会が遠方の時は、場所、日程等を考慮し、大会前後の移動日について公認欠席を認める場合がある。

- ③その他に忌引きで授業を欠席する場合は、2親等以内に限り公認欠席が認められます。手続きは教務課窓口で行います。
- ・忌引きで授業を欠席するときは、年間7授業日以内（1授業につき1回まで）の公認欠席を認めます。

### 公認欠席願の届け出の手順

※公認欠席は1週間以上前に手続きをしなければなりません。（忌引きの場合を除く）

#### ①教育課程（教務課）

##### a. ゼミ調査

ゼミ担任が公認欠席学生名簿「(正) 公認欠席願」を教務課に提出

↓

教育センター教務担当部長押印済み「公認欠席願（教育課程）」を教務課窓口またはゼミ担任を通じ各学生に配付

↓

学生本人は「公認欠席願（教育課程）」に必要事項記入・押印し、欠席する科目担当教員に提出

##### b. 教育実習、学外実習等

学生本人が「(正) 公認欠席願」に必要事項を記入・押印し、教務課に提出

↓

教育センター教務担当部長押印済み「公認欠席願（教育課程）」の交付を教務課窓口で受ける

↓

学生本人は「公認欠席願（教育課程）」に必要事項記入・押印し、欠席する科目担当教員に提出

#### ②課外活動（学生支援課）

団体代表者が大会参加届と「㊦公認欠席願」を学生支援課に提出

↓

教育センター学生支援担当部長押印済み「公認欠席願（課外活動）」を学生支援課より団体代表者に配付

（提出からおおむね一週間で配付）

↓

団体代表者は各学生に配付し、学生本人は「公認欠席願（課外活動）」に提出日を記入・押印し、欠席する科目担当教員に提出

\*学生支援課窓口での手続きはすべて団体代表者が取りまとめて行います。

### ③その他（教務課）

#### a. 忌引き（2親等以内の親族）

学生本人が、葬儀終了後1週間以内に「公認欠席願（忌引き）」と会葬礼状の写しまたは保証人の証明を教務課に提出



教育センター教務担当部長押印済み「公認欠席願（その他）」を教務課窓口またはゼミ担任を通じ各学生に配布



学生本人は「公認欠席願（その他）」に必要事項記入・押印し、欠席する科目担当教員に提出

## (7) 休 講

学校行事または担当教員のやむを得ない理由により、授業を休講することがあります。このようなときは、事前に休講通知をします。また、急に休講になったときは、直接教室に出向き連絡します。

なお、授業が始まって20分以上経過しても担当教員が教室に来ない場合は、教務課へ連絡して指示を受けてください。

休講の通知方法は以下のとおりです。

- ・教務課の休講掲示板（中央館と教育センターをつなぐ渡り廊下）への掲示
- ・UNIPA より休講情報の配信

UNIPA では皆さんが登録しているパソコン及び携帯電話等のメールアドレスへ配信します。

## (8) 補 講

休講またはやむを得ない事情により授業時間数が不足した場合は、科目担当教員の判断でこれを補うための補講を行います。補講は学事暦で定められる補講日に実施されるほか、平日の11～12時限目や土曜日にも実施される場合もありますので、所定の掲示板及び UNIPA の情報等を注意深く見るようにしてください。

## (9) 集中授業

授業科目の中には、あらかじめ定められた期間に連続して授業を行う科目がいくつかあります。これらの科目は事前に実施日程を周知しますので、UNIPA 及び掲示板等で確認してください。

## 5. 試験および成績

授業科目の履修状況を評価し、単位を認定するために試験を行います。試験を受けなければ単位の認定を受けることはできません。ここでは、試験の種類、方法、受験資格、試験に関する注意、試験の結果はどのようにして知らせるかなどについて説明してありますので、よく読んでください。

### (1) 試験の種類

#### 1. 定期試験

定期試験には、中間試験と期末試験があります。中間試験は通年科目（前学期・後学期を通して授業を行う科目）で前学期授業終了時に行う試験です。期末試験は半期科目（前学期または後学期のみ授業を行う科目）および通年科目の授業終了時に単位認定のために行う試験です。

定期試験は、学事暦に設定される試験期間に行う場合と、平常授業中に行う場合があります。教務課で事前に各科目担当教員に対して調査を行い、試験期間に行う科目については「試験時間割」を掲示及びUNIPAで発表します。なお、平常授業中に試験を行う科目については、授業に出席し科目担当教員の指示にしたがってください。

#### 2. 平常試験

平常試験は、定期試験以外に科目担当教員が必要に応じて授業中に行う試験です。授業中、または掲示・UNIPAによって連絡されますので、聞き漏らしや見落としのないよう注意してください。

#### 3. 追試験

受験資格のある者が、期末試験当日にやむを得ない事由（病気、就職試験、家族等の不幸、災害、火災の事故等）のため、受験できなかった場合に実施します。追試験を受験しようとする場合は、欠席の事由を証明する書類等を速やかに（1週間以内）教務課に提出し、追試験受験の許可を受けなければなりません。追試験は原則として、期末試験後10日以内に実施されます。受験手続きを怠った場合は、受験することはできませんし、単位の認定もされませんので注意してください。

追試験を認める欠席事由と添付提出書類は次のとおり。

- ① 病気による場合（医師の診断書または氏名・日付明記の病院の領収書添付）
- ② 交通機関の事故による場合（遅延証明または事故証明添付）
- ③ 忌引き（2親等以内の親族）により受験不可能になった場合（会葬礼状の写しまたは保証人の証明添付）
- ④ 就職試験による場合（試験の日時を証明する書類添付）
- ⑤ 履修規程第25条第1項の規定（公認欠席）による場合
- ⑥ その他災害等やむなき事由による場合（証明する書類添付）

なお、本人の不注意による試験の欠席、証明書類がない場合、または自家用車で通学する学生が事故や渋滞等で試験を欠席したような場合は、追試験の対象となりません。なるべく公共交通機関を利用してください。

※追試験と再試験は違います。再試験は、定期試験の結果不合格となった者に対して行う試験で、科目担当教員の判断で実施の有無及び対象学生を決めますので、必ず実施されるとは限りません。

### (2) 試験方法

試験は、筆答試験の他にレポート、論文等があります。筆答試験は通常60分で行われますが、科目によっては60分を超える時間で行うこともあります。また、実験・実習・実技等の科目によっては成績考査をもつ

て試験成績とみなすこともあります。

### (3) 試験の時間割

試験期間に行う科目については、試験時間割を試験開始10日以前に掲示及び UNIPA で発表します。試験に関する時間割は、平常授業時間割の曜日・時間帯・教室と異なる場合がありますので、発表された試験時間割は特に注意してください。また、試験時間割に変更が生じた場合は、発表済みの試験時間割等に変更・修正を行いますので、受験前に必ず再確認してください。

### (4) 受験資格

受験資格は次のとおりとし、受験資格のない者は試験を受けることができません。

- ①当該授業科目を履修登録していること。
- ②講義科目については、授業時間総数の3分の2以上出席していること。
- ③実験科目、実習科目、演習科目および体育実技については、授業時間総数の5分の4以上出席していること。
- ④追試験については追試験票の交付を受けていること。
- ⑤学生証を所持していること。(試験当日、学生証を忘れたときは、ただちに学生支援課で指定身分証明書(有料100円・当日のみ有効)の交付を受けて受験してください。なお、試験期間中に1回しか発行されませんので、試験前日から学生証を準備し、忘れないよう心掛けることが大切です。)
- ⑥当該学期の学納金を納付していること。または、学納金未納の場合は、納付についての確約書が提出されていること。

### (5) 試験に関する注意

- ①受験中は、学生証を机上の見やすい位置に置いてください。
- ②持ち込み許可のないノートやテキスト類及び携帯電話等は、カバン等にしまってください。
- ③試験開始後20分を経過した後は、試験場に入場できません。
- ④試験開始後25分間は退場できません。
- ⑤学類(コース)、学年、クラス、学籍番号、氏名の記入のない答案用紙は無効となります。
- ⑥試験場では、試験監督者の指示に従わなければなりません。
- ⑦試験において不正行為をした者は、ただちに受験停止のうえ、厳重な処分をします。

### (6) レポート・論文等の提出

レポート・論文等の提出による試験の場合は、指定期間に指定された場所へ提出してください。指定場所が教務課の場合は、教務課前のレポートボックスへ投函してください。指定期間以外の提出は受理しません。提出期間を過ぎて未提出の場合は、試験欠席と同じ扱いとなります。レポート提出の際は必ず、①指定された様式で作成し、②表紙をつけ、表紙には授業科目・担当教員・テーマ・学類(コース)・学年・クラス・学籍番号・氏名を明記し、提出するようにしてください。

### (7) 成績評価と GPA 制度

#### 1. 成績評価

授業科目の成績は、試験成績によって決まりますが、出席状況等を考慮することもあります。試験の成績は60点以上を合格とし、その成績はS、A、B、C、DおよびP、Fの7種の評語で表示します。



また、受験資格がないものは×、編入学や入学前の既修得単位等の振替認定科目は「認」で表示します。成績評語基準は次のとおり。

合格 S (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、P (「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の合格)

不合格 D (59点以下および試験欠席)、F (「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の不合格)、× (受験不可)

## 2. GPA 制度

本学では、履修した全科目の成績の平均を数値で表した GPA (Grade Point Average/グレード・ポイント・アベレージの略) を算出し、自らの学業成績を的確に把握し計画的な履修に役立てるよう指導しています。この GPA は、合格した科目だけでなく、不合格や受験不可の科目も成績算出対象となるのが大きな特徴のひとつです。したがって、学生には自分の履修 (履修登録を含む) に対して、より真剣に取り組むことが求められます。

### \*GPA の主な内容

GPA は学生が履修した全科目の成績の平均を数値で表したもので、学期ごとの GPA と入学時から通算の累積 GPA の 2 つの GPA が算出されます。

本学が導入する GPA の算出式は下記に示すとおりです。

- ① 試験得点に応じて 5 段階 (4.0、3.0、2.0、1.0、0) の数値 (グレード・ポイント) を設定します。  
なお、受講を途中でやめた科目や不合格となった科目はグレード・ポイントが 0 点となります。
- ② 各履修科目のグレード・ポイントに、科目の単位数をかけた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で割ったものが GPA となります。
- ③ GPA は就職や進学などで対外的に使用される「成績証明書」に記載されません。

### ・GPA の算出式

$$GPA = \frac{\text{履修科目 (※) グレード・ポイント} \times \text{単位数} \text{ の総和}}{\text{履修科目 (※) 単位数} \text{ の総和}}$$

※不合格科目を含む。ただし、「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」および教職課程教育科目は対象外。

### ・成績評価基準とグレード・ポイント

評 価	得 点	グレード・ポイント	
合 格	S	100～90	4.0
	A	89～80	3.0
	B	79～70	2.0
	C	69～60	1.0
	P	---	対象外
認 定	認	認定	対象外
不 合 格	D	59～0	0
		試験欠席	0
	×	受験不可	0
	F	---	対象外

### 3. GPAによる指導等

- ① 2学期連続してGPAが1.0未満の者については、学生担当教員と連携のもと、学類長より指導・助言を行います。
- ② 3学期連続してGPAが1.0未満の者については、学生担当教員と協議した上で、学群長より退学勧告を行います。
- ③ 前項の規定により退学した者が、科目等履修生として履修した科目を算入して累積GPAが1.0以上に改善し、再入学を願い出た場合には、教授会の議を経て、退学時の学年学期の次学期に再入学を許可することができます。

#### (8) 成績発表

- ① 成績は、UNIPAにて発表し学生各自で確認します。  
前学期は、9月上旬にUNIPAで成績の開示を行い、9月下旬に保証人へ成績通知書を送付します。  
後学期は、3月上旬にUNIPAで成績の開示を行い、3月下旬に保証人へ成績通知書を送付します。  
成績閲覧開始後は、UNIPAから成績を確認することができます。
- ② 通年科目で前学期末に中間試験があった場合は、その成績は後学期に発表される成績に加味されますので、後学期の成績と一緒に評価が発表されます。
- ③ 成績は、当期修得した科目分だけではなく、1年次から修得したすべての科目の評価及び単位数が記載されています。各自の修得経過・状況をよく確認のうえ、次期の履修登録の参考にしてください。

#### (9) 成績に対する質問

当該学期の成績評価について、次の場合に限り、問い合わせを行うことができます。

- ・ 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りと思われる場合
- ・ シラバス等で明示される成績評価方法から明らかに疑義があると思われる場合

問い合わせの方法は、成績開示開始後1週間以内に「成績に関する問い合わせ票」に必要事項を記入し、教務課へ提出してください。問い合わせへの回答は、原則として教務課を通して伝えます。

## 6. 進 級

### (1) 農食環境学群の各学類進級要件

1～3年次各終了時に、上級年次への進級認定を行います。各年次終了時に履修規程で定められた単位数を修得していない者は留年となり、再度同学年で進級に必要な単位数を修得しなければなりません。また、同学年で2回留年となった者には、当該年度末日をもって退学を勧告します。ただし、休学による留年は対象としません。

循環農学類 食と健康学類（管理栄養士コース除く） 環境共生学類	1年次	20単位以上
	2年次	55単位以上
	3年次	90単位以上

食と健康学類 管理栄養士コース	1年次	1年次に開講する全ての必修科目数（合計26科目）のうち、21科目以上修得
	2年次	2年次までに開講する全ての必修科目数（合計44科目）のうち、40科目以上修得
	3年次	3年次までに開講する全ての必修科目数（合計65科目）のうち、62科目以上修得

### (2) 獣医学群の各学類進級要件

獣医学群においては各学年次終了時に、上級年次への進級認定を行います。

各学年次終了時に履修規程で定められた単位を修得していない者は留年となり、再度同学年で進級に必要な単位を修得しなければなりません。また、同学年で2回留年となった者には、当該年度末日をもって退学を勧告します。ただし、休学による留年は対象としません。

#### (1年次進級要件)

獣医学類

科目区分	進級要件
基 盤 教 育	必修科目、選択科目を合わせて30単位以上修得
専 門 教 育	

獣医保健看護学類

科目区分	進級要件
基 盤 教 育	必修科目、選択科目を合わせて30単位以上修得
専 門 基 礎 教 育	

(2年次進級要件)

獣医学類

科目区分	進級要件
基盤教育	必修科目を含め、卒業要件32単位以上修得
専門基礎教育	2年次までに開講する全ての必修科目（合計50単位）のうち、40単位以上修得
専門教育	

獣医保健看護学類

科目区分	進級要件
基盤教育	必修科目を含め、卒業要件32単位以上修得
専門基礎教育	2年次までに開講する全ての必修科目（合計44単位）のうち、34単位以上修得
専門教育	

(3年次進級要件)

獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	3年次までに開講する全ての必修科目（合計98単位）のうち、83単位以上修得
専門教育	

獣医保健看護学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	3年次までに開講する全ての必修科目（合計80単位）のうち、70単位以上修得
専門教育	

(4年次進級要件)

獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	4年次までに開講する全ての必修科目（合計136単位）のうち、122単位以上修得
専門教育	

(5年次進級要件)

獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	5年次までに開講する全ての必修科目（合計149単位）のうち、141単位以上修得
専門教育	

## 7. 学群・学類・コース制

### (1) 学群・学類・コースの構成

		基盤教育 1年次	専門基礎教育 2年次	専門教育 3年次・4年次
農食環境学群	循環農学類			酪農学コース※1 畜産学コース 農学コース 農業経済学コース
	食と健康学類			食品機能科学コース 食品開発学コース 食品流通学コース
	環境共生学類			野生動物学コース 生命環境学コース
獣医学群	獣医学類			3年次～6年次
	獣医保健看護学類			3年次・4年次

### (2) 各学年の流れについて

1年次では、「農食環境学群」、「獣医学群」を問わず、全員が基盤教育として共通科目を履修。入学後の1年間は、2年次から始まる専門教育への基礎力をじっくりと養います。

2年次では、専門基礎教育を学びながら自分の興味や可能性について時間をかけて考えた後にコース（学類内での選択）を決めます。

3～4年次（獣医学類は3～6年次）では、自分の選択したコースでより専門的な知識を学び、コース独自の科目を習得していきます。

### (3) コース選択について

※1 酪農学コースにはサブコースとして実践酪農学があります。1年次の後学期に希望者を募り、2年次から「実践酪農学実習Ⅰ」「実践酪農学実習Ⅱ」を履修することになります。

※2 教職コースは、循環農学類、食と健康学類いずれかの学類に所属します。1年次の後学期に希望者を募り、所定の認定手続きを経て、2年次から教職コースで開講する専門授業を受けることとなります。

### (4) 転学群・転学類について

自分の所属する学群・学類から変更を希望する場合は、所定の手続きが必要となります（104頁参照）。

## 8. 卒業及び学位

4年次終了時（獣医学類は6年次終了時）に卒業認定を行います。この時に学則に定める修業年限以上在学し、学則並びに履修規程に定める授業科目及び単位を修得し、卒業を認められた者には次の学士の学位が授与されます。

学 群	学 類	学 位 又 は 称 号
農 食 環 境 学 群	循 環 農 学 類	学 士（農 学）
	食 と 健 康 学 類	学 士（食 品 学）
	環 境 共 生 学 類	学 士（環 境 学）
獣 医 学 群	獣 医 学 類	学 士（獣 医 学）
	獣 医 保 健 看 護 学 類	学 士（獣 医 保 健 看 護 学）

## 9. 修業年限

### (1) 修業年限と在学年限

大学に入学し、教育課程を終了するために必要な最小限の在学すべき年数を**修業年限**といいます。また、学生が修業年限を超えて在学できる年数を**在学年限**といい、学則第14条により修業年限の2倍を超えて在学することはできず、この在学年限を超えた者は学則第36条により除籍となります。

なお、在学年限には休学期間は算入しません。

#### ① 農食環境学群の学生

修業年限は4年です。在学年限は休学期間を除いて8年以内です。

#### ② 獣医学群獣医学類の学生

修業年限は6年です。在学年限は休学期間を除いて12年以内です。

獣医学群獣医学類においては、同一学年の在学年数を3年以内とし、3年を超えて同一学年に在学することができません。

#### ③ 獣医学群獣医保健看護学類の学生

修業年限は4年です。在学年限は休学期間を除いて8年以内です。

### (2) 休学期間

一度の休学期間は原則として1年以内とし、通算して4年を超えることはできません。この休学期間を超えた場合は学則第36条により除籍となります。

### (3) 休学・退学時期と単位認定

休学・退学の期日が、学期の中途になる場合は、当該学期中の履修科目の単位認定は行われません。

## 10. 教務確認事項

### (1) 教務課の取扱業務

#### ①教務課取扱業務

- ◇カリキュラム、シラバス、履修に関すること
- ◇授業、試験、成績に関すること
- ◇進級・卒業、学籍管理に関すること
- ◇教職課程、その他資格取得に関すること
- ◇研究生、科目等履修生の受入に関すること
- ◇教室管理に関すること
- ◇各種証明書の発行他

#### ②教務課窓口取扱時間

平日（月～金曜日）8：30～17：00

但し、平日11：30～12：30は休憩時間の為、窓口業務は行いません。

土曜日、日・祝祭日は原則窓口業務は行いません。

#### ③本学への問い合わせ

学生の電話による照会や、父母や友人からの学生呼び出しについては一切応じません。また、友人・知人からの学生の連絡先の問い合わせについても、個人情報保護の観点から一切教えられません。

### (2) 証明書交付申込み

成績証明書、在学証明書等は教務課窓口で下記の手順により申し込んでください。

教務課前に設置してある証紙自動販売機（月～金曜16：45まで）で該当手数料の証紙を購入し、「教育センター教務課証明書交付申込書(A)」(緑色)に貼付して教務課窓口へ提出し、学生証を提示の上、証明書の交付を受けてください。ただし、証明書の種類によって発行に日数を要することがあります。

卒業年次の成績証明書および卒業見込証明書はキャリアセンター事務課窓口で受付印受領後、教務課窓口へ提出してください。卒業見込証明書は、教務課で履修登録が確実にされているかどうか確認してから発行となります。

### (3) 学生への連絡と掲示

学生への通知・連絡は、直接口頭で伝達する以外は掲示・UNIPAより行います。休講、補講、教室変更、時間変更、または手続書類不備の呼出し等の緊急を要することなどをお知らせしますので、必ず掲示板・UNIPAの情報を確認する習慣をつけてください。一度それらによってお伝えした事項については周知されたものとして取り扱いますので、**掲示・UNIPAの情報を確認しないことで不都合や不利益を受けることがないよう、十分注意してください。**

掲示につきまして、教務課、学生支援課、キャリアセンター事務課等からの通知や連絡は学生サービスセンターと中央館の「渡り廊下掲示板」に掲示されます。休講情報も現在は渡り廊下掲示板にあります。

その他各館の建物1階にも掲示板がありますので、日頃から確認するようにしてください。

#### (4) 学生または保証人の住所等変更の届出

学生本人や保証人の住所、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかに以下の要領で変更手続きを行ってください。前記のとおり、学生への通知や連絡は UNIPA・掲示板等で行いますが、修学指導上で緊急を要する場合は学生本人に直接連絡をとらせていただくことがありますので、連絡がつかず不利益を受けることがないように届け出は確実に行ってください。

- ・学生本人の現住所・電話番号等を変更する場合は、速やかに UNIPA の「学籍情報変更申請」より変更申請を行ってください。
- ・学生本人の改姓・改名、保証人の現住所・電話番号等の変更、または保証人を変更する場合は、速やかに「入学誓書に関する変更届」（教務課窓口）を提出してください。

#### (5) 学生個人情報

##### ①個人情報の保護と利用

2005年4月1日より「個人情報保護法」が完全施行され、本学では学生個人情報保護に関する学内規程を制定し、個人情報の収集・管理・利用・開示・提供について技術的、組織的な対策を講じるとともに、教職員に対する全学的な教育・啓蒙活動を通じて個人情報の適正な利用に努めています。みなさんの個人情報については、厳重に保護し、漏洩等が無いようにしっかり管理し、みなさんの教育学習機会を妨げることなく、円滑で有意義な大学生活を過ごせるように教育研究及び学生支援に必要な業務を遂行するために利用することになります。なお、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について本人に通知又は公表します。

##### ②学業成績等の保証人への提供

本学では、保証人（ご父母様等）と連携した個別修学指導を教育運営上有益な取り組みと考えており、学期末の成績が確定した段階で保証人宛に「成績通知表」を送付し、修学状況に関する問い合わせや相談等に応じています。しかしながら、個人情報の保護に関する法律に従い、学生本人が同意しない場合には学業成績、修学状況等に関する情報を保証人にお伝えすることはできません。

##### ③掲示及び Web 情報学生支援システム（UNIPA）における表記

学生への通知・連絡は、直接口頭で伝達する以外は基本的には UNIPA・掲示板によって行われます。掲示板での掲示により個人を特定して呼び出す場合、試験結果や再試験の連絡、及びレポート提出連絡については基本的に学籍番号のみの表示にて行います。

#### (6) オフィスアワー

オフィスアワーとは、授業・履修相談及び学生生活等に関する学生からの質問・相談等に応じるための時間として、教員が示す特定の時間帯のことです。その時間帯であれば、基本的に予約無しで研究室を訪問することができます。実施期間は通常の授業実施日となり、年末年始、夏休み、春休み、定期試験期間等は実施されません。

教員は、出張、会議、学内での役職業務、学外での実習や研究活動で、不在となることも多くあり、その場合は都合の良い時間帯を別に設定し、学生に周知することとなります。そのため、確実に面談するためにも教員への事前連絡（メール、電話）による予約をとることを勧めます。

なお、非常勤講師が担当する授業科目に対して質問がある場合は、授業の前後または非常勤講師室（学生サービスセンター 2 階）において相談を受けることができます。

##### 手順

- ① UNIPA にある「オフィスアワー」を確認する
- ② 相談を希望する教員の実施時間を確認し、特記事項（事前連絡など）があればその指示に従う
- ③ 指定された時間帯に訪問する



## 11. 教職課程

### (1) 教職課程とは

学校の先生になりたいと考えている学生は、教育職員免許法に定める教育職員免許状を取得して、学校教育法に定める学校（小学校・中学校・高等学校等）の教育職員（教諭等）にならなければなりません。

本学の農食環境学群（管理栄養士コースを除く）では、教育職員免許状取得に必要な科目を履修できるように教職課程を開設しています。教育職員免許状取得のためには、卒業に必要な単位数を修得するとともに、教職課程の単位を修得する必要があります。

教員は専門職であり、他の仕事にはない独自の任務があり、教職課程は教員としての基礎的能力の養成を目指すものです。そのための教育内容・指導等はとても厳しいものとなりますので、教職課程の履修を希望する学生は、なぜ教職課程を履修したいのかを深く考えてから履修してください。（詳細は別途ガイダンスで説明します。）

### (2) 教職コースとは

本学では教員免許を取得する方法としては、各学類コースに所属しながら教職課程に登録して免許を取得する方法と、教員養成を目的とした「教職コース」に所属して免許を取得する方法の2つがあります。このうち「教職コース」は、酪農学園大学の実学教育の特色を活かしながら実践的でコミュニケーション能力の豊かな教員を養成することを目的として、「循環農学類」と「食と健康学類」に設置されたコースです。教職コースは、卒業時に農業科の免許が取得できる仕組みになっており、さらに理科（中学・高校）または社会科・公民科の複数の免許を取得することで、農を基盤としながら幅広い領域に対応できる教員を目指すことが可能です。

教職コース生と教職課程生との違い

項目	教職コース生	教職課程生
受講科目	教職コース専門科目（教職応用演習、インターンシップ等）を優先的に受講可能	左記科目については、受講年次・人数による制限がかかることがある
卒業要件単位	教職に関する科目などの約30～40単位分が卒業要件に加算	教職に関する科目については、卒業要件に含まれない
研究室・卒論	3年次から教職センター担当教員または学類担当教員の研究室に所属して卒論の指導も受ける	3年次から教職センター担当教員または学類担当教員の研究室に所属して卒論の指導も受ける
教育実習	3年生の前学期に履修	4年生の前学期に履修
その他	周りのコース生全員が教員採用試験合格を目指す学習環境	教員採用試験を受験しない多様な学生も交えた学習環境

### (3) 本学で取得できる教育職員免許状

本学で取得できる教育職員免許状の種類および教科は次のとおりです。

学 群	学 類	免許状の種類	免 許 教 科
農食環境学群	循環農学類	中学校教諭一種免許状	理 科
		高等学校教諭一種免許状	理 科
		中学校教諭一種免許状	社 会
		高等学校教諭一種免許状	公 民
		高等学校教諭一種免許状	農 業
		中学校教諭一種免許状	理 科
	食と健康学類	高等学校教諭一種免許状	理 科
		中学校教諭一種免許状	社 会
		高等学校教諭一種免許状	公 民
		高等学校教諭一種免許状	農 業
		中学校教諭一種免許状	理 科
		高等学校教諭一種免許状	理 科
環境共生学類	中学校教諭一種免許状	理 科	
	高等学校教諭一種免許状	理 科	

#### (4) 教育職員免許状取得までの4年間の流れ

本学の教職課程の科目の中には、1年次前学期に開講されている科目もありますので、よく注意して履修登録を行なってください。※下記の予定は変更となる場合もありますので注意してください。

学年	教職コース生	教職課程生
1年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>履修登録（4月）</li> <li>教職課程登録ガイダンス（6月下旬～7月上旬）</li> <li>教職課程登録受付（7月）</li> <li>教育実習内諾交渉資格の審査（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>履修登録（4月）</li> <li>教職課程登録ガイダンス（6月下旬～7月上旬）</li> <li>教職課程登録受付（7月）</li> </ul>
2年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職課程科目履修登録（4月）</li> <li>介護等体験及び教育実習ガイダンス（4月）</li> <li>介護等体験（中学一種免許状取得希望者）</li> <li>教育実習履修資格の審査（3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職課程科目履修登録（4月）</li> <li>教育実習内諾交渉資格の審査（3月）</li> </ul>
3年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職課程科目履修登録（4月）</li> <li>教育実習ガイダンス（4月下旬）</li> <li>教育実習（5～11月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職課程科目履修登録（4月）</li> <li>介護等体験及び教育実習ガイダンス（4月）</li> <li>介護等体験（中学一種免許状取得希望者）</li> <li>教育実習履修資格の審査（3月）</li> </ul>
4年次	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職課程科目履修登録（4月）</li> <li>教員免許状申請ガイダンス（12月中旬）</li> <li>教員免許状授与式（3月卒業式同日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職課程科目履修登録（4月）</li> <li>教育実習ガイダンス（4月下旬）</li> <li>教育実習（5～11月）</li> <li>教員免許状申請ガイダンス（12月中旬）</li> <li>教員免許状授与式（3月卒業式同日）</li> </ul>

#### (5) 教職課程登録申込みについて

##### ①教職課程登録ガイダンス

教職課程登録に関するガイダンスは、6月下旬～7月上旬に「教職入門」の授業のなかで、実施する予定です。詳しい日程等は、UNIPA や掲示板等でお知らせします。

##### ②教職課程料：30,000円（申込み時のみ）

一度払込んだ教職課程料は一切返還できません。

#### (6) 教育職員免許状取得に必要な科目

教育職員免許状を取得するために必要な科目は、「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「大学が独自に設定する科目」に大別することができます。

本学ではこれらの4つの分野の科目を開講し、教育職員免許状を取得するために必要な単位を修得することになります。

##### 1. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

上記条文の内容に基づき、本学の各学類において修得すべき科目は以下の通りです。1年次より開講されている科目もありますので、教職課程の履修を考えている学生は必ず履修するようにしてください。

なお、表中の「必修・選択の別」は、免許状を取得するに際しての必修・選択の区分で、カリキュラム上の必修・選択区分ではありません。

学 類	免許法施行規則第66条の6に定める科目区分	単位数	左記に対応する本学開講の授業科目				備 考
			授業科目	必修・選択	単位数	開講年次	
(農食環境学群) 循環農学類 食と健康学類 環境共生学類	日本国憲法	2	日本国憲法	必修	2	1年前・後期	2科目より 1科目選択 必修
	体 育	2	体育実技Ⅰ	必修	1	1年前期	
			体育実技Ⅱ	選択	1	1年後期	
			運動の科学	選択	2	1年後期	
外国語コミュニケーション	2	英語Ⅰ	必修	2	1年前期		
		英語Ⅱ	必修	2	1年前期		
情報機器の操作	2	情報処理基礎演習	必修	1	1年後期		
		情報処理演習	必修	1	2年前期		

## 2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」

以下に記載されている科目は、卒業要件如何に関係なく、教職課程を履修する場合は必修科目となりますので、必ず履修してください。これらを修得していないと、免許状を取得することができなくなりますので、十分に注意してください。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学開講の授業科目				
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	必修・選択	単位数	開講年次	
						課程生	コース生
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	必修	2	1年後期	
			教職応用演習Ⅰ	選択	2	3年前期 <sup>(※2)</sup>	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職入門	必修	2	1年前期	
			教職特論	選択	2	2年後期 <sup>(※2)</sup>	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育社会学	必修	2	3年後期	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	必修	2	1年後期	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	必修	2	2年前期	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む）		教育課程論	必修	2	2年後期	
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目 生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	中10 高8	道徳教育指導論	中学のみ必修	2	3年後期	
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	必修	2	3年後期	
	特別活動の指導法		特別活動論	必修	2	3年前期	
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		教育方法論	必修	2	2年前期	
			教材開発演習	選択	2	4年前期 <sup>(※2)</sup>	
	生徒指導の理論及び方法		生徒・進路指導論	必修	2	2年前期	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		教育相談論	必修	2	2年後期	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法						
教育実践に関する科目	教育実習 <sup>(※1)</sup>	中7 高5	教育実習（中・高1免） 教育実習（高1免） （事前・事後指導含む）	必修	中5 高3	4年前期	3年前期
	教職実践演習		教職実践演習（中・高1免）	必修	2	4年後期	

※コース生、課程生ともに履修ガイドに記載されている別表Ⅰの「教職課程教育」は履修制限から除外されます。

（※1）中一種免取得者、中高一種免取得者は5単位必修。

高一種免取得者は3単位必修。

（※2）「教職特論」、「教職応用演習Ⅰ」、「教材開発演習」は、教職コース専攻教育のため、教職コース以外の学生は4年次に履修登録が可能。修得した単位は自由科目として卒業必要単位数に算入されます。

### 3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」

この科目は、教科内容の背景となる専門的な知識及び技能を修得するために設けられている科目と位置づけられていますので、学類の免許教科によっても修得しなければならない科目が異なってきます。これは、免許法第4条別表第1及び第5条別表第1に明示されているものです。教科及び教科の指導法に関する科目は、後のページで学類の免許教科ごとに表にしてあります。（開講年次については、変更となる場合があります。）

#### 【学類、免許教科別の表の見方について】

- ①各学類のカリキュラム上の必修科目の開設状況により、教科に関する科目の最低修得単位数は学類によって異なっています。
- ②教科が同じであっても、専門科目が異なりますので、他学類での受講はできません。
- ③免許教科によっては、他学類の専門科目を履修しなければならないものもあります。
- ④○印の科目は、卒業必要単位数には含まれませんので注意してください。

### 4. 「大学が独自に設定する科目」

本学では「大学が独自に設定する科目」を開講しております。必ず履修して修得しなければならないというものではありませんが、次に掲げる科目を修得した場合は「大学が独自に設定する科目」の単位として認められます。

（循環農学類、食と健康学類の2学類のみ開講している。）

学 類 名	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		
		授業科目（単位数）	必修・選択の区分	開講年次
循環農学類 食と健康学類	大学が独自に設定する科目	サービス・ラーニング(2)	選 択	2年通年
		教職インターンシップⅠ(4)	選 択	3年前期
		教職インターンシップⅡ(4)	選 択	4年前期
		教職応用演習Ⅱ(2)	選 択	3年後期

※卒業要件単位数に算入される。ただし、教職コース専攻教育のため、教職コース以外の学生は4年次に履修登録が可能。

### ◆各学類における免許種別の最低修得単位数一覧

#### 中学校教諭一種免許状

学 類 名	免許教科	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	合 計
免許法施行規則に定める単位数		28	27	4	59
循環農学類	理科	28	31	0	59
	社会	28	31	0	59
食と健康学類	理科	28	31	0	59
	社会	28	31	0	59
環境共生学類	理科	28	31	0	59

#### 高等学校教諭一種免許状

学 類 名	免許教科	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	合 計
免許法施行規則に定める単位数		24	23	12	59
循環農学類	理科	32	27	0	59
	公民	32	27	0	59
	農業	32	27	0	59
食と健康学類	理科	32	27	0	59
	公民	32	27	0	59
	農業	32	27	0	59
環境共生学類	理科	32	27	0	59

「教科及び教科の指導法に関する科目」の学類・教科別の表

循環農学類：中学一種・高校一種免許状「理科」

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目										
		必修科目	単位数	開講年次		選択科目	単位数	開講年次				
課程生	コース生											
教科及び 関する 専門的 事項 に関する 科目	物理学	物理学	2	1年前・後期		エネルギーの物理学 環境物理学 食品物性学	2 2 2	2年前期 2年後期 3年前期				
	物理学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	物理学実験	1	2年前・後期								
	化学	化学	2	1年前・後期		物理化学 分析化学 食品化学 食品分析学	2 2 2 2	2年前期 2年後期 2年後期 2年後期				
		無機化学	2	2年前期								
		有機化学	2	2年前期								
	化学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	化学実験	1	1年前・後期								
	生物学	生物学	2	1年前・後期		生化学 微生物学 動物遺伝学 植物生理学 動物生理学 応用生化学 景観生態学 生物分類学 保全生物学 動物形態機能学 生物地球化学 動物生態学 植物生態学 作物育種学 応用昆虫学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2年前期 2年前期 2年前期 2年前・後期 2年前・後期 2年後期 3年後期 2年前期 3年前期 2年前期 2年前期 2年前期 2年前期 3年後期 3年前期				
		生物学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	生物学実験	1	1年前・後期							
		地学	地学	2	1年前・後期				気象学の基礎	2	2年後期	
		地学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	地学実験	1	2年前・後期							
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	理科教育法Ⅰ	2	3年前期				2年前期			
			理科教育法Ⅱ	2	3年後期				2年後期			
			理科教育法Ⅲ(※)	2	4年前期				3年前期			
理科教育法Ⅳ(※)			2	4年後期	3年後期							
最低修得単位数		中学一種 必修 24単位			中学一種 選択 4単位以上							
		高校一種 必修 20単位			高校一種 選択 12単位以上							

(※) 中学のみ必修

循環農学類：中学一種免許状「社会」

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目						
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必修科目	単位数	開講年次		選択科目	単位数	開講年次
				課程生	コース生			
教科及び教科の専門的事項に関する科目	日本史・外国史	日本史	2	1	前期			
		世界史	2	1	後期			
	地理学（地誌を含む。）	地理学	2	1	前・後期			
		地誌	2	1	前・後期			
	「法律学、政治学」	日本国憲法	2	1	前・後期	民法・商法	2	2年後期
		法学	2	1	前・後期	農業法	2	2年後期
						環境法	2	2年後期
						国際関係論	2	2年後期
						国際法	2	2年後期
	「社会学、経済学」	経済学	2	1	前・後期	社会学	2	1年前・後期
						行財政学概論	2	2年後期
						経済原論	2	2年前期
						ミクロ経済学	2	2年後期
						マクロ経済学	2	2年前期
						マーケティング論	2	2年後期
						経営学総論	2	2年前期
日本経済論						2	2年前期	
ボランティア活動・NPO・NGO論						2	2年前期	
食品流通論						2	2年後期	
食品産業論						2	2年後期	
食料経済論						2	2年後期	
流通経済論						2	2年前期	
資源経済学						2	3年後期	
簿記・会計学概論						2	2年前期	
協同組合学	2	2年前期						
中小企業論	2	2年前期						
社会調査法	2	2年後期						
国際経済論	2	2年後期						
国際理解	2	2年前期						
農と食の社会経済史	2	3年前期						
地域経済論	2	3年後期						
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	2	1	前・後期	環境思想・倫理学 (環境共生学類開講科目)	2	4年後期	
					キリスト教と諸宗教	2	2年前期	
					キリスト教と生命倫理	2	2年後期	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	3	前期	2	前期		
	社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	3	後期	2	後期		
	社会科・公民科教育法Ⅰ	2	3	前期	2	前期		
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3	前期	2	後期		
最低修得単位数		必修 24単位			選択 4単位以上			

循環農学類：高校一種免許状「公民」

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目						
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	必修科目	単位数	開講年次		選択科目	単位数	開講年次
				課程生	コース生			
教科及び科目に関する指導的事項	「法学（国際法を含む）、政治学（国際政治を含む）」	日本国憲法	2	1年前・後期		民法・商法	2	2年後期
		法学	2	1年前・後期		農業法	2	2年後期
		国際法	2	2年後期		環境法	2	2年後期
						国際関係論	2	2年後期
	「社会学、経済学（国際経済を含む）」	経済学	2	1年前・後期		社会学	2	1年前・後期
		国際経済論	2	2年後期		行財政学概論	2	2年後期
						経済原論	2	2年前期
						ミクロ経済学	2	2年後期
						マクロ経済学	2	2年前期
						マーケティング論	2	2年後期
						経営学総論	2	2年前期
						日本経済論	2	2年前期
						ボランティア活動・NPO・NGO論	2	2年前期
						食品流通論	2	2年後期
						食品産業論	2	2年後期
						食料経済論	2	2年後期
						流通経済論	2	2年前期
						資源経済学	2	3年後期
						簿記・会計学概論	2	2年前期
						協同組合学	2	2年前期
				中小企業論	2	2年前期		
				社会調査法	2	2年後期		
				国際理解	2	2年前期		
				農と食の社会経済史	2	3年前期		
				地域経済論	2	3年後期		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲学	2	1年前・後期		環境思想・倫理学 (環境共生学類開講科目)	2	4年後期	
					キリスト教と諸宗教	2	2年前期	
					キリスト教と生命倫理	2	2年後期	
					心理学	2	1年前・後期	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）	社会科・公民科教育法Ⅰ	2	3年前期	2年前期				
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3年後期	2年後期				
最低修得単位数		必修 16単位				選択 16単位以上		

循環農学類：高校一種免許状「農業」

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目						
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	必修科目	単位数	開講年次	選択科目	単位数	開講年次	
教科 及 び 教科 に 関 す る 指 導 専 門 的 関 す る 科 目	農業の関係科目	健土健民入門実習	1	1年前期	循環型農業論	2	1年後期	
		循環農学概論	2	1年後期	土壌学	2	2年前期	
		作物栽培学	2	2年後期	家畜解剖学	2	2年前期	
		園芸学	2	2年後期	家畜行動学	2	2年後期	
		農業経営学概論	2	2年前期	畜産学総論	2	2年前期	
		食品学	2	2年前期	畜産経営論	2	2年後期	
						農業施設学	2	3年後期
						農業機械学	2	2年後期
						草地・飼料作物学	2	2年後期
						雑草学	2	3年後期
						農業政策学	2	2年後期
						学外農場実習	4	2年前期
						乳科学	2	2年後期
						食肉科学	2	2年後期
						食品衛生学	2	3年後期
						公衆衛生学	2	3年後期
						食品製造学	2	2年後期
						食品資源学	2	3年前期
						農畜産物市場論	2	2年前期
						農村社会学	2	2年後期
						家畜育種学	2	3年前期
						家畜繁殖学	2	3年前期
						家畜管理学	2	3年前期
						家畜栄養学	2	3年前期
						家畜管理・栄養学実験I	1	3年前期
						家畜衛生学	2	3年前期
				畜産物利用学	2	3年前期		
				乳用家畜飼養学	2	3年後期		



免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目						
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	必修科目	単位数	開講年次		選択科目	単位数	開講年次
				課程生	コース生			
教 科 及 び 関 係 科 目 に 関 する 指 導 法 に 関 する 科 目	農業の関係科目					酪農経営学	2	3年後期
						泌乳生理学	2	3年後期
						肉用大家畜飼養学	2	3年前期
						肉用中小家畜飼養学	2	3年後期
						肉用家畜飼養学実習	2	3年前・後期
						水稻栽培学	2	3年前期
						畑作物栽培学	2	3年前期
						作物栽培学実習	1	3年前期
						野菜園芸学	2	3年前期
						花き園芸学	2	3年前期
						園芸学実習	1	3年前期
						作物栄養学	2	3年後期
						農業経営学	2	3年前期
						農業市場論	2	3年前期
						食料・農業政策学	2	3年前期
						農業協同組合論	2	3年前期
						アグリビジネス論	2	3年後期
						地域計画論	2	3年後期
						営農システム論	2	3年後期
						受精卵移植論	2	4年前期
				乳用家畜飼養学実習	1	4年前期		
				畜産物利用学実習	1	4年前期		
				果樹園芸学	2	4年前期		
				有機フードシステム論	2	4年後期		
				有機農学総論	2	4年前期		
				農産加工学	2	4年前期		
				実践酪農学	2	1年前期		
				実践農学	2	1年後期		
	職業指導	○職業指導Ⅰ（農業）	2	3年前期				
		○職業指導Ⅱ（農業）	2	3年後期				
	各教科の指導法（情報機器 及び教材の活用を含む）	農業科教育法Ⅰ	2	3年前期	2年前期			
		農業科教育法Ⅱ	2	3年後期	2年後期			
最低修得単位数		必修 19単位			選択 13単位以上			

「教科及び教科の指導法に関する科目」の学類・教科別の表

食と健康学類：中学一種・高校一種免許状「理科」

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目																
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	必修科目	単位数	開講年次		選択科目	単位数	開講年次										
				課程生	コース生													
教科 及 び 関 する 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目	物 理 学	物 理 学	2	1年前	後期	エネルギーの物理学 環境物理学 食品物性学	2 2 2	2年前期 2年後期 3年前期										
	物理学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	物理学実験	1	2年前	後期													
	化 学	化学 無機化学 有機化学	化学	2	1年前	後期	物理化学 分析化学 食品化学 食品分析学 タンパク質化学	2 2 2 2 2	2年前期 2年後期 2年後期 2年後期 3年前期									
			無機化学	2	2年前期													
			有機化学	2	2年前期													
			化学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	化学実験	1	1年前				後期								
	生 物 学	生物学	生物学	2	1年前	後期	生 化 学 微生物学 動物遺伝学 植物生理学 動物生理学 応用生化学 景観生態学 生物分類学 保全生物学 動物形態機能学 生物地球化学 動物生態学 植物生態学 食品微生物学 食品栄養学 生物工学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2年前期 2年前期 2年前期 2年前・後期 2年前・後期 2年後期 3年後期 2年前期 3年前期 2年前期 2年前期 2年前期 2年前期 3年前期 3年前期 3年後期									
										生物学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕	生物学実験	1	1年前	後期	食品栄養化学実験 生化学実験 食品微生物学実験	1 2 1	3年後期 3年前期 3年前期	
										地 学	地 学	2	1年前	後期	気象学の基礎 地形・地質学	2 2	2年後期 2年後期	
																		地学実験 〔コンピュータ活用を含む。〕
										各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		理科教育法Ⅰ	2	3年前期	2年前期			
												理科教育法Ⅱ	2	3年後期	2年後期			
												理科教育法Ⅲ（※）	2	4年前期	3年前期			
理科教育法Ⅳ（※）												2	4年後期	3年後期				
最低修得単位数										中学一種 必修	24単位			中学一種 選択	4単位以上			
										高校一種 必修	20単位			高校一種 選択	12単位以上			

(※) 中学のみ必修

## 食と健康学類：中学一種免許状「社会」

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目							
科目区分	各科目に含めることが 必要な事項	必修科目	単位数	開講年次 課程生コース		選択科目	単位数	開講年次	
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	日本史・外国史	日本史	2	1	前期				
		世界史	2	1	後期				
	地理学（地誌を含む。）	地理学	2	1	前・後期				
		地誌	2	1	前・後期				
	「法律学、政治学」	日本国憲法	2	1	前・後期	民法・商法	2	2	後期
		法	2	1	前・後期	農業法	2	2	後期
						環境法	2	2	後期
						国際関係論	2	2	後期
						国際法	2	2	後期
	「社会学、経済学」	経済学		2	1	前・後期	社会学	2	1
行財政学概論							2	2	後期
経済原論							2	2	前期
ミクロ経済学							2	2	後期
マクロ経済学							2	2	前期
マーケティング論							2	2	後期
経営学総論							2	2	前期
日本経済論							2	2	前期
ボランティア活動・NPO・NGO論							2	2	前期
食品流通論							2	2	後期
食品産業論							2	2	後期
食料経済論							2	2	後期
食品卸・小売商業論							2	2	後期
流通経済論							2	2	前期
資源経済学							2	3	後期
簿記・会計学概論							2	2	前期
協同組合学							2	2	前期
中小企業論							2	2	前期
社会調査法							2	2	後期
国際経済論							2	2	後期
国際理解	2	2	前期						
食品マーケティング戦略論	2	3	後期						
食品企画開発論	2	3	前期						
食品国際流通論	2	3	後期						
食品物流管理論	2	3	前期						
食品流通情報システム論	2	3	後期						
食品消費経済論	2	3	前期						
企業経営分析論	2	4	前期						
「哲学、倫理学、宗教学」	哲学	学	2	1	前・後期	環境思想・倫理学 (環境共生学類開講科目)	2	4	後期
						キリスト教と諸宗教	2	2	前期
						キリスト教と生命倫理	2	2	後期
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2	3	前期	2	前期		
		社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2	3	後期	2	後期		
		社会科・公民科教育法Ⅰ	2	3	前期	3	前期		
		社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3	前期	3	前期		
最低修得単位数		必修 24単位			選択 4単位以上				

食と健康学類：高校一種免許状「公民」

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目					
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	必修科目	単位数	開講年次 課程生 コース生	選択科目	単位数	開講年次
教 科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	「法学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」	日 本 国 憲 法	2	1年前・後期	民 法 ・ 商 法	2	2年後期
		法 学	2	1年前・後期	農 業 法	2	2年後期
		国 際 法	2	2年後期	環 境 法	2	2年後期
					国 際 関 係 論	2	2年後期
	「社会学、経済学 （国際経済を含む。）」	経 済 学	2	1年前・後期	社 会 学	2	1年前・後期
		国 際 経 済 論	2	2年後期	行 財 政 学 概 論	2	2年後期
					経 済 原 論	2	2年前期
					ミ ク ロ 経 済 学	2	2年後期
					マ ク ロ 経 済 学	2	2年前期
					マ ー ケ テ ィ ン グ 論	2	2年後期
				経 営 学 総 論	2	2年前期	
				日 本 経 済 論	2	2年前期	
				ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 ・ N P O ・ N G O 論	2	2年前期	
				食 品 流 通 論	2	2年後期	
				食 品 産 業 論	2	2年後期	
				食 料 経 済 論	2	2年後期	
				食 品 卸 ・ 小 売 商 業 論	2	2年後期	
				流 通 経 済 論	2	2年前期	
				資 源 経 済 学	2	3年後期	
				簿 記 ・ 会 計 学 概 論	2	2年前期	
			協 同 組 合 学	2	2年前期		
			中 小 企 業 論	2	2年前期		
			社 会 調 査 法	2	2年後期		
			国 際 理 解	2	2年前期		
			食 品 マ ー ケ テ ィ ン グ 戦 略 論	2	3年後期		
			食 品 企 画 開 発 論	2	3年前期		
			食 品 国 際 流 通 論	2	3年後期		
			食 品 物 流 管 理 論	2	3年前期		
			食 品 流 通 情 報 シ ス テ ム 論	2	3年後期		
			食 品 消 費 経 済 論	2	3年前期		
			企 業 経 営 分 析 論	2	4年前期		
「哲学、倫理学、宗 教学、心理学」	哲 学	2	1年前・後期	環 境 思 想 ・ 倫 理 学 (環境共生学類開講科目)	2	4年後期	
				キ リ ス ト 教 と 諸 宗 教	2	2年前期	
				キ リ ス ト 教 と 生 命 倫 理	2	2年後期	
				心 理 学	2	1年前・後期	
各教科の指導法（情報機 器及び教材の活用を含む）	社会科・公民科教育法Ⅰ	2	3年前期	2年前期			
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2	3年後期	2年後期			
最低修得単位数		必修 16単位			選択 16単位以上		

食と健康学類：高校一種免許状「農業」

免許法施行規則に定める 科目区分等		左記に対応する本学開講の授業科目					
科目 区分	各科目に含めることが 必要な事項	必修科目	単位数	開講年次 課程生 コース生	選択科目	単位数	開講年次
教科 及び 教科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	農業の関係科目	健土健民入門実習	1	1年前期	循環型農業論	2	1年後期
		循環農学概論	2	1年後期	土壌学	2	2年前期
		食品学	2	2年前期	家畜解剖学	2	2年前期
		食品製造学	2	2年後期	家畜行動学	2	2年後期
					畜産学総論	2	2年前期
					畜産経営論	2	2年後期
					農業微生物学実験	1	2年前期
					農産物利用学実習	1	2年後期
					農業施設学	2	3年後期
					農業機械学	2	2年後期
					草地・飼料作物学	2	2年後期
					作物栽培学	2	2年後期
					園芸学	2	2年後期
					雑草学	2	3年後期
					農業経営学概論	2	2年前期
					農業政策学	2	2年後期
					学外農場実習	4	2年前期
					乳科学	2	2年後期
					食肉科学	2	2年後期
					食品衛生学	2	3年後期
					公衆衛生学	2	3年後期
					食品資源学	2	3年前期
					農畜産物市場論	2	2年前期
					農村社会学	2	2年後期
					発酵食品学	2	3年後期
					食品機能論	2	3年後期
					乳製品製造学	2	3年前期
					肉製品製造学	2	3年前期
					食品製造システム論	2	3年後期
					微生物利用学	2	3年前期
					乳肉製造学実習	2	3年前期
					食品流通施設論	2	3年前期
					食品品質保全学	2	3年後期
					食品包装学	2	3年後期
	職業指導	○職業指導Ⅰ（農業）	2	3年前期			
		○職業指導Ⅱ（農業）	2	3年後期			
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）	農業科教育法Ⅰ	2	3年 前期	2年 前期		
		農業科教育法Ⅱ	2	3年 後期	2年 後期		
最低修得単位数		必修 15単位			選択 17単位以上		



## 12. 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格の取得

### (1) 資格の概要

- ・食品衛生管理者とは

乳製品、厚生労働大臣が定めた添加物その他食品製造または加工の過程において、特に衛生上の考慮を必要とする食品または添加物の製造または加工の衛生管理、ならびに加工に従事する者を監督するものです。上記の製造または加工を行う営業者は、その製造または加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置く必要があります。

- ・食品衛生監視員とは

国家公務員においては厚生労働大臣の命を受け、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行うものです。又、地方公務員においては、都道府県知事等の命を受け、都道府県等食品衛生監視指導計画の定めるところにより、各営業の施設等における食品、添加物等の衛生監視指導を行うものです。

- ・本学循環農学類及び食と健康学類は、食品衛生法第48条6項第3号及び食品衛生法施行令第9条第1号の規定に基づく食品衛生管理者および食品衛生監視員の養成施設として厚生労働大臣より指定されています。

[養成施設名称]

- ・循環農学類 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格取得プログラム
- ・食と健康学類 食品衛生管理者及び食品衛生監視員任用資格取得プログラム
- ・食と健康学類 管理栄養士コース

・以下の条件を満たす者は、これら資格の有資格者となりますが、任用資格とはその職種に任用される資格を持つとみなされる資格です。所属の施設長から特定の業務に任命される時にその効力を発揮します。

### (2) 取得方法

1. 食と健康学類管理栄養士コースについては、卒業必要単位数を修得すれば卒業と同時に取得できます。
2. 食と健康学類管理栄養士コース以外のコース並びに循環農学類については、卒業必要単位数を修得すると共に、各表の科目の単位を修得する必要があります。
  - ・A～D群までの各群より1科目以上履修し22単位以上を修得すること
  - ・E群から合計18単位以上を修得すること
  - ・A～E群において合計40単位以上を修得すること

#### ※有資格者の手続き

有資格の卒業生は、食品関連企業に採用されて必要が生じた時、または公務員に採用されて必要が生じた時に、必要書類を食品関連機関（保健所等）に提出し、食品衛生管理者または食品衛生監視員として勤務する事になります。

必要書類 食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格認定証

その他に、企業との雇用関係を証明する書類等が必要になります。

※編入生等が資格の取得を希望する場合は、編入以前に卒業または在籍した大学等が「食品衛生管理者および食品衛生監視員の登録養成施設」であっても、その大学等で修得した単位は、本学では資格取得に必要な単位として単位認定を行っておりませんのでご注意ください。

循環農学類

養成施設指定内規で規程する 科目区分	本学開講科目	単位	開講年次	備 考	
A群 (化学関係)	分析化学	2	2年後期	A～D群の各群より 1科目以上履修し22 単位以上を修得	
	有機化学	2	2年前期		
	無機化学	2	2年前期		
	化学	2	1年前・後期		
B群 (生物化学関係)	生化学	2	2年前期		
	応用生化学	2	2年後期		
	食品化学	2	2年後期		
	栄養生理学	2	3年後期		
	食品分析学	2	2年後期		
C群 (微生物学関係)	微生物学	2	2年前期		
	食品製造学	2	2年後期		
D群 (公衆衛生学関係)	公衆衛生学	2	3年後期		
	食品衛生学	2	3年後期		
	食品関係法	2	3年前期		
E群 (その他関連科目)	土壌学	2	2年前期		E群より18単位以上 を修得
	家畜栄養学	2	3年前期		
	動物生理学	2	2年前・後期		
	家畜衛生学	2	3年前期		
	植物生理学	2	2年前・後期		
	品質管理論	2	2年前期		
	食品学	2	2年前期		
	乳科学	2	2年後期		
	食肉科学	2	2年後期		
	泌乳生理学	2	3年後期		
	植物遺伝学	2	2年前期		
	動物遺伝学	2	2年前期		
	食品物性学	2	3年前期		
	畜産物利用学	2	3年前期		
作物栄養学	2	3年後期			
農産加工学	2	4年前期			
合計単位数 40単位以上					



## 食と健康学類

養成施設指定内規で規程する科目区分	本学開講科目	単位	開講年次	備 考	
A群 (化学関係)	分析化学	2	2年後期	A～D群の各群より 1科目以上履修し22 単位以上を修得	
	有機化学	2	2年前期		
	無機化学	2	2年前期		
	化学	2	1年前・後期		
B群 (生物化学関係)	生化学	2	2年前期		
	生化学実験	2	3年前期		
	応用生化学	2	2年後期		
	食品化学	2	2年後期		
	栄養生理学	2	3年後期		
	食品分析学	2	2年後期		
C群 (微生物学関係)	微生物学	2	2年前期		
	食品微生物学	2	3年前期		
	食品微生物学実験	1	3年前期		
	食品製造学	2	2年後期		
D群 (公衆衛生学関係)	公衆衛生学	2	3年後期		
	食品衛生学	2	3年後期		
	食品関係法	2	3年前期		
E群 (その他関連科目)	乳製品製造学	2	3年前期		E群より18単位以上 を修得
	肉製品製造学	2	3年前期		
	食品物性学	2	3年前期		
	食品栄養学	2	3年前期		
	乳肉製造学実習	2	3年前期		
	食品栄養化学実験	1	3年後期		
	乳科学	2	2年後期		
	食肉科学	2	2年後期		
	土壌学	2	2年前期		
	植物生理学	2	2年前・後期		
	動物生理学	2	2年前・後期		
	品質管理論	2	2年前期		
	食品学	2	2年前期		
	タンパク質化学	2	3年前期		
	食品と免疫	2	3年前期		
	発酵食品学	2	3年後期		
	微生物利用学	2	3年前期		
	食品品質特性学実験	1	3年後期		
	食品品質保全学	2	3年後期		
	植物遺伝学	2	2年前期		
動物遺伝学	2	2年前期			
合計単位数 40単位以上					

## 13. フードスペシャリスト資格の取得

### (1) 資格の概要

#### 1. フードスペシャリストとは

食の本質が「おいしさ」、「楽しさ」、「おもてなし」にあることをしっかり学び、食に関する幅広い知識と技術を身につけた食の専門家で、食品の開発製造、流通、販売、外食などを担う食品産業をはじめ、食関係の広範な分野での活躍が期待されています。

本学食と健康学類は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会に認定された「フードスペシャリスト養成機関」であり、資格は3種類あります。『フードスペシャリスト資格』は、食に関する知識・技術の基本を身につけている方に与える資格、『専門フードスペシャリスト（食品開発）資格』または『専門フードスペシャリスト（食品流通・サービス）資格』は、専門性や実用性をより高めた資格になります。

#### 2. 対象学生

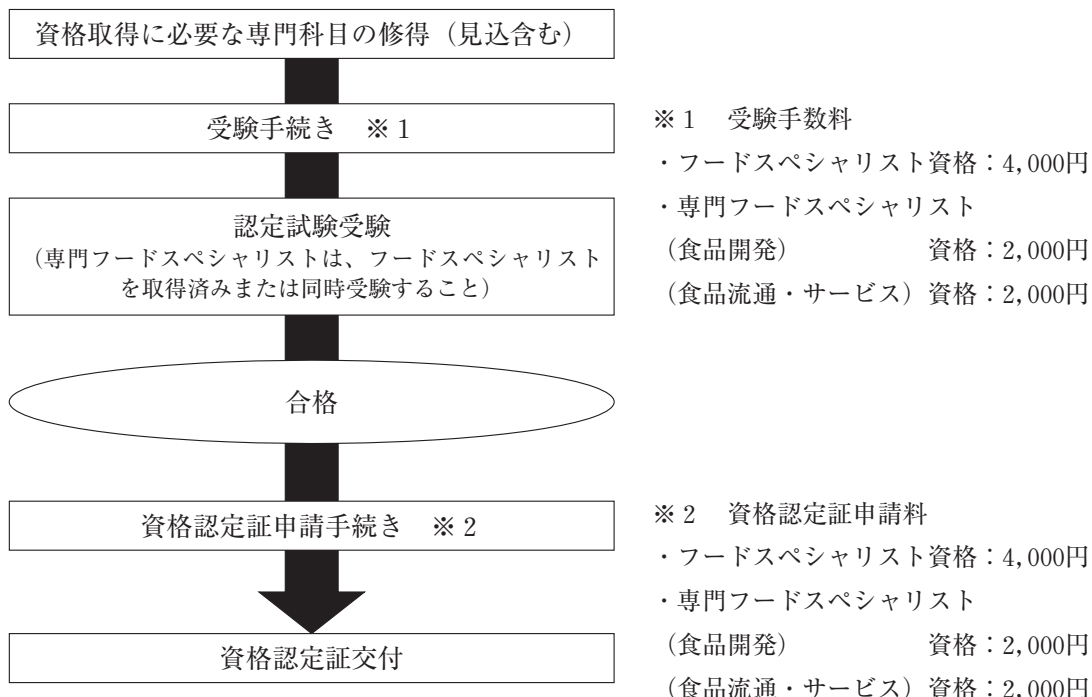
食と健康学類の学生で、下記の取得に必要な要件を満たさなければなりません。

#### 3. 取得に必要な要件

- ①卒業要件を満たすこと。
- ②フードスペシャリスト資格取得に必要な食と健康学類で開講される専門科目を別表のとおり修得すること。
- ③フードスペシャリスト資格認定試験に合格すること。
- ④専門フードスペシャリスト資格はフードスペシャリスト資格を取得済みまたは同時受験すること。

### (2) 取得方法

認定試験は毎年12月中旬～下旬に実施されます。合格者の発表は翌1月下旬です。詳しい日程はUNIPAや掲示板でお知らせします。



フードスペシャリスト資格に必要な専門科目  
食と健康学類管理栄養士コース以外のコース

規 定 科 目		開 講 科 目	単 位	開講年次
必 修 科 目	フードスペシャリスト論	食と健康学概論	2	1年後期
	食品の官能評価・鑑別論	食品分析学	2	2年後期
		食品総合実験	1	2年後期
	食物学に関する科目	食品化学	2	2年後期
		食品包装学	2	3年後期
		*乳肉製造学実習	2	3年前期
		*食品微生物学実験	1	3年前期
	食品の安全性に関する科目	*食品流通実験・実習Ⅰ	1	3年前期
		食品衛生学	2	3年後期
	調理学に関する科目	食品微生物学	2	3年前期
		調理学概論	2	3年前期
		調理学実習Ⅰ	1	3年前・後期
	栄養と健康に関する科目	調理学実習Ⅱ	1	3年後期
		食品栄養学	2	3年前期
	食品流通・消費に関する科目	食品機能論	2	3年後期
食品流通論		2	2年後期	
フードコーディネート論	食料経済論	2	2年後期	
	フードコーディネート論	2	4年前期	
合 計			28単位以上	

\*の科目は、3科目のうち1科目選択必修科目（各自のコース専攻教育科目を履修すること）

食と健康学類管理栄養士コース

規 定 科 目		開 講 科 目	単 位	開講年次
必 修 科 目	フードスペシャリスト論	食と健康学概論	2	1年後期
	食品の官能評価・鑑別論	食品学実験・実習Ⅰ	1	1年後期
		食品学実験・実習Ⅱ	1	2年前期
	食物学に関する科目	食品学	2	1年前期
		食品加工学	2	2年後期
		食品加工学実習	1	3年前期
	食品の安全性に関する科目	食品衛生学	2	3年前期
	調理学に関する科目	調理学	2	1年前期
		調理学実験・実習Ⅰ	1	1年後期
		調理学実験・実習Ⅱ	1	2年前期
	栄養と健康に関する科目	基礎栄養学	2	1年後期
		応用栄養学Ⅰ	2	2年前期
	食品流通・消費に関する科目	食料経済論	2	2年後期
	フードコーディネート論	フードコーディネート論	2	4年前期
	合 計			23単位

## 14. 家畜（牛）人工授精師資格の取得

### (1) 資格の概要

#### 1. 家畜（牛）人工授精師とは

本学が定める授業科目を履修し、単位を取得後、本学で開催される講習会\*を受講し、最終試験に合格すると「家畜人工授精師証」の申請に必要な「家畜人工授精師修業試験合格証」が取得できます。免許証が交付されると主として家畜人工授精所または農協・共済組合等の職員として家畜の人工授精業務に従事することができます。

※講習会の受講人数定員は、循環農学類55名、獣医保健看護学類5名です。

#### 2. 対象学生

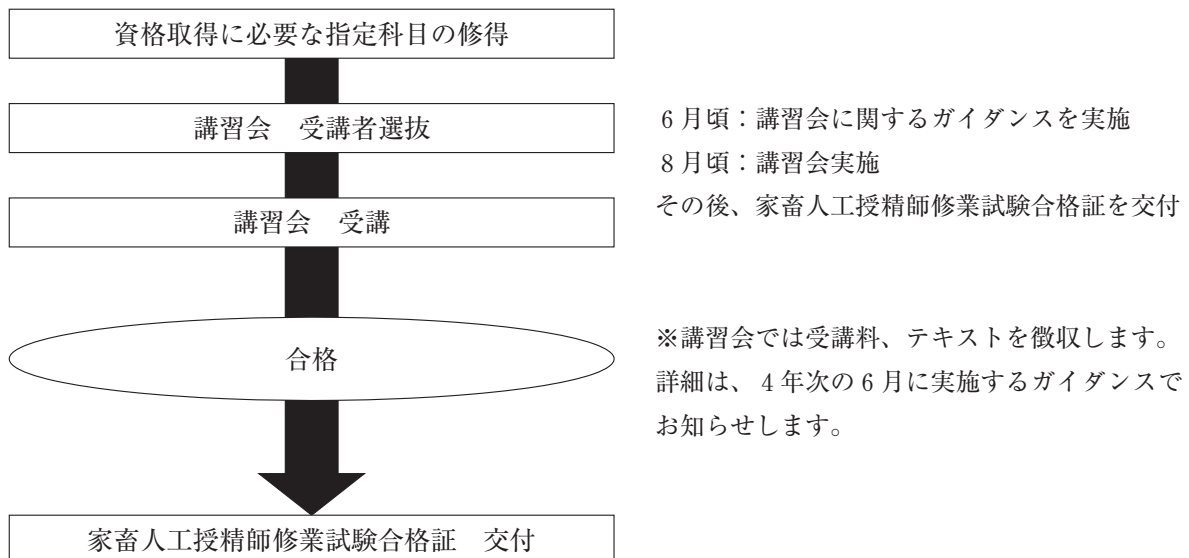
循環農学類および獣医保健看護学類の学生で、家畜改良増殖法に基づく所定の授業科目を履修・単位修得した学生が、講習会を受講することができます。講習会の受講対象は4年生のみです。

#### 3. 取得に必要な要件

- ① 家畜人工授精師資格取得に必要な所属学類で開講される専門教育科目を別表のとおり単位を修得すること
- ② 動物実験教育訓練の講習を受講すること
- ③ 講習会を受講し、合格すること

### (2) 取得方法

講習会は毎年、夏季休業期間に実施されます。詳しい日程や受講者の選抜方法については、UNIPAや掲示板でお知らせします。



## 本学指定科目

## 循環農学類

	指 定 科 目	本学で指定する科目	単位	開講年次
一般科目	畜産概論	畜産学総論	2	2年前期
	家畜の栄養	家畜栄養学	2	3年前期
	家畜の飼養管理	家畜管理学	2	3年前期
	家畜の育種	家畜育種学	2	3年前期
	関係法規	(講習会で実施)		
専門科目	生殖器解剖	家畜解剖学	2	2年前期
	繁殖生理 精子生理 種付けの理論	家畜繁殖学 および 受精卵移植論	2	3年前期
		および 家畜繁殖技術論	2	4年前期
		人工授精	(講習会で実施)	
実習	家畜の飼養管理	家畜管理・栄養学実験Ⅰ および 家畜管理・栄養学実験Ⅱ	1	3年前期
		1	3年後期	
	家畜の審査	健土健民入門実習 および 家畜管理・栄養学実験Ⅰ および 家畜管理・栄養学実験Ⅱ	1	1年前期
		1	3年前期	
		1	3年後期	
	生殖器解剖	家畜育種・繁殖学実験	1	3年後期
	発情鑑定	(講習会で実施)		
精液精子検査法	(講習会で実施)			
人工授精	(講習会で実施)			

## 獣医保健看護学類

	指 定 科 目	本学で指定する科目	単位	開講年次
一般科目	畜産概論	(他学類受講)	2	
	家畜の栄養	動物栄養管理学	2	2年前期
	家畜の飼養管理	動物飼養管理学	2	2年前期
	家畜の育種	(他学類受講)	2	3年前期
	関係法規	(講習会で実施)		
専門科目	生殖器解剖	動物形態機能学 A および 動物形態機能学 D	2	1年前期
		2	1年後期	
	繁殖生理 精子生理 種付けの理論	動物形態機能学 A および 動物形態機能学 D	2	1年後期
		2	1年後期	
人工授精	(講習会で実施)			
実習	家畜の飼養管理	(他学類受講)		
	家畜の審査	健土健民入門実習 および (他学類受講)	1	1年前期
	生殖器解剖	(他学類受講)		
	発情鑑定	(講習会で実施)		
	精液精子検査法	(講習会で実施)		
人工授精	(講習会で実施)			

\* (他学類受講)については、4年次に循環農学類の指定科目を受講もしくは、家畜人工授精師養成講習会で講義を受講する。

## 15. 家畜体内・体外受精卵移植資格の取得

### (1) 資格の概要

#### 1. 家畜体内・体外受精卵移植とは

本学が定める授業科目を履修し、単位を取得後、本学で開催される講習会\*を受講し、最終試験に合格すると「家畜体内・体外受精卵移植」の申請に必要な「家畜体内・体外受精卵移植修業試験合格証」が取得できます。免許証が交付されると主として家畜人工授精所または農協・共済組合等の職員として家畜の体内・体外受精卵移植業務に従事することができます。

※講習会の受講人数定員は、循環農学類20名です。

#### 2. 対象学生

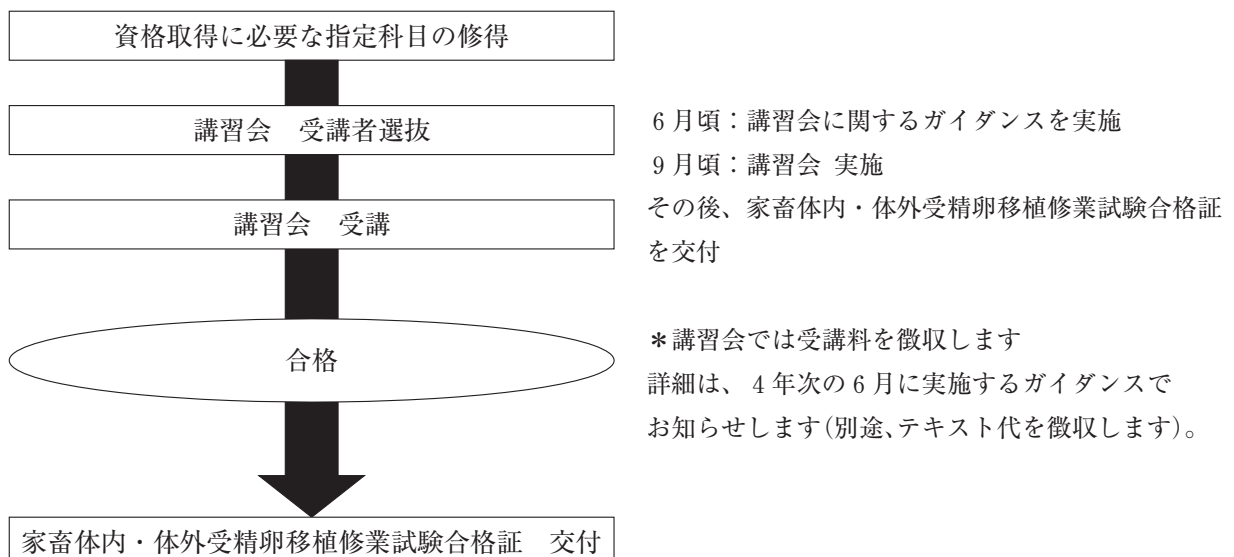
循環農学類の学生で、家畜改良増殖法に基づく所定の授業科目を履修・単位修得し、家畜人工授精師講習会を受講し、合格した学生が、講習会を受講することができます。講習会の受講対象は4年生のみです。

#### 3. 取得に必要な要件

- ① 家畜体内・体外受精卵移植資格取得に必要な所属学類で開講される専門教育科目を別表のとおり単位を修得すること
- ② 家畜人工授精師講習会を受講し、合格すること
- ③ 家畜体内・体外受精卵移植講習会を受講し、合格すること

### (2) 取得方法

講習会は毎年、夏季休業期間に実施されます。詳しい日程や受講者の選抜方法については、UNIPAや掲示板でお知らせします。



本学指定科目  
循環農学類

	指 定 科 目	本学で指定する科目	単 位	開講年次
一般科目	畜産概論	畜産学総論	2	2年前期
	家畜の栄養	家畜栄養学	2	3年前期
	家畜の飼養管理	家畜管理学	2	3年前期
	家畜の育種	家畜育種学	2	3年前期
	関係法規	(講習会で実施)		
専門科目	生殖器解剖	家畜解剖学	2	2年前期
	繁殖生理 精子生理 種付けの理論	家畜繁殖学	2	3年前期
		および 受精卵移植論	2	4年前期
		および 家畜繁殖技術論	2	4年前期
	人工授精	(講習会で実施)		
	体内受精卵移植概論 受精卵の生理及び形態 体内受精卵の処理	家畜繁殖学	2	3年前期
		および 受精卵移植論	2	4年前期
		および 家畜繁殖技術論	2	4年前期
	体外受精卵移植概論 体外受精卵の生産 受精卵の移植	家畜繁殖学	2	3年前期
		および 受精卵移植論	2	4年前期
および 家畜繁殖技術論		2	4年前期	
人工授精	(講習会で実施)			
実習	家畜の飼養管理	家畜管理・栄養学実験Ⅰ	1	3年前期
		および 家畜管理・栄養学実験Ⅱ	1	3年後期
	家畜の審査	健土健民入門実習	1	1年前期
		および 家畜管理・栄養学実験Ⅰ	1	3年前期
		および 家畜管理・栄養学実験Ⅱ	1	3年後期
	生殖器解剖	家畜育種・繁殖学実験	1	3年後期
	発情鑑定	(講習会で実施)		
	精液精子検査法	(講習会で実施)		
	人工授精	家畜育種・繁殖学実験	1	3年後期
	体内受精卵の処理	(講習会で実施)		
体外受精卵の生産	(講習会で実施)			
受精卵の移植	(講習会で実施)			

\*なお、専門科目「体内受精卵の処理」「受精卵の移植」「体外受精卵の生産」については、一部講習会で実施する。

## 16. 飼料製造管理者任用資格の取得

### (1) 資格の概要

飼料製造管理者とは、「飼料の安全性の確保および品質の改善に関する法律」に基づいて、飼料の製造を実地に管理するための専門家のことです。飼料の製造にあたり特別の注意を必要とする抗菌性飼料添加物を含む飼料等を製造する際に、飼料等の製造を実地に管理するため、その事業所ごとに法令に定められた資格を有する業務を行います。

以下の条件を満たす者は有資格者となりますが、任用資格とはその職種に任用される資格を持つとみなされる資格です。当該職務に任用・任命されて初めて効力を発揮する資格です。

### (2) 取得方法

1. 獣医学類の学生は、卒業必要単位数を修得すれば卒業と同時に取得できます。
2. 循環農学類の学生は、卒業必要単位数を修得すると共に、本学が指定する下表の科目の単位を修得する必要があります。

※飼料製造管理者の申請をする際には、修得科目の記載された書類を農林水産省に照会し、「大学において畜産学の課程を修めた者」としての資格があるかを個別に確認する必要があります。

#### 本学指定科目

循環農学類の学生で、飼料製造管理者任用資格希望者は次の科目を履修・修得してください。

指定科目	本学で指定する科目	単位	開講年次
(1) 家畜育種学	家畜育種学	2	3年前期
(2) 家畜品種論	※該当なし		
(3) 家畜繁殖学	家畜繁殖学	2	3年前期
(4) 家畜栄養学	家畜栄養学	2	3年前期
(5) 飼料学	※該当なし		
(6) 家畜管理学	家畜管理学	2	3年前期
(7) 家畜解剖学又は組織学	家畜解剖学	2	2年前期
(8) 家畜生理学又は生化学	生化学	2	2年前期
(9) 畜産物利用学	畜産物利用学	2	3年前期
(10) 草地利用学	草地・飼料作物学	2	2年後期
(11) 家畜衛生学	家畜衛生学	2	3年前期
(12) 畜産学汎論	畜産学総論	2	2年前期
(13) 畜産経営論	畜産経営論	2	2年後期
	または 酪農経営学	2	3年後期

※「大学において畜産学の課程を修めた者」とは、(1)から(13)までの13科目（相当する科目を含む）のうち、11科目以上の単位を大学等において取得した者。



## 17. シカ捕獲認証資格の取得

### (1) 資格の概要

#### 1. シカ捕獲認証とは

効果的なシカ管理のためには、シカの生息状況、社会的制約、地理的状況等を考慮して、動物福祉と食肉衛生に配慮した、安全な捕獲ができる新たな担い手を中心とした地域主体の野生動物管理体制を構築する必要があります。一般社団法人エゾシカ協会のシカ捕獲認証（Deer Culling Certificate、略称DCC）は、先進地である英国の制度をモデルとして、主にエゾシカをベースとしたシカ捕獲者や管理者の教育と認証を行う制度です。

#### 2. 対象学生

環境共生学類野生動物学コースの学生は、下記の要件を満たすと、シカ捕獲認証レベル1を取得することができます。

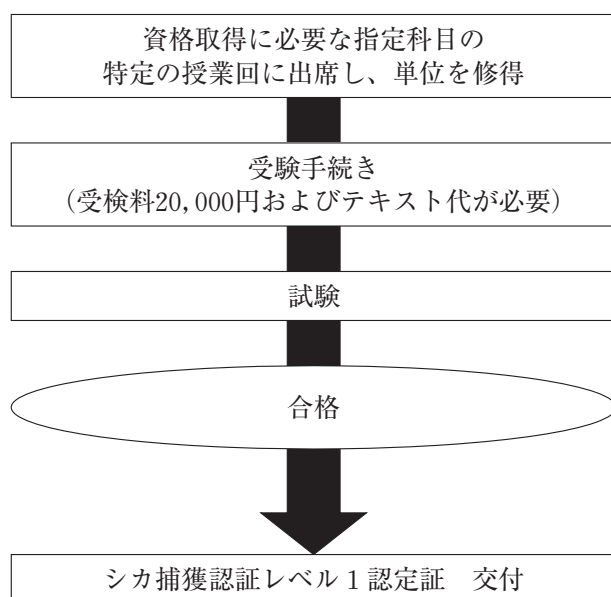
#### 3. 取得に必要な要件

- ① 一般社団法人エゾシカ協会が認定する別表の指定科目（全て3年次）を履修・単位修得すること。
- ② 同科目の特定の授業回\*に全て出席すること。
- ③ シカ捕獲認証レベル1試験に合格すること。

\*特定の授業回については別途ガイダンス等で説明します。

### (2) 取得方法

1. 3年次後学期終了までに指定科目の特定の授業回に全て出席し、単位を修得すれば受験資格を得ることができます。受験資格の有無については、UNIPA等でお知らせします。
2. 試験は4年次の4～5月頃実施されます。詳しい日程や受験手続きについては、ガイダンスやUNIPA等でお知らせします。



#### 本学指定科目

指定科目	単位	開講年次
野生動物保全行政論	2	3年前期
野生動物生態学	2	3年前期
野生動物管理学	2	3年前期
野生動物保全と人間事象	2	3年後期
狩猟管理技術論	2	3年後期
野生動物保全技術実習	2	3年通年

## 18. 鳥獣管理士資格の取得

### (1) 資格の概要

#### 1. 鳥獣管理士とは

鳥獣管理士とは、農業被害、生態系被害及び生活安全など、人と野生鳥獣の軋轢に関する地域課題の解決を担う人材の技術的能力を認証することを目的とした資格制度です。鳥獣管理士資格には、修得した知識・技術等のレベルに応じて1級から3級の資格級が設定されており、本学では準1級から3級の受験資格を得ることができます。

#### 2. 対象および取得に必要な要件

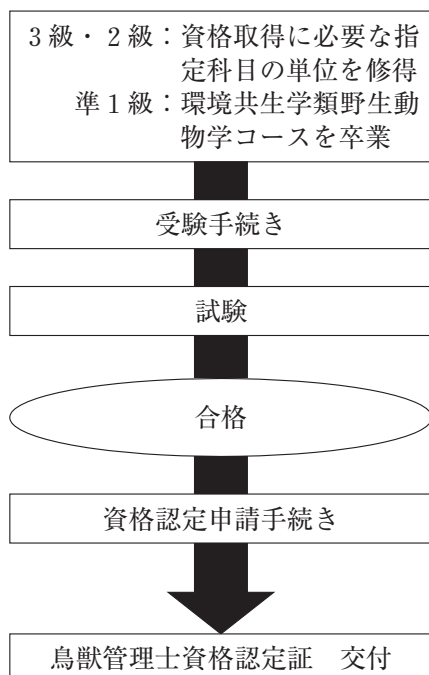
環境共生学類の学生、または卒業生で、下記の受験に必要な要件を満たし、鳥獣管理士試験に合格すると資格を取得することができます。

#### 受験に必要な要件

受験級	対 象	要 件
3 級	2 年次以上	指定科目より 4 単位以上修得すること
2 級	3 年次以上	指定科目より 10 単位以上修得すること
準 1 級	卒業生（大学院生）	環境共生学類野生動物学コースを卒業すること ※生命環境学コースの卒業生は対象となりません

### (2) 取得方法

1. 在学生は、指定科目の単位を修得すれば受験資格を得ることができます。受験資格の有無については、UNIPA 等でお知らせします。
2. 試験は12月頃に実施されます。詳しい日程や受験手続きについては、ガイダンスや UNIPA 等でお知らせします。



#### 本学指定科目

指 定 科 目	単 位	開講年次
環境共生学概論	2	1 年後期
自然環境学実験・実習	1	2 年前期
動物生態学	2	2 年前期
野生動物学の基礎	2	2 年後期
保全生物学	2	3 年前期
野生動物観察同定実習	1	3 年前期
野生動物保全行政論	2	3 年前期
野生動物生態学	2	3 年前期
野生動物管理学	2	3 年前期
実践野生動物学実習	1	3 年前・後期
生息地保全管理論	2	3 年前期
野生動物保全と人間事象	2	3 年後期
狩猟管理技術論	2	3 年後期
野生動物保全技術実習	2	3 年通年

## 酪農学園大学関連規程

# 酪農学園大学農食環境学群履修規程

## (目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、農食環境学群の履修等に関する事項を定めることを目的とする。

## (授業科目)

第2条 授業科目および単位数ならびに開講年次は、別表Ⅰ「授業科目履修年次配当表」のとおりとする。

2 授業科目履修年次配当は、やむを得ない事情で変更することがある。

## (授 業)

第3条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行う。

## (卒業の要件)

第4条 卒業の要件を満たすには、学則第13条に定める修業年限以上在学し、別表Ⅱ「卒業必要単位数」による単位を修得しなければならない。

## (進級認定)

第5条 1～3年次各終了時において、卒業必要単位数に算入される科目で、次の単位を修得した者については教授会の議を経て、上級年次への進級を認定する。

循環農学類 食と健康学類（管理栄養士コース除く） 環境共生学類	1年次	20単位以上
	2年次	55単位以上
	3年次	90単位以上

食と健康学類 管理栄養士コース	1年次	1年次に開講する全ての必修科目数 (合計26科目)のうち、21科目以上修得
	2年次	2年次までに開講する全ての必修科目数 (合計44科目)のうち、40科目以上修得
	3年次	3年次までに開講する全ての必修科目数 (合計65科目)のうち、62科目以上修得

2 前項に定める要件を満たせない者は留年とし、同学年で2回留年となった者には、学生担当教員(アドバイザーまたは研究室指導教員)と協議した上で、学群長より当該年度末日をもって退学を勧告する。ただし、休学による留年は対象としない。

## (必修科目)

第6条 必修科目とは、修得しなければ卒業を認められない授業科目をいう。

2 必修科目の単位は、他の授業科目の単位をもって代えることはできない。

3 必修科目は、所定の年次において履修しなければならない。

4 所定の年次において未修得となった必修科目は、次年度に他の授業科目に優先させて履修しなければならない。

## (選択科目)

第7条 選択科目とは、必修科目以外の授業科目をいう。

2 卒業に必要な単位数を満たすために、必修科目に加えて選択科目の単位を修得しなければならない。

## (履修登録および履修)

第8条 履修しようとする授業科目は、指定期間内に教育センター教務課に指定された方法により登録手続きをしなければならない。

2 履修登録をしない者は、修学の意志がないものとみなす。

3 同一時限に2科目以上履修することはできない。ただし、履修すべき科目の時間割(集中授業、補講を含む)が重複する場合は教育センター教務課に申し出なければならない。

4 同一年度に同一の授業科目を重複して履修登録することはできない。ただし、卒業年次の後学期に限り、当該年度の前学期に未修得となった授業科目が後学期にも開講される場合は、後学期履修登録変更時において、再度履修登録することができる。

5 すでに単位を修得した授業科目は、履修することはできない。ただし、編入学者が教職課程の教科

に関する専門教育科目を履修する場合は、その限りではない。

- 6 上級年次に配当された授業科目は、原則として履修することはできない。ただし、留年になった者が次年次配当の選択科目（実験・実習を除く）を履修する場合は、その限りではない。
- 7 食と健康学類管理栄養士コースは前項ただし書きの定めによらず、留年になった者は次年次配当の必修科目（実験・実習を除く）を履修することができる。この場合、半期の履修科目の上限は、前年度までの未修得科目数を含む5科目までとする。
- 8 クラス別編成になっている授業科目は、指定されたクラスの授業時間割表に従って履修しなければならない。
- 9 礼拝の時間に授業科目を履修することはできない。
- 10 履修登録した以外の授業科目を聴講することはできない。
- 11 履修登録した以外の授業科目を履修し、試験に合格しても単位は認めない。
- 12 履修は入学時に示した授業科目履修年次配当表による。従って、下級年次から教育課程が変更になった場合、振替可能な授業科目以外の新しい授業科目を履修することはできない。

**（履修制限および開講取り消し）**

- 第9条 各年次において、年間48単位を超えて履修することはできない。また、一学期につき26単位を超えて履修することはできない。
- 2 キャリア実習Ⅱ、学外農場実習、海外農業実習および教職課程教育科目は履修制限から除外する。
  - 3 履修者数が10名未満の授業科目は、当該年度の開講を取り止め、隔年開講とする場合がある。
  - 4 その他に履修を制限する場合がある。

**（他学群他学類の授業科目の履修）**

第10条 他学群他学類科目の履修方法等については、「酪農学園大学他学群他学類の授業科目の履修に関する規程」に定める。

**（他大学等で修得した単位の取扱い）**

第11条 他大学等で修得した単位の取扱いについては、別に定める。

**（履修授業科目の変更）**

第12条 履修授業科目の変更は、次の事由が発生した場合、その都度認める。

- ① 授業時間割表に変更があった場合。
- ② 履修登録内容に不備があった場合。
- ③ その他やむを得ないと認められる場合。

**（授業時間）**

第13条 授業時間の1時間の単位は45分とする。

- 2 授業時間は次の時限に区分する。

時限	時 間	時限	時 間
1	9時00分～9時45分	7	14時40分～15時25分
2	9時45分～10時30分	8	15時25分～16時10分
3	10時40分～11時25分	9	16時20分～17時05分
4	11時25分～12時10分	10	17時05分～17時50分
5	13時00分～13時45分	11	18時00分～18時45分
6	13時45分～14時30分	12	18時45分～19時30分

- 3 授業時間割表は、学年の始めに定める。
- 4 11、12時限目は主として補講を実施する。

**（試 験）**

第14条 授業科目の単位を認定するための試験を行う。

- 2 試験は、毎学期1回以上行うことを原則とする。
- 3 試験は、平常試験および定期試験ならびに追試験とする。
- 4 試験は、筆答試験またはレポート等担当教員が適当と認める方法によって行う。
- 5 実験、実習および演習等にあつては、その成績考査をもって試験に代えることができる。

**（平常試験）**

第15条 平常試験とは、授業科目担当教員が必要に応じて随時行う試験をいう。

**（定期試験）**

第16条 定期試験は、期末試験と中間試験からなる。

- 2 期末試験とは、授業科目が終了する時に行われる試験をいう。
- 3 中間試験とは、授業科目が2学期以上にわたるとき、前の学期末に行われる試験をいう。
- 4 定期試験は、原則として前学期は7月下旬～8月上旬、後学期は2月上旬に行う。
- 5 試験時間は、原則として60分とする。

#### (追 試 験)

第17条 追試験は、やむを得ない事由で期末試験を受けることのできなかった者に対して行う試験をいう。

- 2 追試験は、原則として次の場合に認める。
  - ①病気・怪我により受験不可能になった場合。(医師の診断書または氏名・日付明記の病院の領収書添付)
  - ②交通機関の遅延・事故により受験不可能になった場合。(遅延証明または事故証明書添付)
  - ③忌引き(2親等以内の親族)により受験不可能になった場合。(会葬礼状の写しまたは保証人の証明添付)
  - ④就職試験により受験不可能になった場合。(試験の日時を証明する書類添付)
  - ⑤第25条第1項の規定(公認欠席)により受験不可能になった場合。(証明する書類添付)
  - ⑥その他災害等やむを得ない事由により受験不可能になった場合。(証明する書類添付)
- 3 追試験を受験しようとする者は、期末試験後1週間以内に、試験欠席届を教育センター教務課に提出し、許可を得なければならない。
- 4 追試験は、期末試験後10日以内に実施する。この期間に受験できない場合は原則として受験資格を失う。
- 5 追試験を許可された者は、追試験票の交付を受け、試験時に試験監督者にこれを提出しなければならない。

#### (試験時間割)

第18条 定期試験の時間割表は、開始10日以前に学生に告示する。

#### (受験資格)

第19条 受験資格は次のとおりとし、受験資格のない者は試験を受けることができない。

- ①当該授業科目を履修登録していること。
- ②講義科目については、授業時間総数の3分の2以上出席していること。
- ③実験科目、実習科目、演習科目および体育実技については、授業時間総数の5分の4以上出席していること。
- ④追試験については、追試験票の交付を受けていること。
- ⑤学生証を所持していること。
- ⑥当該学期の学納金を納付していること。または、学納金未納の場合は、納付についての確約書が提出されていること。

#### (試験に関する注意)

- 第20条 受験中机上には、試験監督者が見やすい位置に学生証を置き、その他試験科目担当教員が認めるもの以外は置いてはならない。
- 2 受験中は、携帯電話、PHS、スマートフォン等の通信機能が付いた電子機器類は電源を切り、かばん等にしまうこと。
  - 3 試験開始後20分を経過した後は、試験場に入場できない。
  - 4 試験開始後25分間は、退場できない。
  - 5 答案用紙に学類、学年、学籍番号、氏名の記入のないものは無効とする。
  - 6 試験場では試験監督者の指示に従わなければならない。
  - 7 試験において不正行為をした者は、ただちに受験停止のうえ、学則第40条の規定により厳重な処分をする。

#### (成 績)

第21条 授業科目の成績は、試験により決定する。

- 2 成績は、S、A、B、C、DおよびP、Fの7種の評語をもって表示し、各成績評語基準は次項に示すとおりとする。ただし、第19条第2号および第3号を満たせず受験資格のない科目は「×」、編入学や入学前の既修得単位等の振替認定科目は「認」と表示する。また、「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の評価は、P(合格)、F(不合格)の2種の評語で表示する。

3 成績評語基準は、次のとおりとする。

合格 S (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)

P (「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の合格)

不合格 D (59点以下および試験欠席)

F (「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」の不合格)

4 学則第36条第1項により除籍となった者は、当該学期の履修成績を抹消する。

**(G P A)**

第22条 全履修科目の成績の平均値を表したG P A (Grade Point Average / グレード・ポイント・アベレージの略) は、各履修科目のグレード・ポイントに科目の単位数を乗じた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で除したものであり、次の計算式によって算出する。

$$G P A = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレード・ポイント})] \text{の総和}}{\text{履修科目単位数の総和}}$$

2 評価ごとのグレード・ポイントは次のとおりとする。ただし、認とP、Fは対象外とする。

S (100～90点) : 4.0、A (89～80点) : 3.0、B (79～70点) : 2.0

C (69～60点) : 1.0、D (59点以下、試験欠席) : 0、× (受験不可) : 0

3 「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「キャリアベーシック」、「キャリアデザインⅠ」、「キャリアデザインⅡ」、「学外農場実習」および教職課程教育科目はG P A算出の対象外とする。

4 2学期連続してG P Aが1.0未満の者については、学生担当教員と連携のもと、学類長より指導・助言を行う。

5 3学期連続してG P Aが1.0未満の者については、学生担当教員と協議した上で、学群長より退学勧告を行う。

6 前項の規定により退学した者が、科目等履修生として履修した科目を参入して累積G P Aが1.0以上に改善し、再入学を願い出た場合には、教授会の議を経て、退学時の学年学期の次学期に再入学を許可することができる。

**(成績発表)**

第23条 期末試験の成績は、所定の方法をもって発表する。その他授業科目担当教員が必要に応じて成績を発表する。

2 成績は、学生の保証人に通知する。

**(欠席)**

第24条 病気・怪我、交通機関の遅延・事故、就職活動、その他の理由で授業を欠席する場合は、「欠席届」(教育センター教務課に常備)に学生担当教員の認印を受け、欠席する授業科目担当教員に届け出なければならない。

2 前項の欠席は、授業時間総数に算入する。

**(公認欠席)**

第25条 公認欠席は、次の場合に限り認められる。

	公認欠席に該当する理由	認定日数
(1)学外で行われる教育課程	ア ゼミ調査 (専門ゼミナールⅠ～Ⅳ、卒業論文)	年間7授業日以内 (本事由による公認欠席は1授業科目につき2回までとする)
	イ 学外農場実習	年間14日以内
	ウ 海外農業実習	各年間7授業日以内 (本事由による公認欠席は1授業科目につき2回までとする)
	エ キャリア実習Ⅰ・Ⅱ	
	オ 調査実習(循環農学類)	
カ 臨地実習(給食管理実習Ⅱ、臨床栄養学実習Ⅰ、臨床栄養学実習Ⅱ、公衆栄養学実習Ⅱ)(食と健康学類管理栄養士コース)		
キ 海外自然環境実習		

(1)学外で行われる教育課程	ク 教職に関する実習	① 教育実習	年間14日以内（遠隔地は前後各1日を加える。また実習校の都合で延長した場合の日数も加える）
		② 介護等体験（特別支援学校）	年間2日以内（遠隔地は前後各1日を加える）
		③ 介護等体験（社会福祉施設）	年間5日以内（遠隔地は前後各1日を加える）
(2)課外活動	ア 運動部等で対学校試合等、大学を代表して出場する場合 イ 文化部等で大学を代表して出席する場合 ウ 学生会役員で会合に出席する場合		各学期1回、6授業日以内 ※同一曜日の重複は認めない。 ※準備、後片付け、見学会、調査等は、認めない。
(3)その他	ア 忌引き（2親等以内の親族）		年間7授業日以内 （本事由による公認欠席は1授業科目につき1回までとする）

2 前項の公認欠席は、授業時間総数に算入しない。

3 第1項(1)、(2)に該当する公認欠席は、次の手続きをしなければならない。

- ①第1項の(1)のア～キの該当授業科目担当教員は、1週間以上前に「㊦公認欠席願」を教育センター教務課に届け出なければならない。
- ②第1項の(1)の公認欠席該当学生は、「㊦公認欠席願（教育課程）」に教育センター教務課の認印を受け、欠席する授業科目担当教員に速やかに届け出なければならない。
- ③第1項の(2)の該当団体は、1週間以上前に「㊧外公認欠席願」に「理由に関する資料」を添付し、団体顧問(本学教員)の認印を受けた後、教育センター学生支援課に届け出なければならない。
- ④第1項の(2)の公認欠席該当学生は、「㊧外公認欠席願（課外活動）」に教育センター学生支援課の認印を受け、欠席する授業科目担当教員に速やかに届け出なければならない。

4 第1項(3)の公認欠席該当学生は、葬儀終了後1週間以内に会葬礼状の写しまたは保証人の証明を持参の上、教育センター教務課に届け出なければならない。

#### (改 廃)

第26条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

#### 附 則

この規程は、2011（平成23）年4月1日から制定・施行する。

#### 附 則

1. この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する
2. 規程第5条については、2011（平成23）年度入学生から適用する。

#### 附 則

1. この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する
2. 2014（平成26）年度以前の入学生については、第2条第1項、第4条および第5条の適用は、なお従前の規程による。

#### 附 則

1. この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。
2. 別表Iは、2015（平成27）年度入学生から適用し、2014（平成26）年度以前の入学生については、なお従前の規程による。

#### 附 則

この規程は、2016（平成28）年8月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

#### 附 則

1. この規程は、2019（平成31）年2月27日から施行する。
2. 別表IIは、2015（平成27）年度入学生から適用し、2014（平成26）年度以前の入学生については、なお従前の規程による。

#### 附 則

1. この規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。
2. 別表Iは、2019（平成31）年度入学者から適用し、2018（平成30）年度以前の入学者については、なお従前の規程による。



別表Ⅰ 授業科目履修年次配当表 循環農学類

科目区分	授 業 科 目	単位数	開 講 年 次												
			1 年		2 年		3 年		4 年						
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期					
基 盤 教 育	6 単 位 以 上 略 農 学 園 教 育	建 学 原 論	①	1	1										
		キリスト教 学 I	②	2											
		キリスト教 学 II	②		2										
		キリスト教と諸宗教	2			2									
		キリスト教と生命倫理	2				2								
		循環型農業論	2		2										
	健康土健康民入門実習	①	3												
	4 単 位 以 上 人 文 社 会 科 学 教 育	哲 学	2	2	(2)										
		心 理 学	2	2	(2)										
		文 学	2	2	(2)										
		社 会 学	2	2	(2)										
		日 本 史	2	2											
		世 界 史	2		2										
		地 誌	2	2	(2)										
		地 理 学	2	2	(2)										
		法 学	2	2	(2)										
		日 本 国 憲 法	2	2	(2)										
		日 経 済 学	2	2	(2)										
		4 単 位 以 上 自 然 科 学 教 育	数 学 I	2	2										
			数 学 II	2		2									
統 計 学 I			2			2									
統 計 学 II	2					2									
生 物 学	2		2	(2)											
生 物 学 実 験	1		3	(3)											
化 学 実 験	2		2	(2)											
化 学 実 験	1		3	(3)											
物 理 学 実 験	2		2	(2)											
物 理 学 実 験	1				3	(3)									
40 単 位 以 上	保 健 体 育 教 育 1 単 位 以 上	運 動 の 科 学	2		2										
		体 育 実 技 I	①	2											
	情 報 教 育 2 単 位 以 上	体 育 実 技 II	1		2										
		情 報 科 学 の 基 礎	②		2										
	8 単 位 以 上 外 国 語 教 育	情 報 処 理 基 礎 演 習	1		2										
		英 語 I	②	2											
		英 語 II	②	2											
		英 語 III	②		2										
		英 語 IV	②		2										
		英 語 演 習 I	2			2									
		英 語 演 習 II	2				2								
		ド イ ツ 語 I	2			2									
		ド イ ツ 語 II	2				2								
		フ ラ ン ス 語 I	2			2									
フ ラ ン ス 語 II		2				2									
中 国 語 I		2			2										
中 国 語 II		2				2									
2 単 位 以 上 導 入 教 育		ハ ン グ ル I	2			2									
	ハ ン グ ル II	2				2									
	日 本 語 I	2	2												
	日 本 語 II	2		2											
	基 礎 演 習 I	①	1	1											
	基 礎 演 習 II	①			1	1									
	循 環 農 学 概 論	2		2											
	食 と 健 康 学 概 論	2		2											
	環 境 共 生 学 概 論	2		2											
	獣 医 療 概 論	2		2											
2 単 位 以 上 キ ャ リ ア 教 育	キ ャ リ ア ベ ー シ ョ ン I	①			1	1									
	キ ャ リ ア ベ ー シ ョ ン II	①					2								
	キ ャ リ ア ベ ー シ ョ ン III	1						2							
	プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン	1						2							
	キ ャ リ ア 実 習 I	1			3	(3)									
	キ ャ リ ア 実 習 II	2					6	(6)							

科目区分	授業科目	単位数	開講年次										
			1年		2年		3年		4年				
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期			
専門	基礎科学領域 10単位以上	無機化学	2		2								
		有機化学	2		2								
		物理化学	2		2								
		生物化学	2		2								
		微生物学	2		2								
		植物学	2		2								
		動物学	2		2								
		植物生理学	2		2								
		動物生理学	2		2								
		植物学実習	2		2								
基礎教育	農業科学領域	化学	2		2								
		物理	2		2								
		数学	2		2								
		英語	2		2								
		情報学	2		2								
		経済学	2		2								
		社会学	2		2								
		政治学	2		2								
		法学	2		2								
		論理学	2		2								
30単位以上	食品科学領域	食品化学	2		2								
		食品微生物学	2		2								
		食品工学	2		2								
		食品包装学	2		2								
		食品衛生学	2		2								
		食品保存学	2		2								
		食品製造学	2		2								
		食品流通学	2		2								
		食品経営学	2		2								
		食品法	2		2								
30単位以上	環境科学領域	環境化学	2		2								
		環境微生物学	2		2								
		環境物理学	2		2								
		環境地学	2		2								
		環境工学	2		2								
		環境政策学	2		2								
		環境法	2		2								
		環境経済学	2		2								
		環境社会学	2		2								
		環境倫理学	2		2								

科目区分	授業科目	単位数	開講年次												
			1年		2年		3年		4年						
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期					
30単位以上	情報科学領域	情報処理演習			2										
		GIS基礎演習			2										
		リモートセンシング基礎演習				2									
	社会科学領域	流通経路論				2									
		簿記・会計学概論				2				2					
		協同組合学論				2									
		中小企業市場論				2									
		中農畜産物市場論				2									
		農村社会調査法論						2							
	国際領域	国際関係論													
		国際経済論													
		国際関係論				2									
	専門基礎領域	国際関係とメディア		2											
		環境と農法			2										
		人と動物の関わり			2										
観光と地域振興					2										
GIS・リモートセンシング						2									
エントロピー							2								
食の安全								2							
食の安全									2						
食の安全										2					
食の安全											2				
30単位以上	専門共通教育	ゼミナールⅠ						2							
		ゼミナールⅡ								2					
		ゼミナールⅢ										2			
		ゼミナールⅣ											2		
		卒業論文											4	4	
	22単位	酪農学コース専攻教育	畜産学Ⅰ						2						
			畜産学Ⅱ						2						
			畜産学Ⅲ						1			3			
			畜産学Ⅳ						2						
			畜産学Ⅴ						2						
			畜産学Ⅵ						1				3		
			畜産学Ⅶ						2						
			畜産学Ⅷ						2						
			畜産学Ⅸ						2						
			畜産学Ⅹ						2						
22単位	畜産学コース専攻教育	畜産学Ⅺ						2							
		畜産学Ⅻ						2							
		畜産学Ⅼ						1				3			
		畜産学Ⅽ						2							
		畜産学Ⅾ						2							
		畜産学Ⅿ						1							
		畜産学ⅰ						2							
		畜産学ⅱ						2							
		畜産学ⅲ						2							
		畜産学ⅴ						2							
22単位	農学コース専攻教育	作物栽培学Ⅰ						2							
		作物栽培学Ⅱ						2							
		作物栽培学Ⅲ						1							
		作物栽培学Ⅳ						2							
		作物栽培学Ⅴ						2							
		作物栽培学Ⅵ						1							
		作物栽培学Ⅶ						2							
		作物栽培学Ⅷ						2							
		作物栽培学Ⅸ						1							
		作物栽培学Ⅹ						2							
22単位	農業経済学コース専攻教育	農業経営学Ⅰ						2							
		農業経営学Ⅱ						2							
		農業経営学Ⅲ						2							
		農業経営学Ⅳ						2							
		農業経営学Ⅴ						2							
		農業経営学Ⅵ						2							
		農業経営学Ⅶ						2							
		農業経営学Ⅷ						2							
		農業経営学Ⅸ						1							
		農業経営学Ⅹ						1							

科目区分	授業科目	単位数	開講年次																		
			1年		2年		3年		4年												
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期											
専門教育 30単位以上	専攻教育 18単位 教職コース	教職特論	2			2															
		教職インターンシップⅠ	4						12												
		教職応用演習Ⅰ	2						4												
		教職応用演習Ⅱ	2								4										
		教職インターンシップⅡ	4												12						
		サービス・ラーニング	2			3	3														
		教材開発演習	2														2				
	循環農学類教育	家畜繁殖技術論	2													2					
		受精卵移植論	2													2					
		家畜体内・体外受精卵移植実験	1													3					
		乳用家畜飼養学実習	1													3					
		畜産物利用学実習	1													3					
		実験動物学	2													2					
		果樹園芸学	2													2					
	有機フードシステム論	2																	2		
	有機農学総論	2																2			
	農産加工学	2														2					
	実践酪農学	実践酪農学	2	2																	
実践酪農学演習		1		2																	
実践酪農学実習Ⅰ		8			24																
実践酪農学実習Ⅱ		8									24										
教職課程教育	実践農学	2		2																	
	教育原理	2		2																	
	教職入門	2	2																		
	教育社会学	2												2							
	教育心理学	2		2																	
	特別支援教育論	2			2																
	教育課程論	2				2															
	道徳教育指導論	2												2							
	総合的な学習の時間の指導法	2												2							
	特別活動論	2									2										
	教育方法論	2			2																
	生徒・進路指導論	2			2																
	教育相談論	2				2															
	教育実習(中・高1免)	5									(5)				5						
	教育実習(高1免)	3									(3)				3						
	教職実践演習(中・高1免)	2																		2	
	社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2			(2)						2										
	社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2				(2)					2			2							
	社会科・公民科教育法Ⅰ	2			(2)						2			2							
	社会科・公民科教育法Ⅱ	2			(2)	(2)					2			2							
	理科教育法Ⅰ	2			(2)						2			2							
	理科教育法Ⅱ	2				(2)					2			2							
理科教育法Ⅲ	2					(2)				(2)			2								
理科教育法Ⅳ	2											(2)		2					2		
農業科教育法Ⅰ	2			(2)						2			2								
農業科教育法Ⅱ	2				(2)					2			2								
職業指導Ⅰ(農業)	2									2			2								
職業指導Ⅱ(農業)	2												2								
自由科目	他学群他学類科目																				
	他大学等互換科目																				

### 備考

1. 単位数の○数字は必修科目を示す。
2. 開講年次欄の数字は週当たりの授業時間数を示す。
3. 科目区分欄の単位数は修得すべき単位数を示す。
4. 基盤教育は酪農学園教育6単位以上、人文社会科学教育4単位以上、自然科学教育4単位以上、保健体育教育1単位以上、情報教育2単位以上、外国語教育8単位以上、導入教育2単位以上、キャリア教育2単位以上の合計40単位以上を修得しなければならない。
5. 外国語教育のドイツ語、フランス語、中国語、ハンゲルはⅠを履修しなければⅡの履修は認められない。  
なお、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」は外国人留学生用の科目である。外国人留学生は、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」の4単位を修得しなければならないが、日本語が一定の能力に達していると認められる場合は履修を免除することがある。
6. 専門基礎教育は基礎科学領域10単位以上を含み、30単位以上を修得しなければならない。教職コース履修者は専門基礎教育30単位に代えて教職課程教育から37単位以上修得しなければならない。

7. 専門コースの教職コース、実践酪農学演習・実習履修者（酪農学コース）の決定は1年後学期とし、酪農学コース、畜産学コース、農学コース、農業経済学コースの決定は2年後学期とし、学生の希望を考慮して行う。  
ただし、実験・実習の運営に支障が生じる場合には、人数の調整をすることがある。また、原則としてコースの変更は認めない。
8. 専門基礎教育の「実践農学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修可能な人数には制限がある。
9. 専門教育は、専門共通教育（8単位以上）、いずれか一つのコース専攻教育（22単位・教職コース教育は18単位）、循環農学類教育および実践農学・実践酪農学から、合計30単位以上を修得しなければならない。
10. 専門教育の実践農学・実践酪農学の「実践酪農学演習」、「実践酪農学実習Ⅰ」および「実践酪農学実習Ⅱ」の履修可能な人数には制限がある。また、「実践酪農学実習Ⅰ」「実践酪農学実習Ⅱ」を履修するものは酪農学コースを選択しなければならない。
11. 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互換科目とする。24単位まで卒業に必要な単位数に算入することができる。ただし、教職コース履修者は17単位までとする。
12. 他コース専攻教育科目は原則4年次に履修するものとする。
13. 教職課程教育の修得単位は卒業に必要な単位数には算入しない。ただし、教職コース履修者は除く。
14. 卒業に必要な単位数は124単位以上である。各科目区分の修得すべき単位数の合計は100単位なので、さらに全科目区分から24単位以上を修得しなければならない。ただし、教職コース履修者は専門基礎教育30単位に代えて教職課程教育から37単位以上修得としているため、全科目区分から17単位以上を修得しなければならない。

別表Ⅱ 卒業必要単位数

循環農学類

科目区分		各区分の修得すべき最低単位数	基盤教育にまたがって修得すべき最低単位数	区分にまたがって修得すべき最低単位数
基盤教育	酪農学園教育	6単位	11単位	24単位 (教職コース履修者は、17単位)
	人文社会科学教育	4単位		
	自然科学教育	4単位		
	保健体育教育	1単位		
	情報教育	2単位		
	外国語教育	8単位		
	導入教育	2単位		
	キャリア教育	2単位		
小計		40単位		
専門基礎教育	基礎科学領域	10単位		
	小計	30単位		
	※教職コース履修者は専門基礎教育30単位に代えて教職課程教育から37単位以上修得すること。			
専門教育	専門共通教育	8単位		
	いずれか一つのコース専攻教育	22単位 (教職コース履修者は、18単位)		
	小計	30単位		
自由科目				
総計		124単位以上		

別表Ⅰ 授業科目履修年次配当表 食と健康学類

科目区分	授業科目	単位数	開講年次												
			1年		2年		3年		4年						
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期					
基盤教育	6単位以上 酪農学園教育	建学原論	①	1	1										
		キリスト教Ⅰ	②	2											
		キリスト教Ⅱ	②		2										
		キリスト教と諸宗教	2			2									
		キリスト教と生命倫理	2				2								
		循環型農業論	2		2										
	4単位以上 人文社会科学教育	健康土健民入門実習	①	3											
		哲学	2	2	(2)										
		心理学	2	2	(2)										
		文学	2	2	(2)										
		社会学	2	2	(2)										
		日本史	2	2											
		世界史	2		2										
		地誌	2	2	(2)										
		地理学	2	2	(2)										
		法理学	2	2	(2)										
		日本国憲	2	2	(2)										
		経済学	2	2	(2)										
		4単位以上 自然科学教育	数学Ⅰ	2	2										
			数学Ⅱ	2		2									
統計学Ⅰ	2				2										
統計学Ⅱ	2					2									
生物学	2		2	(2)											
生物学実験	1		3	(3)											
化学	2		2	(2)											
化学実験	1		3	(3)											
物理学	2		2	(2)											
物理学実験	1				3	(3)									
40	保健体育教育 1単位以上	運動の科学	2		2										
		体育実技Ⅰ	①	2											
	情報教育 2単位以上	体育実技Ⅱ	1		2										
		情報科学の基礎	②		2										
	8単位以上 外国語教育	情報処理基礎演習	1		2										
		英語Ⅰ	②	2											
		英語Ⅱ	②	2											
		英語Ⅲ	②		2										
		英語Ⅳ	②		2										
		英語演習Ⅰ	2			2									
英語演習Ⅱ		2				2									
ドイツ語Ⅰ		2			2										
ドイツ語Ⅱ		2				2									
フランス語Ⅰ		2			2										
フランス語Ⅱ		2				2									
中国語Ⅰ		2			2										
中国語Ⅱ		2				2									
ハンゲルⅠ		2			2										
ハンゲルⅡ	2				2										
2単位以上 導入教育	日本語Ⅰ	2	2												
	日本語Ⅱ	2		2											
	基礎演習Ⅰ	①	1	1											
	基礎演習Ⅱ	①			1	1									
	循環農学概論	2		2											
	食と健康学概論	2		2											
	環境共生学概論	2		2											
	獣医療概論	2		2											
	2単位以上 キャリア教育	キャリアベシク	①			1	1								
		キャリアデザインⅠ	①						2						
キャリアデザインⅡ		1							2						
プレゼンテーション		1							2						
キャリア実習Ⅰ		1			3	(3)									
キャリア実習Ⅱ	2						6	(6)							



科目区分	授業科目	単位数	開講年次											
			1年		2年		3年		4年					
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期				
専門基礎教育 30単位以上	情報科学領域	情報処理演習			2									
		G I S 基礎演習			2									
		G I S シンキング基礎演習				2								
		リモートセンシング基礎演習				2								
	社会科学領域	流通経済論	2			2								
		資源経済学	2						2					
		簿記・会計学概論	2			2								
		協同組合論	2			2								
		中小企業論	2			2								
		農畜産物市場論	2			2								
	国際領域	農村社会論	2							2				
		国際経済学	2									2		
		国際関係論	2										2	
	専門基礎領域 全学共通	国際関係とメディアコミュニケーションの科学	2	2										
		循環農法とワンヘルスサイエンス	2		2									
		人と動物の関係の科学	2		2									
		観光と地域振興の科学	2				2							
		GIS・リモートセンシングによる空間情報の科学	2				2							
		エントロピーから見たエネルギーの科学	2									2		
		食の安全・安心の科学	2									2		
食の安全・安心の特別演習		1									2	(2)		
専門教育 30単位以上		8単位以上 専門共通教育	専門ゼミナールⅠ	②					2					
			専門ゼミナールⅡ	②						2				
	専門ゼミナールⅢ		②								2			
	専門ゼミナールⅣ		②									2		
	専攻教育 18単位	食品機能科学コース	卒業論文	4								4		4
			食品微生物学	2					2					
			食品栄養学	2					2					
			食品と免疫学	2					2					
			食品工学	2					2			2		
			食品発酵学	2					2			2		
		食品開発学コース	食品醸造学	2								2		
			食品醸造学実習	1								3		
食品微生物学実習			1								3			
食品製造学			2						2					
食品製造学実習	2							2						
食品製造学実習Ⅱ	2							2						
専攻教育 18単位	食品流通学コース	食品製造学	2							2				
		食品製造学実習	2							2				
		食品製造学実習Ⅱ	2							2				
		食品流通学	2							2				
		食品流通学実習	2							2				
		食品流通学実習Ⅱ	2							2				
	専攻教育 18単位	教職コース	食品流通学実習Ⅲ	1							3			
			食品流通学実習Ⅳ	1								3		
			食品流通学実習Ⅴ	2							2			
			食品流通学実習Ⅵ	2							2			
専攻教育 18単位	食と健康学類教育	食品流通学実習Ⅶ	2								2			
		食品流通学実習Ⅷ	2								2			
		食品流通学実習Ⅷ	2							2				
		食品流通学実習Ⅷ	2							2				
		食品流通学実習Ⅷ	2							2				
		食品流通学実習Ⅷ	2							2				
	専攻教育 18単位	教職コース	食品流通学実習Ⅷ	2									2	
			食品流通学実習Ⅷ	2									2	
			食品流通学実習Ⅷ	2									2	
			食品流通学実習Ⅷ	2									2	





別表Ⅱ 卒業必要単位数

食と健康学類

科目区分		各区分の修得すべき最低単位数	基盤教育にまたがって修得すべき最低単位数	区分にまたがって修得すべき最低単位数
基盤教育	酪農学園教育	6単位	11単位	24単位 (教職コース履修者は、17単位)
	人文社会科学教育	4単位		
	自然科学教育	4単位		
	保健体育教育	1単位		
	情報教育	2単位		
	外国語教育	8単位		
	導入教育	2単位		
	キャリア教育	2単位		
小計		40単位		
専門基礎教育	基礎科学領域	10単位	124単位以上	
	小計	30単位		
	※教職コース履修者は専門基礎教育30単位の代えて教職課程教育から37単位以上修得すること。			
専門教育	専門共通教育	8単位		
	いずれか一つのコース専攻教育	18単位		
	小計	30単位		
自由科目				
総計		124単位以上		

別表Ⅰ 授業科目履修年次配当表 食と健康学類管理栄養士コース

科目区分	授業科目	単位数	開講年次											
			1年		2年		3年		4年					
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期				
基 盤 教 育	酪農学園教育 6単位以上	建学原論	①	1	1									
		キリスト教Ⅰ	②	2										
		キリスト教Ⅱ	②		2									
		キリスト教と諸宗教	2			2								
		キリスト教と生命倫理	2				2							
		循環型農業論	2		2									
	健土健民入門実習	①	3											
	人文社会科学教育 4単位以上	哲学	2			2	(2)							
		心理学	2			2	(2)							
		文学	2			2	(2)							
		社会学	2	2	(2)									
		日本史	2	2										
		世界史	2		2									
		地誌	2	2	(2)									
		地理学	2	2	(2)									
		法	2			2	(2)							
		日本国憲法	2			2	(2)							
	経済学	2			2	(2)								
	自然科学教育 6単位以上	数学Ⅰ	2	2										
		数学Ⅱ	2		2									
		統計Ⅰ	2			2								
		統計Ⅱ	2				2							
		生物	②	2	(2)									
		生物学実験	①	3	(3)									
		化学	②	2	(2)									
		化学実験	①	3	(3)									
		物理学	2	2	(2)									
		物理学実験	1			3	(3)							
	保健体育教育 1単位以上	地学	2	2	(2)									
		地学実験	1			3	(3)							
		運動の科学	2				2							
	情報教育 2単位以上	体育実技Ⅰ	①	2										
体育実技Ⅱ		1		2										
8単位以上 外国語教育	情報科学の基礎	②				2								
	情報処理基礎演習	1					2							
	英語Ⅰ	②	2											
	英語Ⅱ	②	2											
	英語Ⅲ	②		2										
	英語Ⅳ	②		2										
	英語演習Ⅰ	2			2									
	英語演習Ⅱ	2				2								
	ドイツ語Ⅰ	2			2									
	ドイツ語Ⅱ	2				2								
	フランス語Ⅰ	2			2									
	フランス語Ⅱ	2				2								
	中国語Ⅰ	2			2									
	中国語Ⅱ	2				2								
	ハンゲルⅠ	2			2									
	ハンゲルⅡ	2				2								
	日本語Ⅰ	2	2											
	日本語Ⅱ	2		2										
1単位以上 導入教育	基礎演習Ⅰ	①	1	1										
	循環農学概論	2		2										
	食と健康学概論	2		2										
	環境共生学概論	2		2										
キャリア教育	獣医療概論	2		2										
	キャリア実習Ⅰ	1			3	(3)								
	キャリア実習Ⅱ	2					6	(6)						

農食環境学群





科目区分	授業科目	単位数	開 講 年 次									
			1 年		2 年		3 年		4 年			
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
専門教育 86単位以上	食と健康学類教育	企業経営分析論	2								2	
		フードコーディネータ論	2								2	
		食品包装学	2						2			
		水圏資源学	2								2	
		食品調理製造実習	1								3	
		H A C C P実務管理者論	2						2			
		販売特論	2					2				
自由科目	他学群他学類科目											
	他大学等互換科目											

### 備考

1. 単位数の○数字は必修科目を示す。
2. 開講年次欄の数字は週当たりの授業時間数を示す。
3. 科目区分欄の単位数は修得すべき単位数を示す。
4. 基盤教育は酪農学園教育6単位以上、人文社会科学教育4単位以上、自然科学教育6単位以上、保健体育教育1単位以上、情報教育2単位以上、外国語教育8単位以上、導入教育1単位以上の合計32単位以上を修得しなければならない。
5. 外国語教育のドイツ語、フランス語、中国語、ハングルはⅠを履修しなければⅡの履修は認められない。  
なお、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」は外国人留学生用の科目である。外国人留学生は、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」の4単位を修得しなければならないが、日本語が一定の能力に達していると認められる場合は履修を免除することがある。
6. 専門基礎教育は食品科学領域2単位以上を修得しなければならない。
7. 専門基礎教育の「実践農学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修可能な人数には制限がある。
8. 専門教育は、管理栄養士コース専攻教育の専門基礎教育40単位、専門教育44単位、専門関連教育2単位の合計86単位以上を修得しなければならない。
9. 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互換科目とする。4単位まで卒業に必要な単位数に算入することができる。
10. 臨地実習の履修については、予め臨地実習の関連科目を修得していること。
11. 卒業に必要な単位数は124単位以上である。各科目区分の修得すべき単位数の合計は120単位なので、さらに全科目区分から4単位以上を修得しなければならない。

### 別表Ⅱ 卒業必要単位数

#### 食と健康学類 管理栄養士コース

科目区分		各区分の修得すべき最低単位数	基盤教育にまたがって修得すべき最低単位数	区分にまたがって修得すべき最低単位数
基盤教育	酪農学園教育	6単位	4単位	4単位
	人文社会科学教育	4単位		
	自然科学教育	6単位		
	保健体育教育	1単位		
	情報教育	2単位		
	外国語教育	8単位		
	導入教育	1単位		
小計		32単位		
専門基礎教育	食品科学領域	2単位		
	小計	2単位		
専門教育	管理栄養士コース 専攻教育	専門基礎教育	40単位	
		専門教育	44単位	
		専門関連教育	2単位	
		小計	86単位	
自由科目				
総計		124単位以上		

別表Ⅰ 授業科目履修年次配当表 環境共生学類

科目区分	授業科目	単位数	開講年次																			
			1年		2年		3年		4年													
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期												
基盤教育	6単位以上 酪農学園教育	建学原論 ①	1	1																		
		キリスト教Ⅰ ②	2																			
		キリスト教Ⅱ ②		2																		
		キリスト教と諸宗教 2				2																
		キリスト教と生命倫理 2					2															
		循環型農業論 2			2																	
	4単位以上 人文社会科学教育	健土健民入門実習 ①	3																			
		哲学 2	2																			
		心理学 2	2																			
		人文社会学 2	2																			
		社会学 2	2																			
		日本史 2	2																			
		世界史 2	2																			
		地誌 2	2																			
		地理学 2	2																			
		法社会学 2	2																			
		日本国憲 2	2																			
		日経経済法学 2	2																			
		4単位以上 自然科学教育	数学Ⅰ 2	2																		
			数学Ⅱ 2		2																	
統計Ⅰ 2					2																	
統計Ⅱ 2						2																
生物学 2	2																					
生物学実験 1	3																					
化学 2	2																					
化学実験 1	3																					
物理学 2	2																					
物理学実験 1					3																	
保健体育教育 1単位以上	運動の科学 2			2																		
	体育実技Ⅰ ①	2																				
	体育実技Ⅱ 1			2																		
	情報教育 2単位以上	情報科学の基礎 ②			2																	
		情報処理基礎演習 1			2																	
	8単位以上 外国語教育	英語Ⅰ ②	2																			
		英語Ⅱ ②	2																			
		英語Ⅲ ②			2																	
		英語Ⅳ ②			2																	
		英語演習Ⅰ 2				2																
英語演習Ⅱ 2						2																
ドイツ語Ⅰ 2						2																
ドイツ語Ⅱ 2						2																
フランス語Ⅰ 2						2																
フランス語Ⅱ 2						2																
中国語Ⅰ 2						2																
中国語Ⅱ 2						2																
ハンゲルⅠ 2						2																
ハンゲルⅡ 2						2																
日本語Ⅰ 2	2																					
日本語Ⅱ 2		2																				
2単位以上 導入教育	基礎演習Ⅰ ①	1	1																			
	基礎演習Ⅱ ①			1	1																	
	循環農学概論 2		2																			
	食と健康学概論 2		2																			
	環境共生学概論 2		2																			
2単位以上 キャリア教育	獣医療概論 2		2																			
	キャリアベシク ①					1	1															
	キャリアデザインⅠ ①											2										
	キャリアデザインⅡ 1												2									
	プレゼンテーション 1													2								
キャリア実習Ⅰ 1					3	(3)																
キャリア実習Ⅱ 2											6	(6)										

農食環境学群

科目区分	授業科目	単位数	開講年次										
			1年		2年		3年		4年				
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期			
基礎科学領域	無機化学	2			2								
	有機化学	2			2								
	物理化学	2			2								
	生物化学	2			2	2							
	微生物学	2			2								
	植物学	2			2								
	動物学	2			2								
	植物生理学	2			2								
	動物生理学	2			2								
	植物学実習	2			2								
10単位以上	伝播学	2			2								
	伝播学実習	2			2								
	伝播学概論	2			2								
	伝播学実習	2			2								
	伝播学実習	2			2								
	伝播学実習	2			2								
	伝播学実習	2			2								
	伝播学実習	2			2								
	伝播学実習	2			2								
	伝播学実習	2			2								
基礎教育	動物学	2			2								
	植物学	2			2								
	動物学実習	2			2								
	植物学実習	2			2								
	動物学実習	2			2								
	植物学実習	2			2								
	動物学実習	2			2								
	植物学実習	2			2								
	動物学実習	2			2								
	植物学実習	2			2								
30単位以上	動物学	2			2								
	植物学	2			2								
	動物学実習	2			2								
	植物学実習	2			2								
	動物学実習	2			2								
	植物学実習	2			2								
	動物学実習	2			2								
	植物学実習	2			2								
	動物学実習	2			2								
	植物学実習	2			2								
環境科学領域	動物学	2			2								
	植物学	2			2								
	動物学実習	2			2								
	植物学実習	2			2								
	動物学実習	2			2								
	植物学実習	2			2								
	動物学実習	2			2								
	植物学実習	2			2								
	動物学実習	2			2								
	植物学実習	2			2								





備考

1. 単位数の○数字は必修科目を示す。
2. 開講年次欄の数字は週当たりの授業時間数を示す。
3. 科目区分欄の単位数は修得すべき単位数を示す。
4. 基盤教育は酪農学園教育 6 単位以上、人文社会科学教育 4 単位以上、自然科学教育 4 単位以上、保健体育教育 1 単位以上、情報教育 2 単位以上、外国語教育 8 単位以上、導入教育 2 単位以上、キャリア教育 2 単位以上の合計40単位以上を修得しなければならない。
5. 外国語教育のドイツ語、フランス語、中国語、ハングルはⅠを履修しなければⅡの履修は認められない。なお、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」は外国人留学生用の科目である。外国人留学生は、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」の4単位を修得しなければならないが、日本語が一定の能力に達していると認められる場合は履修を免除することがある。
6. 専門基礎教育は基礎科学領域10単位以上を含み、30単位以上を修得しなければならない。
7. 専門コースの野生動物学コース、生命環境学コースの決定は2年後学期とし、学生の希望を考慮して行う。ただし、実験・実習の運営に支障が生じる場合には、人数の調整をすることがある。また、原則としてコースの変更は認めない。
8. 専門基礎教育の「実践農学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修可能な人数には制限がある。
9. 専門教育は、専門共通教育(8単位以上)、いずれか一つのコース専攻教育(18単位)、および環境共生学類教育から、合計30単位以上を修得しなければならない。
10. 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互換科目とする。24単位まで卒業に必要な単位数に算入することができる。
11. 他コース専攻教育科目は原則4年次に履修するものとする。
12. 教職課程教育の修得単位は卒業に必要な単位数には算入しない。
13. 卒業に必要な単位数は124単位以上である。各科目区分の修得すべき単位数の合計は100単位なので、さらに全科目区分から24単位以上を修得しなければならない。

別表Ⅱ 卒業必要単位数

環境共生学類

科 目 区 分		各区分の修得すべき最低単位数	基盤教育にまたがって修得すべき最低単位数	区分にまたがって修得すべき最低単位数
基 盤 教 育	酪農学園教育	6単位	11単位	24単位
	人文社会科学教育	4単位		
	自然科学教育	4単位		
	保健体育教育	1単位		
	情報教育	2単位		
	外国語教育	8単位		
	導入教育	2単位		
	キャリア教育	2単位		
小 計		40単位		
専 門 基 礎 教 育	基礎科学領域	10単位		
	小 計	30単位		
専 門 教 育	専門共通教育	8単位		
	いずれか一つのコース専攻教育	18単位		
	小 計	30単位		
自 由 科 目				
総 計		124単位以上		

# 酪農学園大学獣医学群履修規程

## (目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、獣医学群の履修等に関する事項を定めることを目的とする。

## (授業科目)

第2条 授業科目および単位数ならびに開講年次は、別表Ⅰ「授業科目履修年次配当表」のとおりとする。

2 授業科目履修年次配当は、やむを得ない事情で変更することがある。

## (授 業)

第3条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行う。

## (卒業の要件)

第4条 卒業の要件を満たすには、学則第13条に定める修業年限以上在学し、別表Ⅱ「卒業必要単位数」による単位を修得しなければならない。

## (進級認定)

第5条 1年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、2年次への進級を認定する。

### 獣医学類

科目区分	進 級 要 件
基 盤 教 育	必修科目、選択科目を合わせて30単位以上修得
専 門 教 育	

### 獣医保健看護学類

科目区分	進 級 要 件
基 盤 教 育	必修科目、選択科目を合わせて30単位以上修得
専 門 基 礎 教 育	

2 2年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、3年次への進級を認定する。

### 獣医学類

科目区分	進 級 要 件
基 盤 教 育	必修科目を含め、卒業要件32単位以上修得
専 門 基 礎 教 育	2年次までに開講する全ての必修科目（合計50単位）のうち、40単位以上修得
専 門 教 育	

### 獣医保健看護学類

科目区分	進 級 要 件
基 盤 教 育	必修科目を含め、卒業要件32単位以上修得
専 門 基 礎 教 育	2年次までに開講する全ての必修科目（合計44単位）のうち、34単位以上修得
専 門 教 育	

3 3年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、4年次への進級を認定する。

獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	3年次までに開講する全ての必修科目（合計98単位）のうち、83単位以上修得
専門教育	

獣医保健看護学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	3年次までに開講する全ての必修科目（合計80単位）のうち、70単位以上修得
専門教育	

4 4年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、5年次への進級を認定する。

獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	4年次までに開講する全ての必修科目（合計136単位）のうち、122単位以上修得
専門教育	

5 5年次終了時において、次の要件を満たした者については教授会の議を経て、6年次への進級を認定する。

獣医学類

科目区分	進級要件
専門基礎教育	5年次までに開講する全ての必修科目（合計149単位）のうち、141単位以上修得
専門教育	

6 前各項に定める要件を満たせない者は留年とし、同学年で2回留年となった者には、学生担当教員（アドバイザーまたはユニット・研究室指導教員）と協議した上で、学群長より当該年度末日をもって退学を勧告する。ただし、休学による留年は対象としない。

7 同一学年での在学年数が3年を超える者は、学則第14条第2項ならびに第36条第2号の定めによって除籍とする。

#### （必修科目）

第6条 必修科目とは、修得しなければ卒業を認められない授業科目をいう。

2 必修科目の単位は、他の授業科目の単位をもって代えることはできない。

3 必修科目は、所定の年次において履修しなければならない。

4 所定の年次において未修得となった必修科目は、次年度に他の授業科目に優先させて履修しなければならない。ただし、第8条第3項により受講免除となった場合は重複する必修科目を履修することができる。

#### （選択科目）

第7条 選択科目とは、必修科目以外の授業科目をいう。

2 卒業に必要な単位数を満たすために、必修科目に加えて選択科目の単位を修得しなければならない。

**(履修登録および履修)**

第8条 履修しようとする授業科目は、指定期間内に教育センター教務課に指定された方法により登録手続きをしなければならない。

- 2 履修登録をしない者は、修学の意志がないものとみなす。
- 3 出席日数が足りながら未修得となった必修科目(実習を含む)は、進級した場合の当該年度に限り、特別指導を受け受講免除とする。ただし、基盤教育科目は受講免除対象外とする。また、復学した場合の取扱いについては、休学前の状況を該当させることとする。なお、選択必修科目についても同様の措置を取る。
- 4 受講免除の場合を除き同一時限2科目以上履修することはできない。履修すべき科目の時間割(集中授業、補講を含む)が重複する場合は教育センター教務課に申し出なければならない。
- 5 すでに単位を修得した授業科目は、履修することはできない。
- 6 上級年次に配当された授業科目は、原則として履修することはできない。ただし、留年になった者が次年次配当の科目の履修を特に指定された場合には、その限りではない。この場合、半期の履修科目の上限は、前年度までの未修得科目を含む8単位までとする。
- 7 第10条に規定するものを除き他学類の授業科目は、原則として履修することはできない。
- 8 クラス別編成になっている授業科目は、指定されたクラスの授業時間割表に従って履修しなければならない。
- 9 礼拝の時間に授業科目を履修することはできない。
- 10 履修登録した以外の授業科目を聴講することはできない。
- 11 履修登録した以外の授業科目を履修し、試験に合格しても単位は認めない。
- 12 履修は入学時に示した授業科目履修年次配当表による。従って、下級年次から教育課程が変更になった場合、振替可能な授業科目以外の新しい授業科目を履修することはできない。

**(履修制限および開講取り消し)**

第9条 各年次において、年間48単位を超えて履修することはできない。また、一学期につき26単位を超えて履修することはできない。ただし、第8条第3項に該当する受講免除科目は履修制限から除外する。

- 2 キャリア実習Ⅱ、学外実習および学外農場実習(他学群他学類科目)は履修制限から除外する。
- 3 履修者数が10名未満の授業科目は、当該年度の開講を取り止め、隔年開講とする場合がある。
- 4 その他に履修を制限する場合がある。

**(他学群他学類の授業科目の履修)**

第10条 他学群他学類科目の履修方法等については、「酪農学園大学他学群他学類の授業科目の履修に関する規程」に定める。

**(他大学等で修得した単位の取扱い)**

第11条 他大学等で修得した単位の取扱いについては、別に定める。

**(履修授業科目の変更)**

第12条 履修授業科目の変更は、次の事由が発生した場合、その都度認める。

- ① 授業時間割表に変更があった場合。
- ② 履修登録内容に不備があった場合。
- ③ その他やむを得ないと認められる場合。

**(授業時間)**

第13条 授業時間の1時間の単位は45分とする。

- 2 授業時間は次の時限に区分する。

時限	時 間	時限	時 間
1	9時00分～9時45分	7	14時40分～15時25分
2	9時45分～10時30分	8	15時25分～16時10分
3	10時40分～11時25分	9	16時20分～17時05分
4	11時25分～12時10分	10	17時05分～17時50分
5	13時00分～13時45分	11	18時00分～18時45分
6	13時45分～14時30分	12	18時45分～19時30分

- 3 授業時間割表は、学年の始めに定める。
- 4 11、12時限目は主として補講を実施する。

#### (試 験)

第14条 授業科目の単位を認定するための試験を行う。

- 2 試験は、毎学期1回以上行うことを原則とする。
- 3 試験は、平常試験および定期試験ならびに追試験とする。
- 4 試験は、筆答試験またはレポート等担当教員が適当と認める方法によって行う。
- 5 実験、実習および演習等にあつては、その成績考査をもって試験に代えることができる。

#### (平常試験)

第15条 平常試験とは、授業科目担当教員が必要に応じて随時行う試験をいう。

#### (定期試験)

第16条 定期試験は、期末試験と中間試験からなる。

- 2 期末試験とは、授業科目が終了する時に行われる試験をいう。
- 3 中間試験とは、授業科目が2学期以上にわたるとき、前の学期末に行われる試験をいう。
- 4 定期試験は、原則として前学期は7月下旬～8月上旬、後学期は2月上旬に行う。
- 5 試験時間は、原則として60分とする。

#### (追 試 験)

第17条 追試験は、やむを得ない事由で期末試験を受けることのできなかった者に対して行う試験をいう。

- 2 追試験は、原則として次の場合に認める。
  - ①病気・怪我により受験不可能になった場合。(医師の診断書または氏名・日付明記の病院の領収書添付)
  - ②交通機関の遅延・事故により受験不可能になった場合。(遅延証明または事故証明書添付)
  - ③忌引き(2親等以内の親族)により受験不可能になった場合。(会葬礼状の写しまたは保証人の証明添付)
  - ④就職試験により受験不可能になった場合。(試験の日時を証明する書類添付)
  - ⑤第25条第1項の規定(公認欠席)により受験不可能になった場合。(証明する書類添付)
  - ⑥その他災害等やむを得ない事由により受験不可能になった場合。(証明する書類添付)
- 3 追試験を受験しようとする者は、期末試験後1週間以内に、試験欠席届を教育センター教務課に提出し、許可を得なければならない。
- 4 追試験は、期末試験後10日以内実施する。この期間に受験できない場合は原則として受験資格を失う。
- 5 追試験を許可された者は、追試験票の交付を受け、試験時に試験監督者にこれを提出しなければならない。

#### (試験時間割)

第18条 定期試験の時間割表は、開始10日以前に学生に告示する。

**(受験資格)**

第19条 受験資格は次のとおりとし、受験資格のない者は試験を受けることができない。

- ①当該授業科目を履修登録していること。
- ②講義科目については、授業時間総数の3分の2以上出席していること。
- ③実験科目、実習科目、演習科目および体育実技については、授業時間総数の5分の4以上出席していること。
- ④追試験については、追試験票の交付を受けていること。
- ⑤学生証を所持していること。
- ⑥当該学期の学納金を納付していること。または、学納金未納の場合は、納付についての確約書が提出されていること。

**(試験に関する注意)**

第20条 受験中机上には、試験監督者が見やすい位置に学生証を置き、その他試験科目担当教員が認めるもの以外は置いてはならない。

- 2 受験中は、携帯電話、PHS、スマートフォン等の通信機能が付いた電子機器類は電源を切り、かばん等にしまうこと。
- 3 試験開始後20分を経過した後は、試験場に入場できない。
- 4 試験開始後25分間は、退場できない。
- 5 答案用紙に学類、学年、学籍番号、氏名の記入のないものは無効とする。
- 6 試験場では試験監督者の指示に従わなければならない。
- 7 試験において不正行為をした者は、ただちに受験停止のうえ、学則第40条の規定により厳重な処分をする。

**(成績)**

第21条 授業科目の成績は、試験により決定する。

- 2 成績は、S、A、B、C、DおよびP、Fの7種の評語をもって表示し、各成績評語基準は次項に示すとおりとする。ただし、第19条第2号および第3号を満たせず受験資格のない科目は「×」、編入学や入学前の既修得単位等の振替認定科目は「認」と表示する。また、「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習Ⅰ」の評価は、P（合格）、F（不合格）の2種の評語で表示する。
- 3 成績評語基準は、次のとおりとする。
 

合格	S (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)
	P (「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習Ⅰ」の合格)
不合格	D (59点以下および試験欠席)
	F (「建学原論」、「健土健民入門実習」、「基礎演習Ⅰ」の不合格)
- 4 学則第36条第1項により除籍となった者は、当該学期の履修成績を抹消する。

**(G P A)**

第22条 全履修科目の成績の平均値を表したGPA (Grade Point Average / グレード・ポイント・アベレージの略) は、各履修科目のグレード・ポイントに科目の単位数を乗じた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で除したものであり、次の計算式によって算出する。

$$GPA = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たグレード・ポイント})] \text{の総和}}{\text{履修科目単位数の総和}}$$

- 2 評価ごとのグレード・ポイントは次のとおりとする。ただし、認とP、Fは対象外とする。
 

S (100～90点)	: 4.0	A (89～80点)	: 3.0	B (79～70点)	: 2.0
C (69～60点)	: 1.0	D (59点以下、試験欠席)	: 0	× (受験不可)	: 0

- 3 「建学原論」、「健士健民入門実習」、「基礎演習Ⅰ」は、GPA算出の対象外とする。
- 4 2学期連続してGPAが1.0未満の者については、学生担当教員と連携のもと、学類長より指導・助言を行う。
- 5 3学期連続してGPAが1.0未満の者については、学生担当教員と協議した上で、学群長より退学勧告を行う。
- 6 前項の規定により退学した者が、科目等履修生として履修した科目を参入して累積GPAが1.0以上に改善し、再入学を願い出た場合には、教授会の議を経て、退学時の学年学期の次学期に再入学を許可することができる。

**(成績発表)**

第23条 期末試験の成績は、所定の方法をもって発表する。その他授業科目担当教員が必要に応じて成績を発表する。

- 2 成績は、学生の保証人に通知する。

**(欠席)**

第24条 病気・怪我、交通機関の遅延・事故、就職活動、その他の理由で授業を欠席する場合は、「欠席届」(教育センター教務課に常備)に学生担当教員の認印を受け、欠席する授業科目担当教員に届け出なければならない。

- 2 前項の欠席は、授業時間総数に算入する。

**(公認欠席)**

第25条 公認欠席は、次の場合に限り認められる。

公認欠席に該当する事由		認定日数
(1) 学外で行われる教育課程	ア 卒業論文調査 (獣医保健看護学類)	年間7授業日以内 (本事由による公認欠席は1授業科目につき2回までとする)
(2) 課外活動	ア 運動部等で对学校試合等、大学を代表して出場する場合 イ 文化部等で大学を代表して出席する場合 ウ 学生会役員で会合に出席する場合	各学期1回、6授業日以内 ※同一曜日の重複は認めない。 ※準備、後片付け、見学会、調査等は、認めない。
(3) その他	ア 忌引き (2親等以内の親族)	年間7授業日以内 (本事由による公認欠席は1授業科目につき1回までとする)

- 2 前項の公認欠席は、授業時間総数に算入しない。
- 3 第1項(1)、(2)に該当する公認欠席は、次の手続きをしなければならない。
  - ①第1項の(1)のアの該当授業科目担当教員は、1週間以上前に「㊦公認欠席願」を教育センター教務課に届け出なければならない。
  - ②第1項の(1)の公認欠席該当学生は、「㊦公認欠席願(教育課程)」に教育センター教務課の認印を受け、欠席する授業科目担当教員に速やかに届け出なければならない。
  - ③第1項の(2)の該当団体は、1週間以上前に「㊧公認欠席願」に「理由に関する資料」を添付し、団体顧問(本学教員)の認印を受けた後、教育センター学生支援課に届け出なければならない。
  - ④第1項の(2)の公認欠席該当学生は、「㊧公認欠席願(課外活動)」に教育センター学生支援課の認印を受け、欠席する授業科目担当教員に速やかに届け出なければならない。
- 4 第1項(3)の公認欠席該当学生は、葬儀終了後1週間以内に会葬礼状の写しまたは保証人の証明を持参の上、教育センター教務課に届け出なければならない。

**(改廃)**

第26条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。



附 則

この規程は、2011（平成23）年4月1日から制定・施行する。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

但し、第5条は2011年度入学生から適用とする。

附 則

1. この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

2. 別表I（授業科目履修年次配当表 獣医学類）は、2011年度入学生から適用する。但し、備考7.については2013年度カリキュラム適用者から適用する。

附 則

1. この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

2. 2014（平成26）年度以前の入学生については、第2条第1項、第4条および第5条の適用は、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016（平成28）年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。









科目区分	授 業 科 目	単位数	開 講 年 次											
			1年		2年		3年		4年					
			前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期				
専門基礎教育 28 単 位 以 上	学群共通専門基礎科目2単位	動物倫理・動物福祉学	②			2								
		26 単 位	動物形態機能学A	②	2									
	動物形態機能学B		②	2										
	動物形態機能学C		②		2									
	動物形態機能学D		②		2									
	動物薬理学		②			2								
	動物病理学		②				2							
	動物微生物学		②			2								
	動物感染症学		②				2							
	動物行動学		②			2								
	動物飼養管理学		②			2								
	動物看護関連法規		②							2				
	公衆衛生学	②							2					
	人と動物の関係学	②								2				
	専門基礎科目	国際関係とメディアコミュニケーションの科学	2	2										
		循環農法とワンヘルスサイエンス	2		2									
		人と動物の関係の科学	2		2									
		観光と地域振興の科学	2			2								
		GIS・リモートセンシングによる空間情報の科学	2			2								
		エントロピーから見たエネルギーの科学	2				2							
		食の安全・安心の科学	2				2							
	全学専門基礎特別演習	1			2	(2)								
	専門教育 47 単 位 科 目	専門教育科目	基礎動物看護学	②			2							
			基礎動物看護技術A	②			2							
			基礎動物看護技術B	②				2						
			基礎動物看護技術実習A	②				6						
			基礎動物看護技術実習B	②					6					
			動物外科看護技術	②				2						
動物外科看護技術実習			②					6						
動物臨床検査学A			②				2							
動物臨床検査学B			②					2						
動物臨床検査学実習A			②					6						
動物臨床検査学実習B			②						6					
動物栄養管理学			②			2								
動物栄養管理学実習			①				3							
臨床動物看護学総論			②				2							
臨床動物看護学各論A			②					2						
臨床動物看護学各論B			②					2						
臨床動物看護学各論C			②						2					
臨床動物看護学各論D			②						2					
臨床動物看護学各論E			②						2					
臨床動物看護学演習A			②						4					
臨床動物看護学演習B		②								4				
総合臨床実習A		②							6					
学外動物病院実習A		②						6	(6)	(6)				
学外動物病院実習B		②							6	(6)	(6)			
9 単 位 以 上		学類独自科目	動物ハンドリング学	②			2							
			動物ハンドリング学実習	①			3							
			動物形態機能学実習	②				6						
			動物微生物学実習	①								3		
			獣医保健看護学演習A	①						2				
			獣医保健看護学演習B	①							2			
			獣医保健看護学演習C	①								2		
			野生動物医学概論	2									2	
	生産動物臨床学概論		2									2		
	動物理学療法学		2								2			
	動物理学療法学実習		1									3		
	総合臨床実習B		2									6		
卒業論文	4								4	4				
自由科目	他学群他学類科目													
	他大学等互換科目													

備考

1. 単位数の○数字は必修科目を示す。
2. 開講年次欄の数字は、週当たりの授業時間数を示す。
3. 科目区分欄の単位数は修得すべき単位数を示す。
4. 基盤教育は酪農学園教育 6 単位以上、人文社会科学教育 4 単位以上、自然科学教育 6 単位以上、保健体育教育 1 単位以上、情報教育 2 単位以上、外国語教育 8 単位以上、導入教育 1 単位以上の合計32単位以上を修得しなければならない。
5. 外国語教育のドイツ語、フランス語、中国語、ハングルはⅠを履修しなければⅡの履修は認められない。なお、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」は外国人留学生用の科目である。外国人留学生は、「日本語Ⅰ・日本語Ⅱ」の 4 単位を修得しなければならないが、日本語が一定の能力に達していると認められる場合は履修を免除することがある。
6. 専門基礎教育は、学群共通専門基礎科目 2 単位、学類専門基礎科目 26 単位、合計 28 単位以上を修得しなければならない。
7. 専門教育は、専門教育科目 47 単位、学類独自科目 9 単位以上、合計 56 単位以上を修得しなければならない。
8. 専門教育の各実習科目については、年次配当の学期の中で毎週一回または隔週、あるいは一定期間集中など、それぞれの方法で開講される場合がある。
9. 自由科目は、他学群他学類科目および他大学等互換科目とする。8 単位まで卒業に必要な単位数に算入することができる。
10. 卒業に必要な単位数は 124 単位以上である。各科目区分の修得すべき単位数の合計は 116 単位なので、さらに全科目区分から 8 単位以上を修得しなければならない。

別表Ⅱ 卒業必要単位数 獣医保健看護学類

科 目 区 分		各区分の修得すべき最低単位数	基盤教育区分にまたがって修得すべき最低単位数	区分にまたがって修得すべき最低単位数
基 盤 教 育	酪農学園教育	6 単位	4 単位	8 単位
	人文社会科学教育	4 単位		
	自然科学教育	6 単位		
	保健体育教育	1 単位		
	情報教育	2 単位		
	外国語教育	8 単位		
	導入教育	1 単位		
キャリア教育				
小 計	32 単位			
専 門 基 礎 教 育	学群共通専門基礎科目	2 単位		
	学類専門基礎科目	26 単位		
	全学共通専門基礎科目			
小 計	28 単位			
専 門 教 育	専門教育科目	47 単位		
	学類独自科目	9 単位		
	小 計	56 単位		
自 由 科 目				
総 計			124 単位以上	

# 酪農学園大学教育職員免許状の取得に関する規程

## (目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）学則第27条及び酪農学園大学大学院学則第21条に基づき、教育職員免許状の取得及び教育職員免許状授与の所要資格を得させるための授業科目（以下「教職課程に関する科目」という。）に関して必要な事項を定める。

## (履修資格)

第2条 教職課程に関する科目を履修できる者は、本学の学生及び大学院生並びに大学学則第43条及び大学院学則第29条に基づき許可された科目等履修生とする。

## (履修の手続き)

第3条 教職課程に関する科目を履修しようとする者は、定められた期間内に教育センター教務課へ履修の申し込みをしなければならない。

## (納付金等)

第4条 教職課程に関する科目を履修しようとする者は、次に掲げる納付金等を納めなければならない。

- (1) 教職課程料 (イ) 学生 30,000円（申込時）  
(ロ) 大学院生 10,000円（申込時）
- (2) 教育実習費は、実費とする。
- (3) 科目等履修生は、酪農学園大学科目等履修生規程による。
- 2 前項(1)(ロ)は、専修免許状取得希望者に限る。
- 3 前項のほかに必要な経費は、別途徴収する。
- 4 納付した教職課程料等は、返還しない。

## (開講授業科目及び履修方法)

第5条 開講授業科目は学則第21条及び学則第27条に関する科目とし、学則の別表第1及び別表第2に基づき、定められた必修科目及び選択科目を履修しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育実習を履修する場合は所定の科目、単位を修得していなければならない。

## (教育職員免許状取得に要する単位数)

第6条 教育職員免許状を取得しようとする者は、卒業に必要な単位数及び定められた教職課程の単位数を修得しなければならない。

## (成績評価及び単位認定)

第7条 前条により履修した科目については、所定の方法により学業成績を評価するとともに、合格したときは所定の単位を与える。

## (単位修得証明書)

第8条 本学において教育職員免許状取得に必要な科目を履修し、所定の単位を修得した者には、単位修得証明書を発行する。

## (所 管)

第9条 この規程に関する事項の事務所管は教育センター教務課及び教職センターとする。

## (改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て学長が決定する。

### 附 則

この規程は、2007年（平成19年）7月26日から施行し、2007年（平成19年）4月1日から適用とする。但し、第4条は2007年度入学生から適用とする。

### 附 則

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。



# 酪農学園大学研究生規程

## (目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第45条第4項の規定に基づき、研究生に関する事項を定める。

## (入学資格)

第2条 研究生として志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学が特に適当と認める者

## (出願手続)

第3条 研究生を志願する者は、別表1に定める期間内に、次の各号に定める書類に検定料を添えて、学群長に願出しなければならない。

- (1) 研究生志願書（本学所定）
- (2) 最終学校の卒業証明書
- 2 外国人留学生は、前項の他、次の各号に定める書類を提出しなければならない。
  - (1) 研究生志願調書（本学所定）
  - (2) 在留資格認定証明書（写）
  - (3) 身元保証書（本学所定）

## (選 考)

第4条 前条の志願者の選考については、教授会の議を経て、学長が決定する。

## (入学手続および許可)

第5条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金および研究料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について入学を許可する。

## (期 間)

第6条 研究期間は、1年以内（年度の途中で研究生となった者は、その年度末まで）とする。ただし、引き続き研究を希望する場合は、教授会の議を経て、その期間を更新することができる。

## (入学検定料・入学金および研究料)

第7条 入学検定料・入学金および研究料は別表2のとおりとする。

- 2 継続して研究する場合は、入学金を免除する。
- 3 納付した研究料等は返付しない。ただし、在留資格を得られず入国できないため研究生の資格取消となった外国人には、入学金および研究料を返付する。

## (研究・指導)

第8条 研究生は、指導教員の指導を受けて研究するものとする。

## (研究報告)

第9条 研究生は、研究報告書を指導教員を経て、学群長に提出するものとする。

## (諸証明の交付)

第10条 研究生には、次の各号に定める証明書を交付する。

- (1) 研究生身分証明書
- (2) 研究証明書

## (研究生の取消)

第11条 研究生が申し出たとき、または、その本分に反する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長が研究生としての資格を取消す。

## (準用規定)

第12条 研究生に関し、この規程に定めるもののほか、本学学則を準用する。

## (改 廃)

第13条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

### 附 則

この規程は、1964（昭和39）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、1975（昭和50）年4月1日から施行する。

- 附 則  
この規程は、1978（昭和53）年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、1980（昭和55）年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、1981（昭和56）年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、1990（平成2）年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、1997（平成9）年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、2016（平成28）年4月1日から施行する。
- 附 則  
この規程は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

別表1（規程第3条）

1) 研究生

出願受付	研 究 期 間	
	1 年	半 期
2月1日～2月末日（継続者）	4月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日
2月1日～3月末日（新規者）		
4月1日～4月末日	5月1日～翌年3月31日	5月1日～9月30日
5月1日～5月末日	6月1日～翌年3月31日	6月1日～9月30日
6月1日～6月末日	7月1日～翌年3月31日	—
9月1日～9月末日	—	10月1日～翌年3月31日
10月1日～10月末日	—	11月1日～翌年3月31日

2) 外国人留学生研究生

出願受付	研 究 期 間	
	1 年	半 期
12月1日～1月末日（国外在住者）	4月1日～翌年3月31日	4月1日～9月30日
1月1日～2月末日（国内在住者）		
6月1日～7月末日（国外在住者）	—	10月1日～翌年3月31日
7月1日～8月末日（国内在住者）		

別表2（規程第7条第1項）

		一 般	本学卒業生	外国人留学生
入 学 検 定 料		10,000円	10,000円	10,000円
入 学 金		30,000円	15,000円	15,000円
研 究 科 (獣医学研究科)	半期	60,000円 (120,000円)	40,000円 (80,000円)	40,000円 (40,000円)
	年間	100,000円 (200,000円)	70,000円 (140,000円)	70,000円 (70,000円)

# 酪農学園大学科目等履修生規程

## (目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則（以下「学則」という。）第43条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関する事項を定める。

## (資 格)

第2条 科目等履修生としての志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
  - (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者
- 2 教育職員免許状授与の所要資格を得るために必要な授業科目を履修する科目等履修生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者
  - (2) 教育職員免許法附則第9項の表の定める基礎資格を有し、教育職員免許状（農業実習）の取得を希望する者

## (受入れ時期)

第3条 科目等履修生の受入れ時期は、4月1日及び10月1日とする。

## (出願手続)

第4条 科目等履修生を志願する者は、次の書類に第8条に定める検定料を添えて願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生志願書（本学所定）
  - (2) 履歴書（本学所定）
  - (3) 最終学校の卒業証明書
  - (4) 最終学校の成績証明書
  - (5) 現職証明書
  - (6) 写真2枚（正面上半身脱帽、最近3カ月以内に撮影したもの）
  - (7) 健康診断書（最近3カ月以内に発行されたもの）
- 2 教職に関する授業科目を履修しようとする者は、前項各号の書類のほか、学力に関する証明書（教職課程）を添付すること。

## (選 考)

第5条 前条の出願者の選考については、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が決定する。

## (手続および許可)

第6条 前条により合格通知を受けた者は、指定の期日までに次の書類を提出するとともに、第8条に定める入学金および科目等履修料を納付しなければならない。

- (1) 誓約書
  - (2) その他本学の指定する書類
- 2 学長は、前項の手続きを完了した者について入学を許可する。

## (期 間)

第7条 科目等履修生の履修期間は、年度内の当該授業科目の開講期間とする。

**(検定料、入学金、科目等履修料)**

第8条 検定料及び入学金、科目等履修料は、次のとおりとする。

検定料 10,000円

入学金 30,000円（ただし本学卒業生は免除とする。外国人留学生は半額とする。）

科目等履修料

講 義 10,000円（1単位につき）

演 習 16,000円（1単位につき）

実験・実習 24,000円（1単位につき）

教育実習 30,000円

2 継続して科目等履修する場合は、入学金を免除する。

3 納付した検定料、入学金、科目等履修料は、返還しない。

4 他機関との交流協定等による受入れでは、検定料、入学金、科目等履修料は別途定める。

**(履修制限)**

第9条 履修をしようとする科目において、本学学生の教育に支障をきたす場合には、その履修を制限することがある。

**(履修できる単位数)**

第10条 履修できる単位数は、1年を通して30単位以内とする。ただし、1学期のみの場合は、15単位以内とする。

**(単位の授与)**

第11条 科目等履修生は、履修した科目の試験を受けることができ、試験に合格したときは所定の単位を与える。

2 前項により単位を認定した場合は、単位修得証明書を交付する。

**(諸証明書の交付)**

第12条 科目等履修生には、身分証明書を交付する。

2 本人の請求により科目等履修生証明書を交付する。

**(科目等履修生身分の取消)**

第13条 科目等履修生が申し出たとき、又はその本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が科目等履修生としての身分を取消す。

**(準用規定)**

第14条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関して本学学則を準用する。

**(改 廃)**

第15条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、1994（平成6）年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、1996（平成8）年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、酪農学園大学聴講生規程は廃止する。

附 則

この規程は、1997（平成9）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

# 酪農学園大学特別科目等履修生規程

## (目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）学則第44条第2項の規定に基づき、本学と他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協定による特別科目等履修生に関して必要な事項を定める。

## (資 格)

第2条 特別科目等履修生の資格は、本学と単位互換協定を結んだ他の大学等に在籍する学生とする。

## (受入れ時期)

第3条 特別科目等履修生の受入れ時期は、学年又は学期の始めとする。

## (履修期間)

第4条 特別科目等履修生の履修期間は、1年以内とする。

## (出願手続)

第5条 特別科目等履修生を志願する者は、指定の期日までに当該他の大学等を通じて次の各号に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 願書（本学所定のもの）
- (2) 在学証明書
- (3) 成績証明書
- (4) 当該他の大学等の学長の推薦書
- (5) その他、本学が必要とする書類等

## (許 可)

第6条 前条により願い出があった者については、教務委員会を経て、当該学生が履修しようとする授業科目の教育課程を置く教授会の議を経て、学長が特別科目等履修生として受入れを許可する。

2 特別科目等履修生は、前項により本学の学群学類の履修学生とする。

## (履修手続)

第7条 特別科目等履修生の許可を受けた者は、当該他の大学等を通じて、本学に授業科目の履修届を提出する。

2 履修できる単位数は、当該他の大学等との協議のうえ定めるものとする。

## (身分証明書)

第8条 特別科目等履修生には、本学所定の身分証明書を交付する。

## (単位の認定)

第9条 特別科目等履修生が履修した授業科目については、試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。

2 前項により単位を認定した場合、本人の請求により単位修得証明書を交付する。

3 授業科目の試験、学業成績評価及び単位認定の取り扱いは、本学学則による。

## (身分の取消)

第10条 特別科目等履修生がその本分に反する行為を行ったときは、教授会の議を経て、学長が特別科目等履修生としての身分を取消す。

## (身分の喪失)

第11条 特別科目等履修生が、当該他の大学等の学生の身分を失ったときは、本学における特別科目等履修生の身分も失うものとする。

## (履修料等)

第12条 特別科目等履修生の履修料等については、当該他の大学等との協議のうえ定めるものとする。

2 前項の履修料等のほか、必要な費用について徴収することがある。

(準用規定)

第13条 この規程に定めるもののほか、特別科目等履修生に関して本学学則を準用する。

(所 管)

第14条 この規程に関する事務所管は、教育センター教務課とする。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、酪農学園大学特別聴講学生規程は廃止する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

# 酪農学園大学編入学に関する規程

## (目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第20条第3項の規定に基づき、編入学に関する必要な事項を定める。

## (編入学基準)

第2条 編入学をすることができる者は、次の各項の編入学基準を満たしている者とする。

1 2年次に編入学できる学類及び基準は、次のとおりとする。

- (1) 農食環境学群 循環農学類  
食と健康学類（管理栄養士コースを除く）  
環境共生学類  
獣医学群 獣医保健看護学類

① 他の大学（短期大学を除く。）に1年以上在学し、合計31単位以上修得した者。

2 3年次に編入学できる学類及び基準は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 農食環境学群 循環農学類  
食と健康学類  
環境共生学類  
獣医学群 獣医保健看護学類

① 学士の学位を有する者。

② 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立教諭養成所を卒業した者。

③ 食と健康学類管理栄養士コースにおいては、栄養士養成施設の指定を受けた短期大学又は専門学校を卒業し、栄養士免許を取得した者。

④ 他の大学（短期大学を除く。）に2年以上在学し、62単位以上修得した者。

⑤ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者。

⑥ 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者。

⑦ 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準（修業年限が2年以上で、かつ課程の修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であること。）を満たすものを修了した者。

⑧ 短期大学の専攻科を修了し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者。

⑨ 高等専門学校の専攻科を修了し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者。

⑩ その他相当の年齢に達し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者。

## (時 期)

第3条 編入学の時期は、学年の始めとする。

## (出 願)

第4条 編入学を希望する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日まで学長に願い出なければならない。

## (選 考)

第5条 選考は、所定の書類と論文及び面接により総合的に審査し、教授会の議を経て、学長が決定する。

## (入学手続き及び許可)

第6条 選考に合格した者は、指定の期日までに定められた編入学に必要な手続きをとらなければならない。

2 学長は、前項に定める手続きを完了した者に編入学を許可する。

## (単位の認定)

第7条 前大学等で修得した授業科目及び単位については、本学の授業科目及び単位の振替換算取扱要領に



定めるところにより、単位を認定する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和47年（1972年）10月19日から施行する。

附 則

この規程は、昭和50年（1975年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和56年（1981年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年（1989年）4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成3年（1991年）4月1日から施行する。

2 平成4年（1992年）度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成4年（1992年）11月19日から施行し、平成5年（1993年）度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成6年（1994年）4月1日から施行し、平成6年（1994年）度入学者から適用する。

附 則

この規程は、1998年（平成10年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1999年（平成11年）9月16日から施行する。

附 則

この規程は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2002年（平成14年）4月1日から施行する。

2 規程第2条第2項の編入学できる食品科学科2専攻及び③については、2003年度（平成15年度）入学者から適用する。

附 則

この規程は、2005年（平成17年）9月9日から施行する。

附 則

この規程は、2006年（平成18年）9月7日から施行する。

附 則

この規程は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

2 2012年度（平成24年度）に3年次入学するものについては、なお従前の規程による。

附 則

この規程は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

# 酪農学園大学再入学規程

## (目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第20条第3項の規定に基づき、再入学に関する必要な事項を定める。

## (出願資格)

第2条 再入学の出願資格を有する者は、次に掲げる者で、退学または除籍となった年度の3月31日から原則3年以内であること及び再入学後成業の見込みがある者とする。

- (1) 酪農学園大学学則第35条により退学した者（依願退学者）
  - (2) 酪農学園大学学則第36条第1号により除籍となった者（授業料等未納による除籍者）
- 2 再入学の出願資格を有しない者は、次に掲げる者とする。
- (1) 酪農学園大学学則第40条により退学した者（懲戒による退学処分者）
  - (2) 酪農学園大学学則第36条第2号により除籍となった者（在学年限を越えた者）
  - (3) 本規程に基づき再入学した後、退学または除籍された者

## (時 期)

第3条 再入学を希望する者の再入学の時期は、学年の始めとする。

## (所属及び年次)

第4条 再入学する学部学科（学群学類）は、原則として、再入学を希望する者が退学及び除籍となる以前に所属していた学部学科（学群学類）とする。

- 2 再入学する年次は、原則として、再入学を希望する学生が退学となる以前の年次とする。但し、退学時に当該年次を修了している場合、その再入学の年次は、修了年次の次の年次とする。また、除籍となった者が再入学する場合の年次は、除籍の当該年次とする。

## (出 願)

第5条 再入学を希望する者は、再入学をしようとする前年度の2月末日までに次の各号に定める書類に再入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 再入学願（本学所定のもの）
- (2) 健康診断書
- (3) 再入学検定料 30,000円

## (選 考)

第6条 選考は評議会の議を経て、学長が決定する。

## (手続及び許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに授業料等を納付し、再入学に必要な手続きをしなければならない。

- 2 学長は、前項に定める入学手続きを完了した者に再入学を許可する。
- 3 許可日は、原則として4月1日付けをもって行う。

## (単位の認定)

第8条 再入学した者が既に履修した授業科目及び修得単位数は、再入学した時の「授業科目履修年次配当表」に照らして読み替え、卒業の要件となる単位に含めることができる。但し、既に履修した科目の全部または一部を再び履修させることがある。

- 2 前項の認定は、評議会の議を経て、学長が決定する。

## (修業年限)

第9条 再入学した者の修業年限は、各学科（各学類）に定められた修業年限の残りの年限とし、在学年限は、前在学年数を加えて8年とする。但し、獣医学科（獣医学類）は12年とする。

## (改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

### 附 則

この規程は、1994（平成6）年2月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2008（平成20）年2月20日から施行する。

### 附 則

この規程は、2011（平成23）年4月1日から施行し、2011（平成23）年4月1日より適用する。

### 附 則

この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

## 酪農学園大学転学群転学類に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第33条第3項の規定に基づき転学群転学類(以下「転学類」という。)に関する事項を定める。

### (学類及び年次)

第2条 転学類することのできる者は、次の各号に定める基準を満たしているものとする。

- (1) 農食環境学群の各学類及び獣医学群獣医保健看護学類から転学類する場合は、以下のとおりとする。

年 次	2年次への転学類	3年次への転学類
転学群・転学類先	農食環境学群 循環農学類 食と健康学類(管理栄養士コース除く) 環境共生学類	
	獣医学群 獣医学類(2年次のみ) 獣医保健看護学類(2年次のみ)	
受 験 資 格	1年次終了時において転学類前の学類の進級要件を満たし、かつ転学先の進級要件を満たす者(いずれも見込含む)。	2年次終了時において転学類前の学類の進級要件を満たし、かつ転学先の進級要件を満たす者(いずれも見込含む)。
そ の 他	同一年次および下級年次への転学類は出来ない。	

- (2) 獣医学群獣医学類から転学類する場合は、以下のとおりとする。

年 次	2年次への転学類	3年次への転学類
転学群・転学類先	農食環境学群 循環農学類 食と健康学類(管理栄養士コース除く) 環境共生学類	
	獣医学群 獣医保健看護学類	
受 験 資 格	獣医学類の1年次終了時において進級要件を満たし、かつ転学先の進級要件を満たす者(いずれも見込含む)。	獣医学類の2年次終了時において転学先の学類の卒業に必要な単位数の2分の1以上修得した者(見込含む)。
そ の 他	獣医学類1年次終了時を除き2年次への転学類は出来ない。転学前の単位取得状況により転学後学類の修業年限内に卒業出来ない場合がある。	

- 2 一度、転学類を許可された者及び前年度に遡っての資格による出願はできない。ただし、獣医学類においては3年次及び4年次終了時において前項第2号に定められた基準を満たしている者に対しては3年次転学類の出願を認める。

### (時 期)

第3条 転学類の時期は、学年の始めとする。

### (年 次)

第4条 転学類の年次は、2年次又は3年次とする。

### (出願手続)

第5条 転学類を希望する者は、所定の書類に検定料を添えて、指定の期日までに学長に願い出なければならない。

- (1) 転学類願書(理由書及び学生担当教員の所見を添付)

(2) 学業成績証明書

(選 考)

第6条 選考は、所定の書類と筆記試験及び面接により総合的に審査し、評議会の議を経て、学長が決定する。

(手続及び許可)

第7条 選考に合格した者は、指定の期日までに定められた転学類に必要な手続をとらなければならない。

2 学長は、前項に定める手続きを完了した者に転学類を許可する。

(単位の認定)

第8条 転学類以前に修得した授業科目及び単位数は、全て転学類した学類の単位として認定する。

2 前項にかかわらず当該学類の単位として適当と認められないものについては、卒業必要単位数に算入しない。

3 前2項の単位認定は、当該学類が行う。

(修業年限及び在学年限)

第9条 転学類を許可された者の修業年限及び在学年限は、転学類前の在学期間も含めて学則第13条及び第14条の規定による。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、1994（平成6）年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、1996（平成8）年10月17日から施行する。

附 則

この規程は、1999（平成11）年10月15日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

2 規程第3条第1項（2）の食品科学科食品科学専攻については、2003年度（平成15年度）入学者から適用する。

附 則

この規程は、2004（平成16）年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、2005（平成17）年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、2006年（平成18）年9月7日から施行する。

附 則

1 この規程は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

2 2011年3月31日以前の酪農学園大学学則適用者については、従前の規程による。

附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

# 酪農学園大学他学群他学類の授業科目の履修に関する規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第25条第3項の規定に基づき、他学群他学類の授業科目の履修に関して必要な事項を定める。

## (履修登録)

第2条 他学群他学類の授業科目を履修しようとする者は、履修登録票により指定の期日までに提出しなければならない。ただし、本規程第6条第1項により履修制限のある授業科目は、当該授業科目担当教員の承認を得なければならない。

## (履修受講科目)

第3条 他学群他学類で履修できる科目は、実験・実習・演習科目を除く講義科目とするが、学外農場実習は履修することができる。ただし、教職コースの学生は実験・実習・演習科目の履修を認める場合がある。また、同一科目名の科目は履修することができない。

2 食と健康学類管理栄養士コースの科目は本規程より除外し、他学群他学類科目として履修することができない。

## (履修限度単位数)

第4条 他学群他学類の授業科目を履修し修得できる単位数は、在学中に30単位以内とする。

## (卒業必要単位数への算入)

第5条 他学群他学類の科目の単位を修得した場合、自由科目内の科目として卒業必要単位数に算入することができる。算入できる卒業必要単位数は、履修規程別表Iに定められた単位数とする。

## (履修制限)

第6条 授業科目によっては、講義計画により履修を制限する場合がある。

2 授業科目履修年次配当表で上級年次配当の授業科目は履修することができない。

## (履修学年)

第7条 他学群他学類の科目を履修できる学年は卒業年次のみとする。ただし、学外農場実習を除く。

## (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

### 附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行し、2011（平成23）年度入学者から適用する。

### 附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

# 酪農学園大学の他大学等の授業科目の履修に関する規程

## (趣 旨)

第1条 この規程は、酪農学園大学（以下「本学」という。）学則第26条第4項の規定に基づき、本学と協定を結んだ他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）の授業科目の履修に関して必要な事項を定める。

## (資 格)

第2条 他の大学等の授業科目を履修しようとする者は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 本学に1年以上在学している者
- (2) 学費等を完納している者

## (申 請)

第3条 他の大学等の授業科目を履修しようとする者は、指定の期日までに、当該他の大学等が定める書類を添えて、当該授業科目の履修願を学長に提出しなければならない。

## (選 考)

第4条 選考は、教務委員会を経て、当該学群教授会において行う。

## (許 可)

第5条 授業科目の履修については、当該他の大学等との協議に従って、学長が許可する。

## (単位の認定)

第6条 単位認定を受けようとする者は、指定の期日までに当該他の大学等の発行する単位修得証明書を添えて、単位認定願を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の修得単位は、当該学群教授会の議を経て、60単位を限度として本学において修得した単位とみなすことができる。

## (履修の停止)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該他の大学等と協議のうえ、学長が履修を停止させることがある。

- (1) 学修の成果が期待できないと認められた者
- (2) 学生の本分に反する行為があったと認められた者

## (事 務)

第8条 この規程に関する事務は、教育センター教務課が担当する。

## (改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

### 附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

# 酪農学園大学学生の留学に関する規程

## (目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第26条及び第34条の規定に基づき、酪農学園大学（以下「本学」という。）の学生の留学について必要な事項を定めるものとする。

## (定 義)

第2条 この規程に定める留学とは、学群教授会の許可を得て、外国の大学等で本学における1学期相当期間又は1年在学し、学修することをいう。

2 留学の種類は、次のとおりとする。

(1) 「協定留学」とは、本学と協定を締結した大学への留学を言う。

(2) 「認定留学」とは、前号以外の大学への留学を言う。

(3) 「休学留学」とは、修学等の理由により、学籍上休学したうえで、第1号又は第2号の大学へ留学することを言う。

## (外国の大学等)

第3条 外国の大学等とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの、又はこれに相当する教育研究機関をいう。

## (留学資格)

第4条 留学の資格は、修学状況が良好であり、受入期間の指定する当該外国語能力の基準等を満たしていなければならない。

## (留学に必要な手続き)

第5条 留学を希望する者は、所定の留学願を当該学群の学群長に提出しなければならない。

2 前項の留学願には、原則として、受入機関の入学又は聴講等の許可書を添えなければならない。

## (留学許可)

第6条 留学の許可は、学群長に願い出て、学長の許可を得る。

## (留学期間等)

第7条 留学の期間は、原則として1年以内とする。

2 協定留学並びに認定入学の場合、前項の期間を修業年限に算入する。

## (留学費用)

第8条 留学の費用は、すべて学生の負担とする。

## (留学期間中の授業料等)

第9条 留学期間中の本学の授業料等は、納付しなければならない。但し、実学充実費は免除する。

2 前項の規定に係らず、学業および人物に優れた者の場合、留学期間中の授業料の全額又はその一部を免除することがある。

3 前項の免除に関する必要な事項は、別に定める。

4 休学留学については、前3項は適用しない。

## (留学報告)

第10条 学生は、次の書類を帰国の日から1か月以内に学群長に提出するものとする。

(1) 留学に関する報告書

(2) 留学中の学業成績証明書

## (単位認定)

第11条 留学中に修得した授業科目並びに単位の認定については、学群教授会の議を経て、学長が決定する。

2 前項により認定された単位数は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとする。

## (卒業の延期)

第12条 留学期間中に卒業の要件を満たす者が引き続き在学を希望する場合には、本学における卒業を1学

期間延期することができる。

(留学許可の取消し等)

第13条 留学先での修学状況が不良若しくは留学を不相当と認める事由がある場合は、学群教授会の議を経て、学長が留学を取消す。

2 前項により、留学許可が取り消された場合は、当該留学期間は修学年限に算入しない。

(雑 則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、1982（昭和57）年5月20日から施行する。

附 則

この規程は、1990（平成2）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2004（平成16）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005（平成17）年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007（平成19）年7月5日から施行する。

附 則

1 この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

2 2014（平成26）年度以前の入学生は従前の規程とする。



# 酪農学園大学大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関する規程

## (目 的)

第1条 この規程は、酪農学園大学学則第26条の2に基づき、酪農学園大学（以下「本学」という。）の学生が行う大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関して必要な事項を定める。

## (単位の認定)

第2条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、本学における授業科目の履修とみなし、この規程の定めるところにより単位（以下「学修単位」という。）を与えることができる。

2 前項により単位を与えることができる学修、認定基準、対応する本学の授業科目及び単位数、評価は、別表のとおりとする。

3 別表は、教務委員会の議を経て学群教授会において決定する。

4 単位認定の時期は、該当授業科目の履修登録前を原則として、既履修科目は対象とならない。

## (申 請)

第3条 本学において学修単位の認定を希望する学生は、指定された期日までに次の各号の書類を付して学長に申請しなければならない。

(1) 学修単位認定申請書（別紙様式）

(2) 学修の成果を証明する書類（スコアまたは級位を含む。）

## (単位付与の決定)

第4条 前条による申請があった場合は、教務委員会による単位認定の審査を経て、学群教授会で単位付与を決定する。

## (事 務 局)

第5条 申請書の提出や受理等の事務に関する部署は、教育センター教務課とする。

## (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、教務委員会の議を経て評議会で行う。

### 附 則

この規程は、2012（平成24）年4月1日から施行する。

### 附 則

規程第2条2項に定める別表は、2013（平成25）年11月21日に改正し、2014（平成26）年度入学生から適用する。

### 附 則

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、2018（平成30）年10月1日から施行する。

[別表]

単位を与えることができる学修	認 定 基 準		対応する本学の授業科目、単位数	評価
TOEFL (iBT) (主催：Educational Testing Service (ETS))	平成23年度 以降入学生	42～ 51点	英語Ⅰ・Ⅱ(4単位)	A
		52～ 61点	英語Ⅰ・Ⅱ(4単位)	S
		62～ 77点	英語Ⅰ・Ⅱ(4単位)	S
			英語Ⅲ・Ⅳ(4単位)	A
		78～120点	英語Ⅰ・Ⅱ(4単位)	S
			英語Ⅲ・Ⅳ(4単位)	S
TOEIC® (主催：(財)国際ビジネスコミュニケーション協会)	平成23年度 以降入学生	416～519点	英語Ⅰ・Ⅱ(4単位)	A
		520～583点	英語Ⅰ・Ⅱ(4単位)	S
		584～729点	英語Ⅰ・Ⅱ(4単位)	S
			英語Ⅲ・Ⅳ(4単位)	A
		730～990点	英語Ⅰ・Ⅱ(4単位)	S
			英語Ⅲ・Ⅳ(4単位)	S
実用英語技能検定 (主催：(財)日本英語検定協会)	平成26年度 以降入学生	準1級	英語Ⅰ・Ⅱ(4単位)	S
			英語Ⅲ・Ⅳ(4単位)	A
		1級	英語Ⅰ・Ⅱ(4単位)	S
			英語Ⅲ・Ⅳ(4単位)	S

# 履修ガイド

2019年4月1日発行

発行 酪農学園大学

〒069-8501

江別市文京台緑町582番地

# 2019年度 酪農学園大学 履修ガイド

RAKUNO GAKUEN UNIVERSITY REGISTRATION GUIDE



酪農学園大学は、2014年度（公財）日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価において大学評価基準に適合していると認定されました。